附属資料

附属資料

1	証券	監視:	委の組織・事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
	1 -	- 1	組織及び事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
	1 -	-2	証券取引等の監視体制の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	170
	1 -	- 3	証券監視委の機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	171
	1 -	-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の	
			関係の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
	1 -	- 5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移・・・・・・・	173
	1 -	- 6	機構図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	174
	1 -	- 7	組織・事務に係る法令の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
	1 -	- 8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190
2	証 <i>为</i>	长些相:	委の活動実績等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	191
_		- 1	証券監視委の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
		-2	市場分析審査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
		- 3	証券検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
		-4	勧告等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205
		- - 5	申立て実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	305
		- 6	告発実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	313
	2 -	- 7	建議実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	351
	2 -	- 8	市場のグローバル化への対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	359
	2 -	- 9	平成 25 年度 主な講演会等の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	362
	2 -	- 10		365
3 -	- 1	歩 様	からの情報提供が、市場を守ります! ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	368
J	1	日本	からの自我庭房が、中物で引うよう:	300
3 -	- 2	年金	運用ホットラインでの情報受付について	
			わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします~・・	369
3 -	– 3	証券]	取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	371
J	J	皿分	收升专品比 安 莫云五 <u>二</u> 四报心日 相談心日	511
3 -	- 4	金融	庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に	
		ご注意	意ください!~ 未公開株に関するご注意 ~	373
9 _	- 5	=元 坐	検査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	275
ა -	J	亚 矛	火耳に 大 大 大	<i>ა1</i>
3 -	- 6	取引	調査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	401
9	- 7	期子	検査に関する基本指針·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
.) _	1	1 111 1/11/		+1/.)

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び 証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行 革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審 議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまと められた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標 として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門か ら独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提 言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な 視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2 月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部 を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第 8 条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券 監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融 庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注) 国家行政組織 法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、 現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則 事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、 金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状 況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の 適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告 書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、 領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

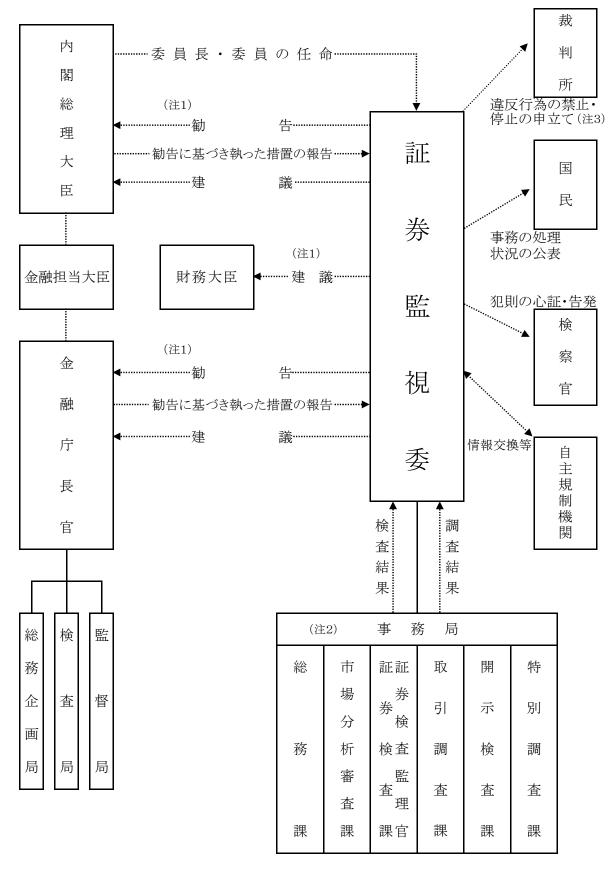
また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

- ④ 告発
 - 証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。
- ⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て 金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びそ の前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任さ れている。
- ⑥ 事務の処理状況の公表 証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、 金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。
- (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3) 金商法改正(平成20年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

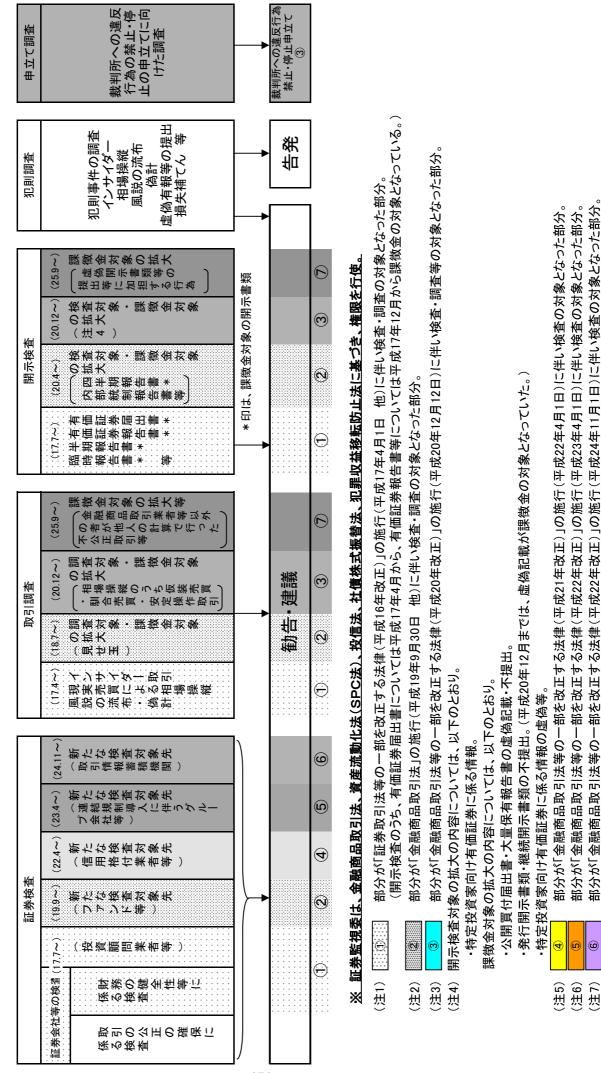
170

一3 証券監視委の機能強化

徊

ఱ

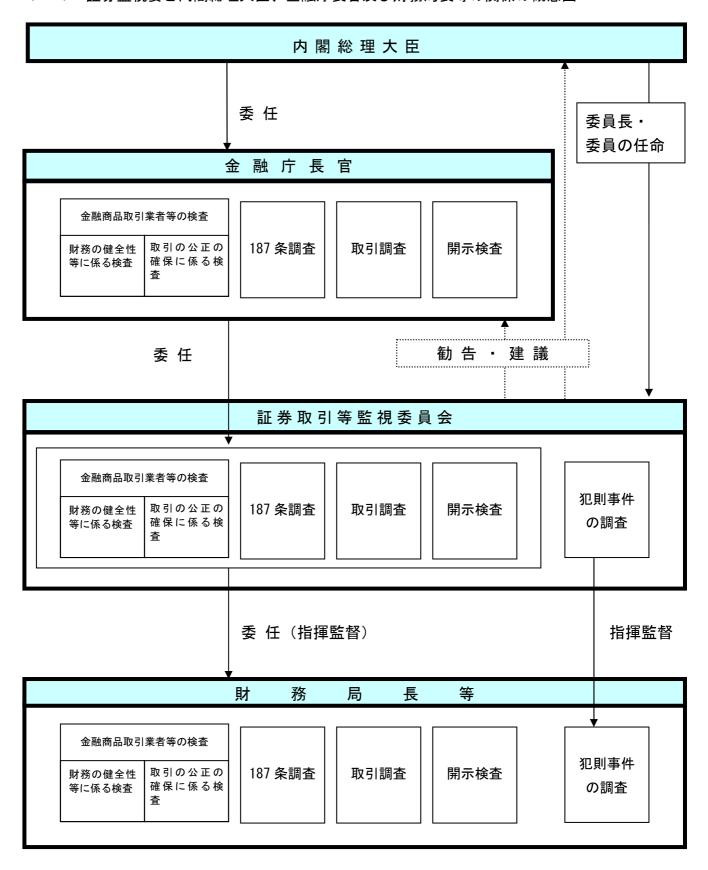
情報収集·分析



部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成25年9月6日)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(8世)

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1)証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。
- (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 - ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金 融商品取引業者等を指定する公示
 - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

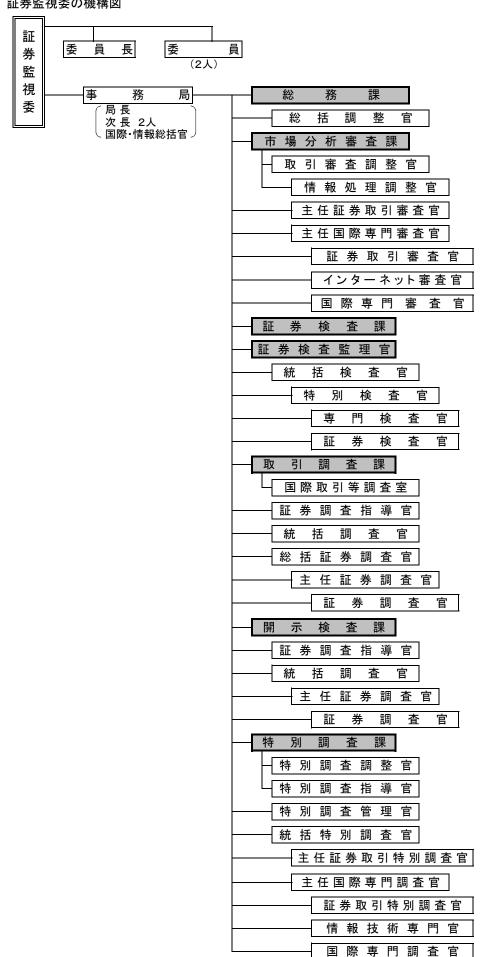
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

	—— 在				予 算 定 員	
		- 12		証券監視委	財務局等	合 計
4		年	度	8 4 人	118人	202人
5		年	度	8 4 人	118人	202人
6		年	度	86人	118人	204人
7		年	度	88人	118人	206人
8		年	度	8 9 人	118人	207人
9		年	度	91人	118人	209人
1	0	年	度	98人	126人	2 2 4 人
1	1	年	度	106人	133人	2 3 9 人
1	2	年	度	112人	139人	2 5 1 人
1	3	年	度	122人	1 4 4 人	266人
1	4	年	度	182人	183人	3 6 5人
1	5	年	度	2 1 7人	199人	4 1 6 人
1	6	年	度	2 3 7人	204人	4 4 1 人
1	7	年	度	307人	2 4 5人	5 5 2 人
1	8	年	度	3 1 8人	2 4 6 人	564人
1	9	年	度	3 4 1 人	268人	609人
2	0	年	度	3 5 8人	282人	6 4 0 人
2	1	年	度	374人	300人	674人
2	2	年	度	384人	3 1 3人	6 9 7人
2	3	年	度	3 9 2 人	3 1 2 人	704人
2	4	年	度	3 9 2 人	3 2 2 人	714人
2	5	年	度	400人	3 3 9 人	7 3 9人
2	6	年	度	409人	3 5 4 人	763人

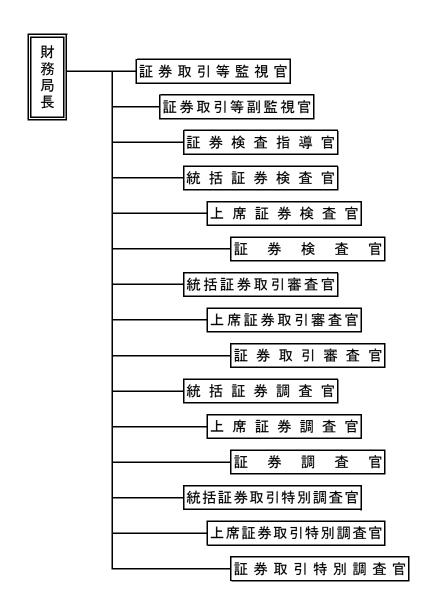
⁽注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。



1-7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大 臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の特別担党	証券監視委への	検査又は報告・資料の徴取の対象
の徴取の権限規定 第 56 条の2第1項 (第65条の3第3項 において準用する場 合を含む。)から第4 項まで	権限委任規定 第194条の7第2項第1号 及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、 指定親会社の子会社等、指定親会社から業 務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11(第60条の12第3項において準用する場合を含む。)	第194条の7第2項第2号 及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者 と取引を行う者、取引所取引許可業者から 業務の委託を受けた者
第63条第7項及び第 8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を 行う者、特例業務届出者から業務の委託を 受けた者
第 66 条の 22	第194条の7第2項第3号 及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取 引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第2項第3号 の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする 者、信用格付業者から業務の委託を受けた 者、信用格付業者の関係法人

炒木刀丹却生,次 剉	工光贴坦禾。①	
検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第75条	第194条の7第2項第4号及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第 194 条の7第2項第5号 及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第194条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務 の委託を受けた者
第 103 条の 4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有 届出書の提出者(株式会社金融商品取引所 の総株主の議決権の百分の五を超える対象 議決権の保有者)
第 106 条の6第1項 (同条第2項におい て準用する場合を含 む。)	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有 届出書の提出者(金融商品取引所持株会社 の総株主の議決権の百分の五を超える対象 議決権の保有者)
第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融 商品取引所持株会社の保有基準割合以上の 数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所 持株会社の子会社
第109条において準 用する第106条の27	第194条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社 を子会社とする商品取引所
第 151 条	第194条の7第2項第6号 及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 153 条の4におい て準用する第 151 条	第 194 条の7第2項第6号 及び第3項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の7第2項第7号 及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所 参加者、外国金融商品取引所から業務の委 託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届 出書の提出者(金融商品取引清算機関の総 株主の議決権の百分の五を超える対象議決 権の保有者)
第 156 条の 5 の 8	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第194条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品 取引清算機関の清算参加者、外国金融商品 取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委 託を受けた者
第 156 条の 58	第194条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機 関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第194条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)

[※] 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

[投信法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会 社等と当該受託会社等に係る投資信託に係 る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から 第 5 項まで	第225条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

[SPC法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号及び 第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定 譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第1項において準用する第 209 条第2項において準 用する第 217 条第1 項	第 290 条第 2 項第 2 号及び 第 3 項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の 確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認 められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官 が自ら行うことを妨げない。)。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項(第43	第 286 条第 2 項	振替機関
条第3項において準		
用する場合を含む。)		

[※] 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条 第 1 項	第21条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[預金保険法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第 1 項及び 第 2 項並びに第 137 条第 1 項及び第 2 項	第 139 条第 2 項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第 一種金融商品取引業者のうち有価証券関連 業に該当するものを行う者に限る。)、指定 親会社、金融商品取引業者子特定法人、指 定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商 品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引 業者等の子会社、金融商品取引業者等から 業務の委託を受けた者

[※] 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。(注)

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所そ の他必要な場所

(注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準 用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注 1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第 2項において準用す る場合も含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け 等を行うべきであると認められる者、これらの特 別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の 関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる 発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他 の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所そ の他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
 - ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの 訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・ 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公 開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事 件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[全商注]

【金冏伝】	
条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券
	の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、
	有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売
	り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検 査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。 具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 30 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 30 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出 しをする者、 引受人、金融 商品取引業 者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取 引業者等	契約締結時等の書面の交付

条項	行為者	規定の概要
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のこと を告げる行為の禁止
第 38 条の 2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第 1 項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の 4	金融商品取 引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買 等
第 41 条の 2	金融商品取 引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の 7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務 等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条 項	行為者	規定の概要
第 167 条の 2	会社関係者 等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者 等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限 証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及 びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。 具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194条の7第4項 第1号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194条の7第4項 第2号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行 為を行い、又は行おうとする者

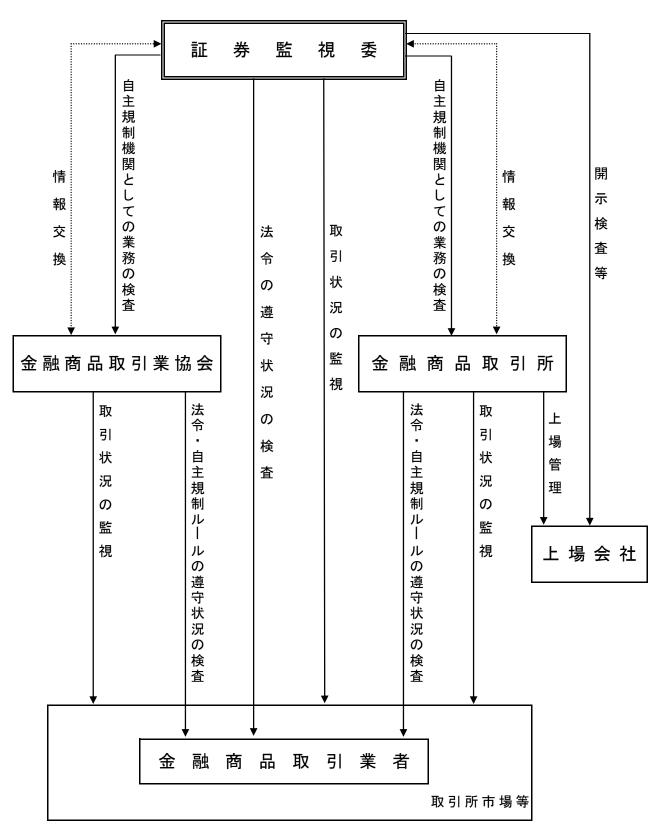
[※] 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限 は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[投信法]

[投信法]		
申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第26条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第219条第1項	第 225 条第 4 項第 1 号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、 又は行おうとする者について、以下に該当 するとき。 ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に 違反している場合で、投資者の損害の 拡大を防止する緊急の必要があると き。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社 の運用の指図等が著しく適正を欠き、 かつ、現に投資者の利益が著しく害さ れている場合等で、投資者の損害の拡 大を防止する緊急の必要があるとき 等。
第 60 条第1項、第 223条第1項	第 225 条第 4 項第 1 号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

第 26 条第 7 項 (第 54	第 225 条第 4 項第 2 号	関係人、参考人、鑑定人
条第1項において準		
用する場合を含		
む。)、第60条第3項、		
第 219 条第 3 項、第		
223 条第3項におい		
て準用する金融商品		
取引法第 187 条の規		
定による権限		

[※] 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。



金融・資本市場

2 証券監視委の活動実績等 2-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

	事務年度,年度	4~17	18	19	20	0	21	22	23	24	25	合 計
区	分											
	犯則事件の告発 	85	13	10	13	(4)	17	8	15	7	3	167
	勧 告 	326	43	59	50	(19)	74	64	45	62	70	774
	証券検査結果等に基づく勧告	316	28	28	18	(4)	21	19	16	20	18	480
	課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	9	9	21	20	(10)	43	26	18	32	42	210
	課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	0	5	10	12	(5)	10	19	11	9	9	80
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	1	0	0		0	0	0	1	1	4
	関投資家等特例業務届出者等に対 査結果等の公表	_	-	0	0		0	1	0	13	11	25
	業者・無届募集等に対する裁判所 止命令等の申立て	_	-	_	0		0	2	3	1	2	8
	建議	12	3	0	4	(4)	4	2	1	1	0	23
	証券検査	1,522	192	233	228	(69)	216	186	202	214	271	3,195
	金融商品取引業者	1,369	150	187	191	(62)	176	148	148	153	222	2,682
	第一種金融商品取引業者	1,330	99	138	117	(20)	91	91	85	57	69	2,057
	第二種金融商品取引業者	_	_	2	1	(1)	22	6	14	20	108	172
	投資運用業者、 投資助言·代理業者	39	51	47	73	(41)	63	51	49	76	45	453
	登録金融機関	143	27	32	25	(4)	24	28	32	28	9	344
	適格機関投資家等特例業務 届出者	_	_	0	0		1	2	6	21	23	53
	金融商品仲介業者	1	1	1	0		1	1	9	9	8	31
	信用格付業者	_	_	-	_		_	0	4	3	0	7
	自主規制機関等	7	6	1	5	(2)	5	1	0	0	3	26
	投資法人	2	7	10	7	(1)	9	6	2	0	3	45
	その他	0	1	2	0		0	0	1	0	3	7
取引	審査	5,374	1,039	1,098	1,031	(276)	749	691	913	973	1,043	12,635

(注)

⁽注)
1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
3. 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4. 20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月である。
5. 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数である。

2-2 市場分析審査実施状況

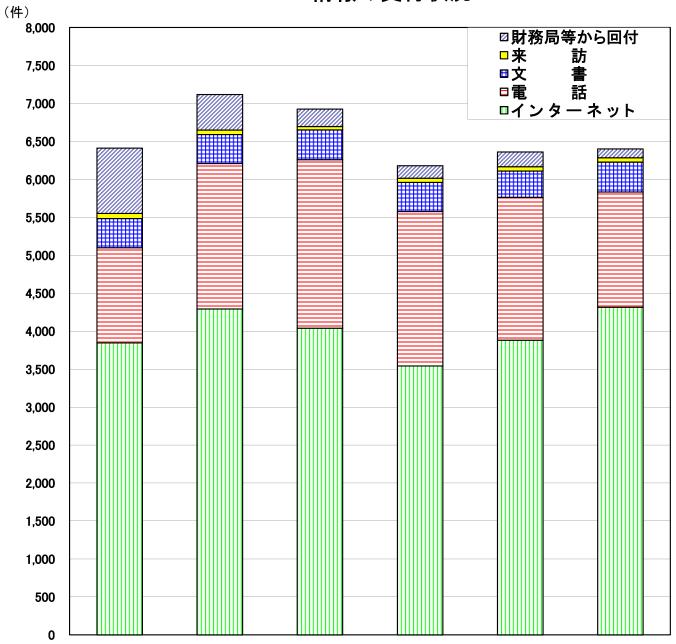
1 取引審査実施状況

(単位:件)

年 度 区 分	21	22	23	24	25
価格形成に関するもの	94	54	73	84	86
内部者取引に関するもの	649	613	819	875	943
その他	6	24	21	14	14
合 計	749	691	913	973	1, 043
(証券監視委)	319	224	396	400	410
(財務局等)	430	467	517	573	633

⁽注) 「会計年度ベース」 4月~翌年3月

2-2-2 情報の受付状況



	区分	度	20	21	22	23	24	25
	合	計	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401
	うち年金運	用ホットライン	-	-	-	-	23	18
	インタ-	ーネット	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543	3,881	4,316
	電	話	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033	1,883	1,518
	文	書	384 (93)	380	393	385	346	395
	来	訪	67 (15)	60	45	54	57	56
貝	財務局等	から回付	861 (264)	468	230	164	195	116

⁽注1)20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

⁽注2)20年度())内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数

⁽注3)年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

2-2-3 情報の内容別受付状況

1. 旧区分(平成20年度まで)
年 度	
区分	20
[個別銘柄等]	
Linn が	3
B. インサイダー取引	(1) 510
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	(108) 239
C-2. 無届募集	(64) 44
D. 相場操縦	(24) 1,975
E-1. 風説の流布	(539) 814
	(185)
E-2. その他	1,204 (303)
(小 計)	4,789
	(1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等] F. 断定的判断を提供した勧誘	16
「. 例足的判例を提供した勧誘	(2)
G. 取引一任勘定取引の締結	9
	(3)
H. 大量推奨販売	4
	(1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	32
J. 無断売買	(14) 47
K. その他	(15) 930
K-1.吞行為	(253) -
K-2.法定帳簿に関する不正	(-) 0
K-3.役職員の手張り	(0) 5
K-4.その他法令違反	(1) 160
	(31)
K-5.自主ルール違反	28 (4)
K-6.その他営業姿勢に関するもの	737 (217)
(小 計)	1,038
V4 H17	(288)
[その他] L. 委員会に対する意見等	29
M. 証券行政・政策に対する意見等	(8) 120
N. その他	(46) 436
	(186)
(小 計)	585
 合 計	(240) 6,412
H EI	(1752)

2. 新区分(平成21年度から)			(単位:件)
年 度			

2. 新区分(平成21年度から) (単位: +								
年 度 区 分	21	22	23	24	25			
A. 個別銘柄								
a. 取引規制								
1. 風説の流布・偽計	627	608	813	990	401			
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995	2,297	2,735			
3. インサイダー取引	385	463	327	252	279			
0. その他	50	58	80	201	615			
b. 開示		_	_					
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	4	0			
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6	7	9			
0. その他 (小 計)	9	4	0	0 751	1 040			
	3,889	3,640	3,227	3,751	4,040			
B. 発行体 a. 法定開示								
	45	00	10	01	•			
1. 無届募集 2. ファイナンス	45 143	29 64	19 20	21 15	3 17			
2. ファイナンへ 3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	110	224			
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27	21	16			
4. 有価証券報告書等の未提出 5. 内部統制報告	2	5	10	0	0			
5. 內部和阿報日 6. 無届公開買付	14	3	10	0	1			
0. 米畑公開負的 0. その他	65	38	32	17	12			
b. 協会・取引所ルール	0.5	30	32	17	12			
1. 適時開示	53	62	22	51	34			
0. その他	2	3	5	6	1			
c. その他	_		3	U	'			
1. ガバナンス等	27	17	19	8	10			
0. その他	223	210	149	187	84			
(小計)	835	597	440	436	402			
C. 金融商品取引業者等								
a. 禁止行為等								
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	19	9			
2. 無断売買	57	17	19	22	16			
3. 損失保証・補てん	4	3	6	3	2			
0. その他法令違反	153	101	135	162	100			
b. 業務の運営状況								
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55	11	7			
2. システム関連	141	219	76	37	102			
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	319	371			
c. 経理								
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32	13	19			
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5	5	5			
d. 協会・取引所ルール								
1. 自主ルール違反	12	3	19	10	12			
e. その他								
0. その他	43	35	70	189	264			
(小計)	1,349	1,142	878	790	907			
D. その他								
a. 意見·要望等								
1. 委員会に対する意見等	34	77	362	296	171			
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	76	61			
b. その他								
1. 無登録業者	208	258	277	192	242			
2. 未公開株	471	732	559	376	77			
3. ファンド	29	70	46	58	82			
0. その他	196	314	311	387	419			
(小計)	1,045	1,548	1,634	1,385	1,052			
合 計	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401			

⁽注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

⁽注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数

⁽注3) 平成17年4月1日より、向い呑み及び呑行為の禁止規定は廃止されている。

2-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

					(+12:1190)
区分	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月
	~22年3月	~23年3月	~24年3月	~25年3月	~26年3月
合計	216	186	202	214	271
(証券監視委)	(57)	(35)	(38)	(48)	(48)
(財務局長等)	(159)	(151)	(164)	(166)	(223)
金融商品取引業者	176	148	148	153	222
(証券監視委)	(43)	(26)	(23)	(34)	(33)
(財務局長等)	(133)	(122)	(125)	(119)	(189)
第一種金融商品取引業者	91	91	85	57	69
(証券監視委)	(18)	(17)	(17)	(11)	(16)
(財務局長等)	(73)	(74)	(68)	(46)	(53)
支 店 単 独 検 査	17支店	_	_	_	_
第二種金融商品取引業者	22	6	14	20	108
(証券監視委)	(6)	(0)	(0)	(1)	(9)
(財務局長等)	(16)	(6)	(14)	(19)	(99)
投資助言・代理業者	45	36	40	40	29
(証券監視委)	(1)	(0)	(0)	(2)	(2)
(財務局長等)	(44)	(36)	(40)	(38)	(27)
投 資 運 用 業 者	18	15	9	36	16
(証券監視委)	(18)	(9)	(6)	(20)	(6)
(財務局長等)	(0)	(6)	(3)	(16)	(10)
登 録 金 融 機 関	24	28	32	28	9
(証券監視委)	(0)	(2)	(4)	(0)	(1)
(財務局長等)	(24)	(26)	(28)	(28)	(8)
適格機関投資家等特例業務届出者	1	2	6	21	23
(証券監視委)	(0)	(0)	(4)	(10)	(5)
(財務局長等)	(1)	(2)	(2)	(11)	(18)
金融商品仲介業者	1	1	9	9	8
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財務局長等)	(1)	(1)	(9)	(8)	(8)
信用格付業者	_	0	4	3	0
	(-)	(0)	(4)	(3)	(0)
(財務局長等)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	5	1	0	0	3
(証 券 監 視 委) (財 務 局 長 等)	(5)	(1)	(0)	(0)	(3)
投 資 法 人	(0) 9	(0) 6	(0)	(0)	(0)
	9 (9)	6 (6)	(2)	(0)	(3)
(証	(9)	(6)	(0)	(0)	(0)
その他	0	0	1	0	3
(証券監視委)	(0)	(0)	(1)	(0)	(3)
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	()	()	\~/	()	()

(単位:件数)

(注)「支店単独検査」とは、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店の 検査のみを実施するものである。

2-3-2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

				1	(平)世	.:人・日)
	区分	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月
	ρ. <i>Ν</i>	~22年3月	~23年3月	~24年3月	~25年3月	~26年3月
金融	第一種金融商品取引業者	129	134	84	104	128
商品	第二種金融商品取引業者	60	26	36	42	19
取引	投資助言·代理業者	21	27	22	25	37
業者	投資運用業者	153	69	84	173	168
登	録 金 融 機 関	33	47	56	35	33
適格	孫機関投資家等特例業務届出者	0	33	57	32	50
金	融商品仲介業者	18	18	11	11	23
信	用格付業者	_	0	114	204	0
自	主規制機関等	89	86	0	0	50
7	の他	0	0	0	0	91

⁽注)検査年度中に検査が終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

2-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

区 分	21年4月 ~22年3月	22年4月 ~23年3月	23年4月~24年3月	24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月
検 査 終 了 件 数	211	210	186	170	283
金融商品取引業者	164	171	141	112	230
第一種金融商品取引業者	92	100	90	50	63
第二種金融商品取引業者	8	18	12	18	81
投資助言・代理業者	46	35	32	38	40
投 資 運 用 業 者	18	18	7	6	46
登 録 金 融 機 関	27	28	27	31	14
適格機関投資家等特例業務届出者	0	2	5	14	22
金融商品仲介業者	1	1	9	6	10
信用格付業者	Ι	0	2	5	0
自 主 規 制 機 関 等	8	1	0	0	3
投 資 法 人	11	7	2	1	3
そ の 他	0	0	0	1	1

(単位:件数)

(2) 問題点が認められた業者等の数

	区 分	21年4月 ~22年3月	22年4月 ~23年3月	23年4月 ~24年3月	24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月
問	題点が認められた業者等の数	125	105	87	102	118
	不公正取引に関するもの	12	9	7	6	5
	投資者保護に関するもの	57	45	46	52	65
	財産・経理等に関するもの	27	18	31	11	9
	その他業務運営に関するもの	60	71	58	71	69

⁽注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数 をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」 及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。 したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と 「問題点が認められた業者等 の数」の数値とは一致しない。

⁽注) 「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度以前着手分を含む。 なお、支店単独検査は含まない。

2-3-4 平成25年度に検査が終了した法人等一覧

担当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
委員会	金 7	商 業 者						
		一種業	1	メリルリンチ日本証券	H23.11.28	H24.2.8	H25.6.14	_
			2	BNPパリバ証券	H24.4.23	H24.6.22	H25.6.19	
			3	バークレイズ証券	H24.8.31	H24.10.12	H25.4.5	_
			4	タワー証券	H24.9.3	H24.10.17	H25.6.21	_
			5	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)(東京支店)	H24.11.12	H25.1.25	H25.4.5	0
			6	岩井コスモ証券	H25.1.28	H25.3.8	H26.2.26	_
				楽天証券	H25.1.28	H25.3.8	H25.4.5	_
				JPモルガン証券	H25.2.25	H25.4.12	H25.8.1	_
			1	日本アジア証券	H25.4.9	H25.6.7	H25.8.5	_
				ドイツ証券	H25.5.13	H25.7.19	H25.12.5	0
					H25.5.13	H25.6.21	H26.2.5	_
				ゴールドマン・サックス証券	H25.9.2	H25.10.25	H25.11.26	_
				岡三証券	H25.9.2	H25.10.21	H25.12.16	
			6	四一 <u></u> 四分 SMBCフレンド証券	H25.11.11	H25.12.20	H26.3.10	
		二種業	7					
		一浬禾	1	MRI INTERNATIONAL, INC. With Asset Management	H25.3.4	H25.4.24 H25.7.17	H25.4.26	0
			1		H25.4.9		H25.8.2	\cup
				ウイーズ・インターナショナル	H25.10.17	H25.11.15	H26.3.28	
		ш =	3	ミュージックセキュリティーズ	H25.12.3	H26.1.31	H26.3.28	
		助言	1	ブルーオーシャン・アソシエイト	H24.10.30	H24.11.1	H25.6.27	_
			2	エー・エム・シー	H25.2.25	H25.3.19	H25.6.19	_
	l		1	アブラハム・プライベートバンク	H25.6.5	H25.9.17	H25.10.3	0
		運用	1	BFCアセットマネジメント	H24.4.24	H24.6.11	H25.6.4	
				シンプレクス・アセット・マネジメント	H24.7.2	H24.8.2	H25.6.28	
				スパークス・アセット・マネジメント	H24.8.29	H24.10.12	H25.6.26	_
				ラッセル・インベストメント	H24.8.29	H24.10.3	H25.6.4	_
			5	プラザアセットマネジメント	H24.8.29	H24.12.19	H25.6.25	0
			6	ベイビュー・アセット・マネジメント	H24.8.29	H24.10.12	H26.1.28	_
			7	UBPインベストメンツ	H24.8.29	H24.10.5	H25.6.26	_
			8	三菱商事アセットマネジメント	H24.8.29	H24.10.11	H25.12.11	_
				タワー投資顧問	H24.9.3	H24.10.17	H25.6.21	
			10	SBIアセットマネジメント	H24.10.29	H24.12.17	H25.6.28	_
			11	あすかアセットマネジメント	H24.10.29	H25.1.25	H26.2.7	_
			12	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ	H24.10.29	H25.1.25	H25.6.28	_
			13	大和ファンド・コンサルティング	H24.11.12	H24.12.14	H25.6.4	_
			14	エム・ユー投資顧問	H25.1.21	H25.3.1	H25.6.26	_
			15	東京海上アセットマネジメント投信	H25.1.21	H25.3.8	H25.6.27	_
			16	ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン	H25.2.20	H25.3.27	H25.7.1	_
			1	野村不動産投資顧問	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	_
			2	T&Dアセットマネジメント	H25.8.26	H25.9.25	H25.11.26	_
			3	キャピタル・インターナショナル	H25.8.26	H25.9.25	H25.11.26	_
			4	エー・アイ・キャピタル	H25.10.15	H25.11.8	H26.2.3	<u> </u>
				アストマックス投信投資顧問	H25.10.15	H25.11.14	H26.2.14	_
	登	金	1	広島銀行	H25.4.23	H25.4.26	H25.9.26	_
		資 法 人	1	野村不動産オフィスファンド投資法人	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	
		~ 14 /\	2	野村不動産レジデンシャル投資法人	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	
				野村不動産プライベート投資法人		H25.6.21	H25.10.24 H25.10.24	
	性 何 :	業務届出者		野州小助座ノノイベート投資伝入 HI	H25.4.15			
	1寸 1列 多	木 彷 佃 山 白	1		H25.1.28	H25.2.1	H25.10.16	
			2	キャピタル・マネジメント	H25.1.28	H25.2.1	H25.10.16	_
			1	Limit Investage	H25.5.21	H25.5.29	H25.6.26	\triangle

	2	スマイリングパートナーズ	H25.11.28	H26.1.17	H26.2.4	Δ
	3	スラージュマン	H25.12.4	H25.12.24	H26.2.4	Δ
自主規制機関等		日本取引所グループ	H25.10.28	H25.11.29	H25.12.24	_
	2	東京証券取引所	H25.10.28	H25.11.29	H25.12.24	_
	3	大阪証券取引所	H25.10.28	H25.11.29	H25.12.24	_
その他		証券保管振替機構	H25.9.5	H25.10.4	H25.11.11	_

- (注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例 業務届出者である。
- (注2)
- 斜字体数字は、平成23年度及び同24年度に検査に着手した法人である。 備考欄の〇は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。 (注3) なお、勧告の公表を控える場合がある。
- 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警 (注4) 告書の発出を行ったものである。

担当	¥	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
関東	金							
		一種業	1	GKFX証券(旧王子証券)	H24.7.10	H24.7.24	H25.4.22	
				ヘッジファンド証券	H24.10.25	H24.11.2	H25.10.21	
				豊商事 エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券	H25.3.4 H25.3.4	H25.3.15 H25.3.15	H25.5.1 H25.4.22	
				フォレックス・ドットコムジャパン	H25.3.4	H25.3.19	H25.6.3	
				FXクリエイト	H25.3.14	H25.3.27	H25.11.22	_
				アリーナ・エフエックス	H25.3.14	H25.3.27	H25.4.24	_
			1	Liaison Japon証券(旧プロフィット証券)	H25.4.10	H26.1.10	H26.1.17	0
			2	立花証券	H25.4.10	H25.5.15	H25.7.16	
				ICAP東短証券	H25.4.15	H25.4.26	H25.6.20	
			4	プレミア証券	H25.5.23	H25.6.5	H25.7.19	
			5	宇都宮証券 セントラル短資FX	H25.6.3	H25.6.14	H25.7.19	
			6		H25.6.3	H25.6.14 H25.6.14	H25.9.27	
			8	インターキャピタル証券 GIC証券	H25.6.4 H25.6.4	H25.6.14 H25.6.14	H25.10.8 H25.9.20	
			9	GIC証分 パトナム・インベストメンツ証券	H25.6.4	H25.6.11	H25.7.8	_
				共和証券	H25.7.10	H25.7.26	H25.12.4	_
			11	フィデリティ証券	H25.7.10	H25.7.24	H25.9.19	_
				インヴァスト証券	H25.8.28	H25.9.18	H25.12.6	
			13	リテラ・クレア証券	H25.8.28	H25.9.20	H26.2.19	_
				あかつき証券	H25.8.28	H25.9.18	H25.11.28	_
				長野證券	H25.8.28	H25.9.10	H25.10.30	
			16		H25.10.2	H25.10.23	H25.12.17	
				東洋証券	H25.10.10	H25.11.8	H26.2.6	
				ライブスター証券 ストラティミング記案	H25.10.10 H25.10.17	H25.10.24 H25.10.24	H26.1.14 H25.12.3	
			20	ストラテジック証券 三栄証券	H25.11.13	H25.11.26	H26.1.30	
				ニホーター 証券ジャパン	H25.11.28	H25.12.16	H26.3.24	_
				だいこう証券ビジネス	H26.1.16	H26.1.30	H26.3.26	_
		二種業	1	ライツマネジメント	H24.7.11	H24.8.30	H25.4.16	0
			2	ディベックス	H25.1.21	H25.2.1	H25.8.30	\circ
			1	TOTAL OPERATION	H25.4.10	H25.4.18	H25.8.1	
			2	みらいアセットマネジメント	H25.4.10	H25.5.28	H26.2.4	_
				アセットプランニング	H25.4.15	H25.5.29	H26.3.13	
				ジーク投資顧問	H25.4.16	H25.5.10	H25.12.9	<u> </u>
				センターポイント・ディベロップメント	H25.6.20	H25.6.20	H25.7.23	<u> </u>
				ファーストブラザーズ ウィナーズ・サポート	H25.7.23 H25.9.9	H25.7.24 H25.9.24	H25.10.10 H26.3.13	<u> </u>
				フ12 ハーケが ト スプレマシーアセットパートナーズ	H25.9.9	H25.9.25	H26.3.12	_ _
				PROUD Asset Management	H25.9.9	H25.9.20	H26.3.25	\circ
				トラストネクサス	H25.10.2	H25.10.3	H25.10.31	*
			11	キャピタル・ブレイン	H25.10.15	H25.10.31	H26.1.31	_
				FEインベスト	H25.10.15	H25.10.29	H26.1.23	_
				地域活性ファンド	H25.10.15	H25.10.31	H26.1.27	
				ザイタス・パートナーズ	H25.11.26	H25.12.10	H26.3.12	
				英治出版	H25.11.26	H25.12.11	H26.3.26	<u> </u>
				ロードスターキャピタル リアルテックス	H25.12.2 H25.12.2	H25.12.2 H25.12.3	H26.1.21 H26.1.17	* *
				97 ルクツクへ OVALアセットマネジメント	H25.12.2 H25.12.2	H25.12.3 H25.12.2	H26.1.17 H26.1.28	<u>*</u>
				丸巧	H25.12.2	H25.12.2	H26.1.22	··· <u>%</u> ···
				カリス・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	H25.12.9	H25.12.10	H26.1.20	<u>;;;</u>
			21	ミブコーポレーション	H25.12.9	H25.12.10	H26.1.23	*
			22	リニューアブル・ジャパン	H25.12.9	H25.12.10	H26.1.21	* * * * * *
			23	RECC	H25.12.9	H25.12.9	H26.1.20	*
				丸嶋総業	H25.12.9	H25.12.9	H26.1.23	*
			25	エクセルインベストメント	H25.12.10	H25.12.10	H26.1.23	※

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
			JMI	H25.12.12	H25.12.12	H26.1.24	*
			SGリアルティ	H25.12.16	H25.12.16	H26.1.22	*
		28	K-TREASURE ASSET MANAGEMENT		H26.1.31	H26.3.13	
	助言	1	アブラハム・プライベートバンク	H24.1.19	H24.2.3	H25.10.3	0
		2	IFA JAPAN	H24.1.19	H24.2.10	H25.10.3	0
		3	K2Investment	H24.2.29	H24.3.30	H25.9.27	\circ
		4	グロースアドバイザーズ	H24.12.3	H24.12.13	H25.7.10	
			ハ°ルナッソス・インヘ`ストメント・ストラテシ´ース`	H24.12.5	H24.12.7	H25.4.4	*
		6	トレードイノベーション	H25.3.14	H25.3.27	H25.7.24	
		7	亜州IR	H25.3.14	H25.3.28	H25.9.25	_
		1	CIC投資顧問	H25.4.15	H25.4.23	H25.8.22	_
		2	トラヴィス・コンサルティング	H25.6.4	H25.6.14	H26.2.21	0
		3	オリオール・アセット・マネジメント	H25.7.23	H25.7.23	H25.10.11	*
		4	インフォカート	H25.8.28	H25.9.10	H25.12.20	_
		5	クロスリテイリング	H25.8.28	H25.9.18	H26.3.20	
		6	あゆみインベストメント	H25.11.26	H25.12.6	H26.3.5	
		7	K2Investment	H26.2.28	H26.3.4	H26.3.5	0
	運用	1	第一投資顧問	H24.1.19	H24.9.14	H26.3.14	
		2	プラチナムグローフ゛アセットマネーシ゛メントシ゛ャハ゜ン	H24.5.22	H24.6.8	H25.6.18	
		3	GCIアセット・マネジメント	H24.5.22	H24.6.8	H25.6.13	
		4	MSインベストメンツ	H24.8.29	H24.9.19	H25.6.6	_
		5	エピック・パートナーズ・インベストメンツ	H24.8.29	H24.9.28	H25.10.25	
		6	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H24.8.29	H24.12.12	H25.6.28	0
		7	アマデウスアドバイザーズ	H24.8.29	H24.11.19	H25.8.30	0
		8	FGIキャピタル・パートナーズ	H24.10.17	H24.11.6	H25.6.11	
		9	フィノウェイブインベストメンツ	H24.10.17	H25.1.29	H25.6.4	
		10	TTグローバル・アセットマネジメント	H24.10.17	H24.11.20	H25.11.15	
		11	インターキャピタル投資顧問	H24.10.17	H24.11.6	H25.10.25	_
		12	アセットデザイン	H24.10.17	H24.11.6	H25.6.5	
		13	K2アドバイザーズ・ジャパン	H25.1.21	H25.2.15	H25.9.9	_
		14	ニューバーガー・パーマン	H25.1.21	H25.2.22	H25.9.27	L –
		1	Bridge Capital Asset Management(旧Bridge Capital証券)	H25.1.21	H25.2.15	H25.9.30	_
		16	HCアセットマネジメント	H25.1.21	H25.3.8	H25.10.8	
		17	ナティクシス・アセット・マネジメント	H25.1.21	H25.2.15	H25.9.3	_
			Global Arena Capital	H25.4.10	H25.5.8	H25.12.11	0
			T・ロウ・プ [°] ライス・インターナショナル・リミテット゛	H25.8.28	H25.9.18	H26.2.5	_
		3	プリンシパル・グローバル・インベスターズ	H25.8.28	H25.9.18	H26.2.17	–
		4	AIFAMアセットマネジメント	H25.10.10	H25.10.31	H26.2.6	
		5	GCMインベストメンツ	H25.10.10	H25.10.31	H26.1.28	_
		6	メッツラー・アセット・マネジメント	H25.10.10	H25.10.31	H26.2.7	
	特例業務届出者		UGSアセットマネジメント	H25.1.15	H25.1.23	H25.10.21	ļ
			リードオフマネジメント	H25.1.15	H25.1.23	H25.10.21	
			ワンハンドレッドパートナーズ	H25.1.17	H25.1.23	H25.10.23	
			太平フィナンシャルサービス	H25.1.18	H25.1.22	H25.10.25	
			太平エージェンシー	H25.1.21	H25.1.22	H25.10.25	
			アセットアーク1号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	\triangle
			アセットアーク2号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	<u> </u>
			アセットアーク3号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	. <u> </u>
			アセットアーク4号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	<u> </u>
			アセットアーク5号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	\triangle
15 666	V 平 赤 +	6	プラスワン・エコノミー	H25.7.10	H25.8.2	H25.12.11	Δ
近 畿	金商業者		プログマンボギ	1105 1 00	1105 0 10	1105 5 01	
	一種業	1	プレジアン証券	H25.1.23	H25.3.12	H25.5.31	_
			ヒロセ通商 採唱証券	H25.5.20	H25.6.13	H25.7.26	} <u>-</u>
			番陽証券 ひびき証券	H25.9.18	H25.10.4	H26.3.19	} -
	二種業	3	ひびき証券 リオン	H25.10.28 H25.8.26	H25.11.14	H26.1.30	<u> </u>
		1	ソタイ	п49.8.Zb	H25.8.28	H25.9.12	**

担当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
			2	日本商業開発	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.12	*
				本多勝彦(幸大商事)	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.12	*
				イーマックス・パートナーズ	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.13	*
				Gate Keeper Corporation	H25.9.26	H25.9.27	H25.10.21	*
				仁友堂エステーツ	H25.11.13	H25.11.20	H25.11.29	*
			7	太刀掛事務所	H25.11.15	H25.11.18	H25.11.29	*
			8	ファースト信託	H25.12.4	H25.12.9	H26.1.10	_
			9	新不動産研究所	H25.12.4	H25.12.9	H26.1.10	
				エステートジャパン	H25.12.9	H25.12.16	H26.1.21	* * -
			11	ソーシャルアセット 太陽総合鑑定所	H25.12.10	H25.12.12	H25.12.20	<u>*</u>
			12		H26.1.20	H26.1.24	H26.2.24	
			13		H26.1.20	H26.1.23	H26.3.4	
		助言	14	ウエストパートナーズ リンケージ	H26.3.5 H24.12.3	H26.3.10 H24.12.21	H26.3.25 H25.5.16	*
		助日	1 2	リンクーシ マネービル	H25.1.23	H24.12.21 H25.1.29	H25.4.3	
				芝原賢一(株レモン投資顧問)	H25.2.27	H25.4.18	H25.4.3	├ <u></u>
			<i>3</i> <i>4</i>	と「原真一(体レモン技質欄回) トータルプランニング	H25.2.27 H25.3.27	H25.4.18 H25.4.22	H25.8.7 H25.7.23	
			5	インフィニティファンズ	H25.3.27	H25.4.18	H25.6.12	} <u>-</u>
			1	日本トレード技術開発	H25.4.22	H25.5.17	H25.8.1	_
				リーブル	H25.6.4	H25.6.17	H25.8.7	_
				FUKU BLD.	H25.7.11	H25.7.23	H25.8.28	*
				阿倍野センタービル	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.13	<u>-</u>
				Magne-Max Capital Management		H25.9.2	H25.10.1	*
				クライアント・ポジション	H25.9.26	H25.9.27	H25.10.15	<u> </u>
	1	運用	1	池田泉州投資顧問	H25.9.17	H25.10.4	H25.11.5	_
			2	南都投資顧問	H25.10.28	H25.11.13	H25.12.16	_
	仲	介	1	ひびきフィナンシャルアドバイザー	H25.10.28	H25.11.14	H26.1.30	_
北海道	金							
		二種業	1	ネクステップ	H25.8.22	H25.8.22	H25.8.28	*
			1	北海道建物	H25.10.24	H25.10.25	H25.11.14	*
			3	エッセ	H25.11.6	H25.11.6	H25.11.14	*
	⇒ V2	^	4	ビッグ	H26.1.31	H26.1.31	H26.2.7	*
	登	金	1	苫小牧信用金庫	H25.3.11	H25.3.18	H25.5.16	
	/-L		1	北海道銀行	H25.5.22	H25.6.5	H25.6.27	_
東北	仲	商業者	1	UGL	H25.4.17	H25.4.19	H25.5.8	_
果 化	亚口	一種業	1	山形證券	H25.2.19	H25.3.15	H25.5.31	
			1	山心起分 ホットハウス	H25.2.19	H25.10.29	H26.1.10	<u> </u>
		一性未	2	セルヴァン開発	H25.11.12	H25.11.12	H26.1.10	<u>**</u>
	登	金	1	白河信用金庫	H25.1.28	H25.2.5	H25.4.15	
	- 	31/-	1	仙南信用金庫	H25.5.8	H25.5.17	H25.7.18	_
			2	会津信用金庫	H25.6.5	H25.6.14	H25.8.30	
	仲	介	1	アイミライ	H25.3.27	H25.3.29	H25.6.20	_
			1	財産ネットワークス仙台	H25.7.29	H25.7.31	H25.10.24	_
東 海	金	商業者						
		一種業	1	静岡東海証券	H25.2.14	H25.3.1	H25.4.23	
			1	岡地証券	H25.5.14	H25.6.6	H25.6.26	_
				豊証券	H25.5.14	H25.6.7	H25.7.2	[–]
				丸八証券	H25.8.27	H25.9.20	H25.11.28	
		二種業	11	おひさま自然エネルギー	H25.7.4	H25.7.5	H25.7.22	*
				カスタマイト	H25.8.27	H25.9.9	H25.11.5	
				みらい経営	H25.10.10	H25.10.16	H25.11.11	-
		п. =		オイカワ	H25.11.21	H25.12.3	H26.1.17	
		助言	1	オムニ 上間	H24.11.29	H25.1.28	H25.4.11	
			<u>1</u>	太閤	H25.4.10	H25.4.16	H25.5.17	ļ .
				梶田 政人(ポラリス投資コンサルタント) 宮地宏彰(雑無奴汝研究託)		H25.4.16	H25.6.21	<u> </u>
	Ш		3	宮地宏彰(鶴舞経済研究所)	H25.4.17	H25.4.19	H25.5.17	**

担	当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
					アディス アオヤマ・インベスターズ・パートナー	H25.8.27	H25.9.13 H25.10.25	H25.11.21 H26.1.16	
					L	H25.10.10	H25.10.25 H25.12.9		_
		登	A		ファイナンスアカデミー 静岡中央銀行	H25.11.28	H25.12.9 H25.7.16	H26.2.28 H25.8.28	
		_	金 業務届出者	1	F-SEED	H25.7.3 H25.1.21	H25.7.16 H25.3.14	H23.8.28	*
		10 10	1未伤佃田11		F-BRAND	H25.1.23	H25.3.25	H25.4.4	\triangle
				1	アイエムビジョン	H25.11.12	H26.1.31	1125.4.4	*
北	陆	全	商業者	1	77440797	1120.11.12	1120.1.31		*
16	胜	75	一種業	1	今村証券	H25.2.28	H25.3.15	H25.4.15	
			任木	1	島大証券	H25.5.10	H25.5.24	H25.6.26	
				2	三津井証券	H25.8.21	H25.9.10	H25.12.4	
				3	益茂証券	H25.10.11	H25.11.1	H25.12.5	_
				4	新林証券	H26.1.10	H26.1.31	H26.3.31	
			二種	1	エステック不動産投資顧問	H25.4.17	H25.4.18	H25.5.31	_
		登	<u></u> 金	1	敦賀信用金庫	H25.6.10	H25.6.18	H25.6.26	_
中	玉				1000 III / II III / II	112010110	112313113	112010120	
'	Ι	$I^{-}I$	一種業	1	ひろぎんウツミ屋証券	H24.9.27	H24.10.25	H25.10.4	_
			1-1-/14	1	大山日ノ丸証券	H25.5.14	H25.5.31	H25.6.28	_
			二種業	1	社長室	H25.3.5	H25.3.7	H25.4.18	_
			1-2/1	1	第一リアルティ	H25.8.27	H25.8.30	H25.10.4	
					野地興産 野地興産	H25.9.19	H25.9.20	H25.10.25	*
				3	ガ 心 英 性 ビッグ パインテール				
						H25.10.8	H25.10.9	H25.11.5	
					アウルトラスト	H25.10.8	H25.10.11	H25.11.18	
					アール・エステートサービス	H25.10.29	H25.10.31	H25.11.29	<u> </u>
				6	GAパートナーズ	H25.11.18	H25.11.19	H26.1.10	*
				7	ハウジングあらい	H26.2.4	H26.2.6	H26.3.3	
				8	総合都市管財	H26.2.25	H26.2.27	H26.3.28	_
			助言	1	裕和フィナンシャルマネジメント	H25.3.5	H25.3.8	H25.4.3	_
				1	エーワントレード	H25.4.9	H25.4.12	H25.6.25	_
		特例	業務届出者	1	グローバルトラスト	H25.9.17	H25.9.19	H25.10.23	_
				2	ライフフィクス	H25.10.29	H25.11.15	H25.12.17	_
				3	ウィン西和	H25.8.27	H25.8.29	H26.3.26	Δ
		仲	介	1	金融財務研究所	H25.3.5	H25.3.8	H25.4.3	_
				1	広島ファイナンシャルプランニング	H25.4.8	H25.4.12	H25.6.25	_
兀	玉	金_	商業者						
			一種業	1	徳島合同証券	H25.1.16	H25.2.15	H25.5.9	_
			二種業		穴吹興産	H25.9.4	H25.9.9	H25.10.8	
					あなぶきリアルエステート	H25.9.6	H25.9.10	H25.10.8	
					アーバンレック	H25.12.9	H25.12.12	H26.1.6	
		→\^	助言		穴吹不動産センター	H25.12.3	H25.12.5	H25.12.19	_
		登	金		徳島銀行	H25.3.7	H25.3.19	H25.4.16	_
1	111	仲へ	介	1	浦田ファイナンシャルプランナーズ	H25.4.17	H25.4.19	H25.5.9	
九	州	金	商業者	-		1105 4 10	1105 4 00	1105 0 10	
			一種業	1	大熊本証券	H25.4.10	H25.4.26	H25.6.19	
		-	二種業	1	別大興産	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.24	*
			助言	1	妹尾眞一(SKプランニング)	H25.1.15	H25.3.26	H25.6.20	
		文次	Δ	1	コージュ 能大組伝	H25.9.9	H25.9.17	H25.9.26	*
		<u>登</u> 仲	<u>金</u>	1	熊本銀行	H25.5.27	H25.6.7	H25.6.24	
		117	ગે.	1	吉田経営 コンサルティングパートナーズ	H25.3.14	H25.3.22	H25.6.13	
卢	고리	\triangle	商業者	1	ーン リ <i>ル</i> ノイング ハートナース	H26.3.3	H26.3.5	H26.3.26	
福	lщ]	亚口		1	再日本3.存以TTTT光	1194 11 00	1195 1 10	1105 4 10	
			一種業	1	西日本シティTT証券	H24.11.26	H25.1.16	H25.4.10	
		-	一往米	1	ふくおか証券	H25.10.16	H25.11.19	H26.1.30	<u> </u>
			二種業	1	西鉄不動産	H25.6.10	H25.6.13	H25.6.25	<u> </u>
					西日本総合リース	H25.6.17	H25.6.19	H25.6.27	<u> </u>
		Ш		3	九州レップ	H25.7.12	H25.7.17	H25.8.2	*

担	当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
				4	オー・エイチ・アイ	H25.8.21	H25.8.23	H25.9.4	*
				5	トーノ	H25.9.5	H25.9.6	H25.9.20	*
				6	アイム21	H25.9.13	H25.9.18	H25.12.6	*
			7	さくらリアルティ	H25.9.24	H25.9.30	H26.1.7	*	
			8	花の木不動産	H25.12.12	H25.12.13	H26.1.20	*	
				9	共立地所	H25.12.20	H25.12.20	H26.1.17	*
		登	金	1	親和銀行	H25.2.25	H25.3.19	H25.5.16	_
	1		1	大川信用金庫	H25.4.11	H25.4.23	H25.7.12	_	
				2	大牟田柳川信用金庫	H25.5.20	H25.5.29	H25.8.9	_
沖	縄	仲	介	1	ファイナンシャルリンク	H25.9.5	H25.9.9	H25.11.14	
		登	金	1	琉球銀行	H25.2.5	H25.2.19	H25.6.25	_

- (注1) 区分欄の「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。
- (注2) 斜字体数字は、平成23年度及び同24年度に検査を着手した法人等である。
- (注3) 備考欄の〇は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。 なお、勧告の公表を控える場合がある。
- (注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が 警告書の発出を行ったものである。
- (注5) 備考欄の※は、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための 検査(登録事項検査)を行ったものである。
- (注6) 備考欄の*は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである。(1件については、裁判所は申立てどおりの命令を発令し、1件については、裁判所から調査対象先に対する破産手続開始決定の発令を受け、申立を取り下げている。なお、検査については、裁判所から命令の発令等があったことを踏まえ中止した。

2-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

年度、事務年度 区分	2	0	21	22	23	24	25
勧告件数	50	(19)	74	64	45	62	70
行政処分に関する勧告	18	(4)	21	19	16	20	18
証券検査の結果に基づく勧告	18	(4)	21	19	16	18	18
証券監視委の行った検査 等にかかるもの	6	(1)	8	4	7	7	6
財務局長等の行った検査 等にかかるもの	12	(3)	13	15	9	11	13
取引調査の結果に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	0
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	0	1	0
犯則事件の調査に基づく勧告	0	0	0	0	0	1	0
課徴金納付命令に関する勧告	32	(15)	53	45	29	41	51
取引調査の結果に基づく勧告	20	(10)	43	26	17	25	35
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	1	7	7
開示検査の結果に基づく勧告	12	(5)	10	19	11	9	9
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	0	0	0	0	0	1	1

^{1. 20}年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月である。

^{2.20}年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数である。 3.25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局等が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致 しない。

2-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成23年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ウェスコ・ジャパン	H23.4.12	集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
2	近畿	フューチャーストック	H23.6.21	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業
3	委員会	PBAアセットマネジメント	H23.7.5	純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50百万円)に満たない状況
4	委員会	新東京シティ証券	H23.7.8	業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況
5	関東	田原投資コンサルティング	H23.9.30	無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況
6	関東	ビルウェル証券	H23.10.18	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
7	委員会	セントラル短資証券	H23.11.25	金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする 行為等
8	委員会	UBSセキュリティーズ・ジャパ ン・リミテッド	H23.12.9	ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為
9	委員会	シティグループ証券	H23.12.9	報告徴取命令に対する対応の不備 ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為 上級管理職による外務員登録外の外務行為
10	関東	K-B-C	H23.12.20	検査忌避 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等
11	関東	フィリップ証券	H24.2.17	投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況
12	関東	三晃証券	H24.2.24	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行 為
13	関東	総和地所	H24.3.9	総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 登録事項等の変更届出未済
14	関東	丸大証券	H24.3.13	顧客分別金信託を不正に流用している状況等
15	委員会	アイティーエム証券	H24.3.22	外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を 認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供を行っている行為
16	委員会	AIJ投資顧問	H24.3.22	投資ー任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 忠実義務違反

		23年度
73	長員会	7
貝	務局	9
	関東	8
	近畿	1
	合計	16

2-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成24年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	SMBC日興証券	H24.4.13	法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適 切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行 為
2	関東	FXCMジャパン証券	H24.6.19	業務運営に関し重大な問題が認められる状況 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する 行為
3	東海	大万証券	H24.6.22	報告徴取命令に対する事実と異なる報告 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
4	委員会	ジャパン・アドバイザリー	H24.6.29	内部者取引規制に違反した行為 無登録で投資運用業を営んだ行為 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講 じていないと認められる状況
5	委員会	野村證券	П24.7.31	公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する 行為及びその他不適切な業務運営状況
6	委員会 ^(犯則事件の調査)	アイティーエム証券		投資ー任契約に係る善管注意義務違反 役職員による投資ー任契約の締結に係る偽計への関与
7	委員会	ユナイテッド投信投資顧問	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
8	委員会	スタッツインベストメントマネ ジメント	H24.10.10	投資ー任契約に係る善管注意義務違反
9	関東	サンハーベスト		海外事業に出資する集団投資スキーム(ファンド)の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為自己の名義をもって他人(新日本経済投資顧問)にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況ファンドに関し著しく不当な行為を行っている状況
10	関東	新日本経済投資顧問	H24.10.12	無登録で集団投資スキーム(ファンド)持分に係る私募の取扱いを行っている状況 著しく不当な勧誘を行っている状況
11	東海	ユーレカプロジェクト	H24.11.26	業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
12	関東	イニシア・スター証券	H24.12.5	顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著 しく不当な行為が認められる状況
13	委員会	ビバーチェ・キャピタル・マネ ジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽の表示をする行為等
14		新生インベストメント・マネジ メント	H24.12.7	投資ー任業務にかかる善管注意義務違反
15	委員会	スタンダード&プアーズ・ レーティング・ジャパン	H24.12.11	付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置 が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	近畿	企業設計	H24.12.14	無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている 状況
17	北海道	FPLアセットマネジメント	H24.12.14	無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
18	東海	Forex&Mineral Trading	H24.12.21	集団投資スキーム(ファンド)持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
19	関東	メジャーインベスト	H25.3.15	顧客からの金銭の預託の受入れ
20	近畿	Joule	H25.3.15	業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

		24年度
委員:	会	7
財務	局	11
関	東	5
近	畿	2
	海	3
	毎道	1
その他()	% 2)	2
合計	ł	20

※ ジャパン・アドバイザリーについては国際取引等調査の過程で、アイティーエム証券については犯則事件の調査の過程で明らかとなった事案である。

2-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成25年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(アール・ビー・エス証券会社東京支店)	H25.4.5	円LIBORに係る不適切な行為 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為
2	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 等
3	委員会	MRI INTERNATIONAL,INC.	H25.4.26	顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する 行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げ る行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告
4	委員会	プラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめる べき表示をする行為
5	関東	ケートス・キャピタル・パート ナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
6	委員会	With Asset Management	H25.8.2	公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等
8	関東	ディベックス	H25.8.30	業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 現 報告徴取命令に対する虚偽報告
9	関東	K2Investment	H25.9.27	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
10	関東 委員会	アブラハム・プライベートバンク	H25.10.3	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をす る行為 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
11	関東	IFA JAPAN	H25.10.3	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	委員会	ドイツ証券	H25.12.5	厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
13	関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 検査忌避
14	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客出資金の目的外運用及び流用 純財産額が法定の基準を下回っている状況等
15	関東	Liaison Japon証券(旧 プロフィット証券)	H26.1.17	純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	関東	トラヴィス・コンサルティング	H26.2.21	無登録業者に名義貸しを行っている状況
17	関東	K2Investment	H26.3.5	業務停止命令違反
18	関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担してい る状況等

		25年度
委員会		6
貝	才務局	13
	関東	13
合計		18

※アブラハム・プライベートバンクについては、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

2-4-3 勧告等事案の概要一覧表

- (1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等
 - ①証券検査の結果に基づく勧告

(平成25年4月~平成26年3月)

		(半成 25 年 4 月	~平成 26 年 3 月)
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	25. 4. 5	【アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(アール・ビー・エス証券会社東京支店)(証券監視委)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 4 月 12 日
	20. 4. 0	ド(アール・ビー・エス証券会社東京支店)(証券監視委)】	
		る行為は、金商法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金融商品 取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号に該当すると 認められる。	

亚日	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	石水加八枚の中央
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2	25. 4.16	【ライツマネジメント株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 4 月 24 日
		○ 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等	会社に対する処分
		当社は、平成22年7月から同24年1月までの間、A株式会社、B株式会社及びC株式会社(以下、各社を「A社」、「B社」及び「C社」という。)他3社(以下「本件発行者」という。)が発行した合計7本の信託受益権の私募の取扱いを行った。これにより、当社において、営業員16名が、少なくとも約1,900名の顧客に対し、総額約40億円の信託受益権を取得させている。当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以	登録取消し ・ 関東財務局長(金 商)第 1805 号の登 録を取消す。
		下のとおり、不適切な状況が認められた。 (1) 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを	<u>業務改善命令</u> ①顧客の状況、顧客が 出資した財産の運 用・管理状況を早急
		告げる行為 当社営業員 16 名のうち、少なくとも6営業員は、少なく とも 16 顧客に対し、実在しない証券会社の営業員を名乗る 第三者をして、顧客に連絡させ、「ライツマネジメント株式 会社が販売している信託受益権は限定商品であり、購入でき ない方が欲しいと言っている。同社に連絡して、当該受益権 を購入できれば、転売することで、短期間で儲かる」などと	に把握し、当該財産 の顧客への返還に 関する場合の方策 について検討する こと。
		述べさせた上で、この連絡を受けた顧客が当社に連絡してきた場合、顧客に対し、当社営業員が「当社が販売する信託受益権を購入すれば、転売により短期間で利益が得られる」などの虚偽の事実を告げることにより、信託受益権の取得勧誘(以下「本件劇場型勧誘」という。)を行った。 当社は、平成22年10月頃、関東財務局から本件劇場型勧	②顧客に対し、顧客が 出資した財産の運 用・管理状況等の説 明に努め、顧客の意 向も踏まえて必要 な手続きを行うこ
		誘の疑いについて指摘を受けて勧誘の実態報告を求められたにもかかわらず、不十分な内容の報告を繰り返し、本件劇場型勧誘を停止することなく継続しており、上記 16 顧客のうち7名は、同年 10 月以降に当社営業員から本件劇場型勧誘を受けて信託受益権を取得している。	と。 ③顧客間の公平に配 慮しつつ、顧客保護 に万全の措置を講 ずること。
		(2) 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等 当社は、平成23年5月13日付で関東財務局長から本件劇場型勧誘に係る事実関係の調査及び報告を命じる旨の報告徴取命令を受けているが、同月25日付で「信託受益権のすべての取得者に対し、当社の勧誘行為の状況についてヒアリ	④上記の対応・実施状 況について、完了ま での間、書面により 随時報告すること。
		ング調査を行った」、(一部の顧客に返金を行ったことについて)「返金は、不適切な勧誘がなされた顧客のうち継続保有の意思がない顧客に対し当社が自発的に行ったものである」などと虚偽の報告をした。 更に、当社は、こうした虚偽の報告を行う一方で、信託受益権の販売を継続していた。	
		(3) 無登録の信託受益権を販売している状況 当社が販売した信託受益権は、いずれも信託法第3条第3 号に掲げる方法により設定された自己信託の受益権として 発行されたものである。こうした信託受益権を50名以上の 者に取得させる場合には、発行者は信託業法第50条の2第 1項の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければな らないところ、本件の7本の信託受益権のうち6本は、いず れも受益者が50名を大幅に超えているにもかかわらず、本 件発行者のうち5社は、いずれも内閣総理大臣の登録を受け	
		ていない。 それにもかかわらず、当社は、本件発行者が発行した信託 受益権の販売を行っていた。	
		(4) 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等当社は、平成23年2月頃から、信託受益権の発行者から委託を受けて、信託受益権に係る配当金の必要額の計算及び顧客への支払業務を行い、信託財産に係る事業収益である利用権収入や配当収入を記載した信託財産状況報告書を、顧客	

		hild. = 11 h > 2	
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		に送付している。 顧客に支払う配当金額は信託財産に係る事業収益に基づき算出されるものであるところ、当社は、平成23年6月8日に、同日まで信託受益権の発行を行っていたC社から1,600万円の入金を受け、同月10日に、この中から、A社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約260顧客に対し、合計約70万円を支払うとともに、B社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約300顧客に対し、合計約280万円の配当金を支払った。 このように、当社は信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付している。	
		(5) 契約締結前交付書面等の記載の不備 当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締 結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記 載されていないなどの不備があることから、当社の顧客に対 する情報提供は不十分であると認められる。	
		当社が行った上記(1)の行為は、金商法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に、上記(2)の行為は、同法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令に対し虚偽の事実を記載した報告書を関東財務局長に提出したものであり、同法等52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業にとき」に、それぞれ該当するものと認められる。上記(3)及び(4)の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切な業務運営の状況であり、公益又は投資者保護上重大な問題があると認められることから、同法第52条第1項第9号に対あると認められることから、同法第52条第1項第9号に表する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当なもした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するもと認められる。上記(5)のうち、顧客に交付した契約締結前交付書面の記載の不備は同法第37条の3第1項の規定に、契約締結時交付書面	
3	25. 4.26	の記載の不備は同法第 37 条の 4 第 1 項の規定に、それぞれ違反するものと認められる。 【MRI INTERNATIONAL, INC. (証券監視委)】	行政処分日
3	25. 4. 20	※会社勧告	平成 25 年 4 月 26 日
		当社は、米国において行う診療報酬請求債権(Medical Account Receivables。以下「MARS」という。)の購入及び回収事業(以下「本事業」という。)から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利(以下「本件ファンド持分」という。)の販売勧誘を行っている。本件ファンド持分は、配当金等に関する条件の異なるファンドAとファンドBの2種類が存在する。 当社は、多数の個人顧客に対し、出資金は、第三者機関の名	会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商) 第 1881 号の登録を 取り消す。
		義で開設された信託口座等で分別して管理していると説明している。しかしながら、顧客から本件ファンド持分の取得のための出資金としてファンドA用の信託口座に入金された資金は、そのおおむね全額が、ファンドB用の信託口座に送金されている事実が認められた。また、ファンドB用の信託口座からは、当社名義の銀行口座への送金並びにファンドA及びファンドBの顧客への送金がなされており、少なくとも平成23年以降において、当社の固有財産並びにファンドAに係る財産及びファンドBに係る財産の分別管理が行われていない状況が認められた。	業務改善命令 ①本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明を行うこと。 ②顧客の状況、顧客が出資した財状況をが選早
		そのような中、当社の業務の運営状況等を検証したところ、 以下の問題点が認められた。 (1) 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金	急に把握し、顧客に対し、顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理の状況その他必要

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3		の支払いに流用する行為等 上記の信託口座の入出金記録によれば、当社においては、 上記のとおり、少なくとも平成23年以降、財産の分別管理 が行われていない状況において、本件ファンド持分を取得す るために出資した顧客の資金は、本事業に用いられることな く、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに充てられ ていた。 このような取扱いを継続する中、当社においては、顧客へ の配当金及び償還金の支払遅延が発生している。当社は、顧	な事項の説明を行うこと。 ③顧客の意向も踏し、 一部では、一部では、 一述は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一
		客による出資金の入出金を管理する信託口座に係るこのような状況にもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していた。 上記の行為等は、金商法第52条第1項第9号に掲げる「金	慮しつつ、顧客保護 に万全の措置を講 ずること。 ⑤会社財産を不当に
		融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。 (2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為	費消しないこと。⑥上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。
		当社は、多数の個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、今回検査において、当社の平成24年における勧誘に関し、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。	
		イ 出資金の使途 当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契 約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対し て「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられ る」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくと も平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客へ の配当金及び償還金の支払いに充てる取扱いをしていた。	
		ロ 配当金の支払い 当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てる取扱いをしていた。	
		出資金の配当金及び償還金の支払いに係る上記イ及びロの状況を踏まえれば、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載による告知は、虚偽のことを告げる行為であり、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。	
		(3) 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 当社は、第 12 期事業報告書(事業年度:平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)及び第 13 期事業報告書(事業年度:平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)において、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどしたこれら事業報告書を関東財務局長に提出した。	
		上記の行為は、金商法第 47 条の 2 に違反するものと認められる。 (4) 報告徴取命令に対する虚偽の報告 当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において	
		当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対 し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施 した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共	

*\ \\ \dagger \dagger \langle \tau \dagger \d	行政処分等の内容
上記の行為は、金商法第 52 条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。 更に、今回検査において、当社は、平成 25 年版のパンフレット等の勧誘資料を作成済みであり、新たに多数の顧客に対する取得勧誘を行う計画を進めている状況が認められるなど、投資者保護上極めて不適切な状況が継続しており、緊急に是正を要するものと認められる。 4 25.6.25 【プラザアセットマネジメント株式会社(証券監視委)】	
・	
ット等の勧誘資料を作成済みであり、新たに多数の顧客に対する取得勧誘を行う計画を進めている状況が認められるなど、投資者保護上極めて不適切な状況が継続しており、緊急に是正を要するものと認められる。 4 25.6.25 【プラザアセットマネジメント株式会社(証券監視委)】	
*\ \Delta \tau \text{ \ \text{ \tex{	
	行政処分日 平成 25 年 7 月 2 日
○ 投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 <i>会</i>	会社に対する処分
世中単位型ファンド」という。)を設定し、その運用を行っている。外国ファンドAに、X社が運用する会社型外国投資語であり、米国の生命保険証書を投資対象としている。また、当社は、外国ファンド a - 1 とは別の、外国ファンド a - 2 を経由して同じく外国ファンドAに投資する国内追加型私募投資信託(以下「本件追加型ファンド」という。)を設定し、その運用を行っている。更に、当社は、本件単位型ファンド及び本件追加型ファンド(以下「本件2ファンド」という。)を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っている。このほか、当社は、上国の本件2ファンドとする一名を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っている。とを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っている。本件追加型ファンドスは外国ファンド a - 3 を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘に関し、以下イ及びロの問題が認められた。 イ 平成 20 年 12 月、外国ファンドAの流動性が低下したことにより外国ファンドa - 1 の解約代金の支払いが遅近することとなったことに伴い、本件単位型ファンドの解約の受付が停止されたことに伴い、本件単位型ファンドの解約の受付が停止された。当社は、平成 21 年 2 月から同 22 年 6 月までの間、本件追加型ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行う際に、本件追加型ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていたものの、本件追加型ファンドと最終的な投資先が同一である本件単位型ファンドと最終的な投資先が同一である本件単位型ファンドと最終的な投資生が停止されているとのの支払いが遅延し、及び解約の受付が停止されているとのの支払いが遅延し、及び解約の受付が停止されているとのの支払いが遅延し、及び解約の受付が停止されているとのの支払いが遅延し、及び解約の受付が停止されているとのないによりに対しませば、ままで、まずまでであるでは、まずまでは、まずまでで使力である本件単位をの支払いが遅延し、及び解約の受付が停止されているとのないによりによりに対しませば、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、	業① ② ③ ④ ⑤ ② ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

番号	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	
4 つづき		ァンド a - 3 と最終的な投資先が同一である本件単位型ファンド及び外国ファンド a - 1 について、約款変更等によりその解約に制限が課せられているとの投資判断上重要な事実を説明していない。	
		(2) 当社は、外国ファンドBを投資対象とする複数の国内単位型私募投資信託を設定し、その運用を行っている。外国ファンドBは、Y社が運用する会社型外国投資信託であり、米国の生命保険証書を投資対象としている。上記の国内単位型私募投資信託を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘に関し、以下の問題が認められた。	
		外国ファンドBを投資対象とする複数の国内単位型私募投資信託のうち、当初(平成21年8月)設定されたもの(以下「当初設定ファンド」という。)について、当初の償還日が近づいた平成23年3月、外国ファンドBの流動性が低下したことにより当初設定ファンドの償還に必要な外国ファンドBの解約ができない状況となったことに伴い、当初設定ファンドの償還が複数回にわたり延長されることとなった。このような状況の下、当社は、当初設定ファンドの当場とは、当初設定ファンドの当場と同じく外国ファンドBを投資対象とする他の国内単位型約の締結及びその勧誘を行う際に、それらが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行ってい資源が延長されているとの投資判断上重要な事実を説明していない。	
		当社が行った上記(1)及び(2)の行為は、金商法第 38 条第 7号 (平成 22 年 9 月 30 日以前の行為については、金商法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 58 号)による改正前の同条第 6 号)の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
5	25. 6.28	【株式会社ケートス・キャピタル・パートナーズ(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成25年7月9日
		○ 年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況 当社は、平成21年6月に投資助言・代理業の登録を受け、 同22年6月に投資運用業の登録を受けている。	会社に対する処分
		当社は、平成21年8月から同24年6月までの間、当社代表取締役(当時)及び当社営業担当部長(当時)が中心となって、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行っていた。特に、当社は、みなし公務員であるA厚生年金基金の理事長等に対して、平成21年8月から同23年6月までの間、40数回の接待を行い、約260万円に相当する利益を提供した。当社は、平成21年7月以降、海外の運用会社との間における投資顧問契約に基づき当該運用会社が運用する外国投資信託(以下「本件外国投資信託」という。)の資金ではよるA原供の発金がほればるA原供	<u>業務停止命令</u> ・新たな投資一任契約の締結及び全ての投資助言・代理業務(解約を除く)の禁止(平成25年7月9日から平成25年10月8日の間)
		言報酬を得ているところ、投資運用業の登録前におけるA厚生年金基金に対する接待は、A厚生年金基金に本件外国投資信託への投資を行わせることを目的として行われたものと認められる。また、投資運用業の登録後における接待は、A厚生年金基金との間における投資一任契約の締結、本件外国投資信託への追加投資を行わせること等を目的として行われたものと認められる。	業務改善命令 ①金融商品取引業者 として、公正かつ適 切な業務運営を実 現するため、法令等 遵守に係る経営姿 勢の明確化、経営陣
		当社が行ったA厚生年金基金に対する上記の行為は、金商法第38条第7号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号に規定する「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。	まる責任ある法 令等遵守体制及び 内部管理体制の構 築、並びに、これら を着実に実現する

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき	1 /1 H	(未日 4 個に便宜 4 天旭 しに 証 7 監 悦 安 又 は 財 務 向 等 名 を 竹 記)	ための業務運営方 法の見直しを図る こと。
			②今般の検査結果を 踏まえ、経営陣を含 めた責任の所在の 明確化を図ること。
			③今般の法令違反行 為の発生原因を究 明するとともに、再 発防止策を策定し、 実施すること。
			④本件についての適 切な顧客説明、顧客 への適切な対応な ど投資者保護のた めに万全の措置を 講じること。
			⑤上記①から④につ いて、1ヶ月以内に 書面で報告するこ と。
6	25. 8. 2	【With Asset Management株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告	行政処分日 平成25年8月8日
		○ 公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状	会社に対する処分
		況 当社は、前回検査基準日(平成21年11月)から今回検査基準日(平成25年4月)までの間、当社等を営業者とする計30種類の匿名組合契約(以下「本件ファンド」という。)に基づく権利(以下「本件ファンド持分」という。)の取得勧誘を行っている。本件ファンドの多くにおいて、顧客の投資資金は、株式会社Infinity Holdings(以下「IH」という。)に対し、金銭貸付けを行うことで運用することとされている。	登録取消し ・関東財務局長(金商) 第 1825 号の登録を 取消す。
		(1) 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等当社とIHは、平成24年6月までは、資本関係上、IHが当社を支配する関係にあった。また、同年7月以降も現在まで、当社運営ファンドの資金管理(顧客への分配金等の支払事務を含む。)をIHが行っているほか、IHのA代表取締役が当社営業員に対し営業推進に係る指示を出しているなど、当社は、IHに従属しており、両社が一体となって業務を行う状況が継続していると認められる。	業務改善命令 ①顧客の選択・管理し、の ・関連を早急に顧客を見いる。 ・関連に関連を見いる。 ・関連に関するのでである。 ・の対し、のができる。 ・の対し、顧客ができる。 ・の対し、顧客ができる。
		こうした中、当社における業務の運営状況を検証したところ、下記イ及び口のとおり、不適切な状況が認められた。 イ 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為	産の運用・管理状況 等の説明に努め、顧 客の意向も踏まえ て必要な手続きを
		当社は、本件ファンドの多くについて、顧客の投資資金を、I Hへの金銭貸付けによる運用の形式を採って I Hに提供していたが、I Hは、かかる資金を、貸金業の登録を受けることなく、反復継続して多数の企業及び個人に対し金銭貸付けを行うことにより運用している(無登録貸金業	行うこと。 ③顧客間の公平に配 慮しつつ、顧客保護 に万全の措置を講 ずること。
		(貸金業法第11条))。 しかしながら、当社がIHに従属する中で、下記(イ) から(ハ)のとおり、当社よりIHへの金銭貸付けについて は適切な債権管理が一切なされておらず、当社は、IHが 貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわ らず、その後もファンド取得勧誘及びIHに対する資金提 供を漫然と継続していた。	④上記の対応・実施状 況について、完了ま での間、書面により 随時報告すること。
		このような当社の状況は、実質的には、IHの無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしていたに過ぎず、その	

	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		ために、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式が利用されていたものと認められる。その結果、本件ファンドの多くにおいては、ファンドの資金の運用として行う必要のある運用状況の把握等が、なんら行われていない状況にある。	
		(イ) I Hにおける出資金の運用状況が把握されていない状況 当社は、本件ファンドの多くが I Hに貸し付けた資金の I Hにおける運用状況について、基本的に I Hから不定期に口頭で説明を受けるのみで、当社からは確認していなかった。また、当社は、今回検査においても、 I Hに貸し付けた資金の使途等について、I Hに聞かなければ分からないと説明するなど、 I Hにおける資金の運用状況を適時、適切に把握する態勢を全く整備していなかった。	
		(ロ) I Hへの金銭貸付けに係る消費貸借契約の契約書が作成されていない状況 当社は、I Hへの金銭貸付けについて、弁済期や利息等の基本的な事項を盛り込んだ金銭消費貸借契約書を作成していなかった。	
		(ハ) I Hの財務状況等が把握されていない状況 I Hへの金銭貸付けには、なんら担保が設定されていないため、本件ファンドは、I Hの信用リスクを全面的に負う立場にある。 しかしながら、当社は、I Hの財務状況について、資産、負債及びキャッシュ・フロー等の一切の状況を把握していなかった。	
		ロ 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱い (無登録の第一種金融商品取引業)が行われており従業員 管理態勢が不十分な状況	
		当社の営業員は、I Hの投資先である会社の社債について、第一種金融商品取引業者の登録のない I HのA代表取締役からの指示により、複数の既存顧客に対して勧誘をし、取得させていた。当該行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められる(金商法第29条)。しかしながら、当該行為は、当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。	
		当社の上記イ及びロの状況は、当社がIHによる金銭貸付けが適切でないことを認識しながら、本件ファンドの取得勧誘を漫然と継続し、IHの行う無登録貸金業の資金調達の機能を継続的に果たしていたものであり、また、当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱い(無登録第一種金融商品取引業)が行われていることが見過ごされているといった従業員管理態勢が不十分な状況であり、金商法第52条第1項第9号(金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき)に該当するものと認められる。	
		(2) 本件ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、本件ファンド持分に係る取得勧誘を実施していた。当社の上記の行為は、金商法第38条第1号(金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為)に該当するものと認められる。	

	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7	25. 8.30	【アマデウスアドバイザーズ株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 9 月 6 日
		○ 投資一任業務に係る忠実義務違反等 当社が年金基金との間で締結した投資一任契約に係る投資 一任業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められ	会社に対する処分
		た。 (1) 一任報酬を過大に受領している状況等	<u>業務停止命令</u> ・新たな投資一任契約
		イ 当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組	の締結の禁止(平成 25年9月6日から平
		成した甲投資事業有限責任組合(以下「甲ファンド」という。)を投資対象先に組み入れているが、甲ファンドは、 投資を行う際のマザーファンドとしての機能を担ってお	成 25 年 12 月 5 日の 間)
		り、最終的な投資対象となる株式・債券等への投資のほと んどは、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締 結する匿名組合を階層的に組み入れた後に行われている。	業務改善命令 ①金融商品取引業者
		しかしながら、当社は、こうした投資スキームにどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産をお互いの間で内部的に受け渡してい	として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等
		るだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、平成 21 年 8 月から同 24 年 7 月までの間に年金基金 5 顧客から得た一任報酬約 81 百万円のうち、約 31 百	遵守に係る経営姿 勢の明確化、経営陣 による責任ある法
		万円を過大に受領している。	令等遵守体制及び 内部管理体制の構
		ロ 当社は、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各 種報酬について、年金基金に対し十分な説明を行っていな い。	築、並びに、これら を着実に実現する ための業務運営方 法の見直しを図る
		(2) 投資決定のための必要な調査等を行っていない状況 当社は、甲ファンドから当社が組成に関与し投資一任契約 を締結している乙匿名組合へ投資する際、投資先を選定する にあたり行うべき投資決定のための必要な調査等(デューデ	こと。 ②今般の検査結果を 踏まえ、経営陣を含 めた責任の所在の
		ィリジェンス)を全く実施しないまま投資を行い、投資を行った後も運用状況のモニタリング等を全く行わないまま、乙匿名組合に当社社長の親族企業への業務委託や出資等を行	明確化を図ること。 ③今般の法令違反行為の発生原因を究
		わせており、結果的に平成 23 年 12 月末日時点において、投 資額 482 百万円に対し、損失額が約 420 百万円(△87%)と投 資額の大宗を毀損させている。	明するとともに、再 発防止策を策定し、 実施すること。
		(3) 運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況	④本件についての適 切な顧客説明、顧客 への適切な対応な
		イ 当社は、平成24年3月27日以降に受領した監査報告書 (平成23年12月末日基準日)において、甲ファンドに組み 入れられた乙匿名組合出資持分の純資産価額(以下「NA	ど投資者保護のために万全の措置を 講じること。
		V」という。)が 135 百万円となっていたにもかかわらず、 同日以降の年金基金及び信託銀行への報告において、甲ファンドのNAVを初期投資額である 480 百万円としていた。	⑤上記①から④につ いて、1ヶ月以内に 書面で報告すること。
		ロ 当社が平成 24 年 9 月 5 日に信託銀行へ報告した甲ファンドのNAV (平成 24 年 7 月末基準日)は、前月に信託銀行へ報告したNAVと同額であり、当社がNAV計算業務委託業者から受領したNAVと異なっていた。	
		ハ 当社が平成24年10月3日に信託銀行へ報告した甲ファンドのNAVは、時価基準日が同年9月30日であったにもかかわらず、同年10月1日に組み入れた資産の時価評価を反映した価額となっていた。	
		当社が行った上記(1)の行為は、顧客である年金基金のために 忠実に投資運用業を行っていないものであり、金商法第 42 条 第1項に違反すると認められる。	
		当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものであり、	

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7		金商法第42条第2項に違反すると認められる。	
つづき		また、当社が行った上記(3)イの行為は、事実と異なるNAVを記載した運用報告書を顧客である年金基金に交付しているものであり、金商法第42条の7第1項(運用報告書交付義務)に違反すると認められる。	
8	25. 8.30	【株式会社ディベックス(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成25年9月6日
		(1) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、平成24年1月から同年8月までの間、自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の私募を行い、8名の営業員が、36名の顧客に対し、総額約93百万円の出資持分を取得させている。 当社の当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。	会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商) 第1381号の登録を 取消す。
		イ 本件ファンドの出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行うに当たり、調達した資金を当社の事業に充てることを予定しており、顧客のために運用する意思を一切有しており、実際にも、調達した資金について運用を一切行っていなかった。 こうした状況にもかかわらず、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの営業者である当社が、本件ファンドの資金を外国為替証拠金取引や国内上場株式取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付し、又は本件ファンドの過去の投資による配当が年6%を下回ったことはない旨説明するなど、虚偽の事実を告げて本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。	業務改善命令 ①顧客の状況、管理大法、管理人、管理人、管理人、の運用・把握客の運用・把握客の事業を見受います。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる。 では、でいば、でいば、でいば、でいば、でいば、でいば、でいば、できる。 では、 でいば、 でいば、 でいば、 でいば、 でいば、 でいば、 でいば、 でいば
		ロ 本件ファンドの出資金について分別管理が確保されて いないまま本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行 為	をの息向も暗まえ て必要な手続きを 行うこと。 ③顧客間の公平に配
		本件ファンドに係る契約書には、出資金の管理方法に関する記載がなく、出資金について分別して管理することが確保されていないにもかかわらず、当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。	慮しつつ、顧客保護 に万全の措置を講 ずること。 ④上記の対応・実施状 況について、完了ま
		ハ 不正又は著しく不当な行為を行っている状況	での間、書面により
		(イ) 本件ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら本件ファンドの出資持分の取得勧誘を続けている状況 当社は、本件ファンドの出資金の一切を、当社の固有財産と混同して管理し、本件ファンドの運用目的とは関係のない当社の事業に流用している。さらに当社は、当該状況を認識しながら、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を継続していた。	随時報告すること。
		(ロ) 本件ファンドから当社私募債への不適切な乗換え 勧誘等を行っている状況 当社は、本件ファンドの運用目的に沿った出資金の 運用を一切行っていないにもかかわらず、毎月、顧客 に対し、運用による配当金と称する金銭を支払ってい た。このような本件ファンドの運営が不適切であり、 配当金の支払いを停止し、本件ファンドを解約して出 資金を顧客に返還しなければならないことを当社は 平成24年6月に認識したが、上記(イ)のとおり、当 社は、本件ファンドの出資金を当社の事業に充てており、顧客に返還することができない状況にあった。 そこで、当社は、本件ファンドの解約による出資金 の返還を免れるため、当社の発行する社債(以下「当 社私募債」という。)を販売して本件ファンドから当	

	1		
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		社私募債へ投資先を移行させることを計画し、当社営業員は、顧客に対し、「解約手数料は出資金の 50%相当額である」などと、本件ファンドの契約書上の記載(解約手数料は出資金の 10%相当額)と異なる解約条件を説明し、又は当社私募債の発行金利を上乗せする旨を約束し、解約を思いとどまらせ、当社私募債への乗換えを勧誘した。 なお、当社は、上記のとおり平成24年6月に配当金の支払いを停止しなければならないと認識した後も、本件ファンドの出資持分を保有する顧客に対しては、本件ファンドの運用による配当金と称する金銭の支払いを継続している。	
		当社は、本件ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら本件ファンドの取得勧誘を継続し、本件ファンドの出資金を返還することができないことから当社私募債へ不適切な乗換え勧誘を行っている。これらの状況は、公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況と認められる。	
		当社が行った上記イの行為は、金商法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当し、上記ロの行為は、金商法第40条の3(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)の規定に違反し、上記ハの状況は、金商法第52条第1項第9号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。	
		(2) 報告徴取命令に対する虚偽報告 当社は、平成24年10月に発出された関東財務局長からの 報告徴取命令に対して、本件ファンドの出資者数や取得勧誘 時期等について、虚偽の報告を行っている。	
		上記の行為は、金商法第 52 条第1項第6号の「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。	
9	25. 9.27	【K2Investment株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 10 月 11 日
		○ 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況	会社に対する処分
		当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、登録日(平成21年12月4日)から検査基準日(同24年2月28日)までの間、顧客に対し、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、4顧客が外国投資証券を延べ5件取得している状況が認められた。	<u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全 ての業務を平成 25 年 10 月 11 日から平 成 25 年 11 月 10 日ま
		具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結した顧客に対し、外国投資証券の商品内容、メリット及びリスク等の説明を行うとともに、外国投資証券の取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている。 更に、当社は、当該取得契約の対価として、外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社又は運用会社から報酬	で停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)。
		を受領している。 このような当社の行為は、外国投資証券の発行者のために行 う募集又は私募を取り扱う行為と認められる。	業務改善命令 ①当社が関与した全 てのファンドにつ
		したがって、当社の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	いて、取扱い状況 (顧客属性、ファン ド名、投資金額及び 現在の評価額)を至 急把握し報告する こと。

	5h /	勧告の対象となった法令違反等の内容	
番号	制告実施 年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 2018			②本切へどめます。 高い 本所の である といきと では、 一次 では、 一次 での である は、 での である といま で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
10	25. 10. 3	【アブラハム・プライベートバンク株式会社(証券監視委及び関東)】 ※会社勧告 当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者である。当社は、当社と投資顧問契約を締結している金融商品取引業者である。当社は、当該顧客の投資意向等を踏まえで、中立・客観的な立場から、外国投資スキーム持分(以下、品品内容の説明を行うととも、海外ファンドの取得を希の望ずる上で、海外のでででで、高品内容に対して、取得申込書の送付などの取得申込手続のサポートを記していると主張している。また、当社は、雑誌、テレビ、電車の車内及びインターネット等において自社広告を展開することにより、近時、急速を増加させていると、当社の業務の実態及び広告の適切性を検証したところ、以下のとおり、法令違反の事実が認められた。 (1) 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況、以下のとおり、遅くとも平成22年8月から同25年5月末までの間、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、2,792顧客が海外ファンドを2,892件取得している状況が認められた。 具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結している「製体的には、当社が顧客に入り、当社が顧客に対し、当社が顧客に対し、当社が顧客に対し、当社が顧客による海外ファンドの取得に関しては、その大部分について、当社の取締役が自ら株主となって国外に設立した Sagacious Trend International Co.,Ltd.(以下「ST	行平 会 業の でででででででででででででででででででででででででででででででででで
		I」という。)が、海外ファンドの発行者、又は海外ファンドの発行者から委託を受けている運用会社との間の委託契約に基づき、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領しているとともに、STIが報酬を受領する都度、当社の100%親会社であるアブラハム・グループ・ホールディングス株式会社(以下「AGH」という。)において、	引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 金融商品取引業務 (投資助言業務)を

		松井 5.4.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.	
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10	1 / 3 1 .	当該報酬と同額の債権がSTIに対して計上されている。	適切に行うための
つづき		当社は、AGHと役員及び事務所を同じくし、当社社員は全てAGHからの出向者であるとともに、AGHへ管理業務全般を業務委託している。STIについても、当社の取締役が自ら株主として設立した法人であるとともに、当社及びAGHが業務上の意思決定を行い、契約書におけるSTIの住所及び電話番号が当社と同一であること等から、3社は当社の業務に関し実質的に一体であると認められる。よって、3社は、実質的に一体となって、海外ファンドの商品内容の説明・取得申込手続のサポートを顧客に行うことにより、海外ファンドの取得契約を成立させ、顧客の海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領しており、このような行為は、発行者のために募集又は私募を取り扱う行為と認められる。	経営管理態勢、業務 運営管理態勢、業令等速で整備 事事を整勢を整備 すること。 ⑤広告審重整。 ⑥本件で明。 ⑥本件で明。 ⑥本件の明。 ⑥本件で別。 ⑥上、1ヶ月以内にで報告すること。
		したがって、当社の行為は、金商法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第2項に規定する第二種金融商品取引業(同法第2条第8項第9号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第4項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	
		(2) 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 当社は、上述のとおり、様々な媒体を通じて広告を実施しているところ、これらの広告について以下のような問題のある表示が認められた。	
		イ 当社は、雑誌記事広告において、当社の提供する助言サービスである「いつかはゆかし」並びに国内証券会社及び国内投信会社が販売する積立商品の合計6商品を「国内外の主要積立商品比較(過去5年間の年平均利回り)」との表題の下、グラフにより比較し、6商品の中で「いつかはゆかし」が15.34%と、最も高い平均利回りを上げていると記載している。 しかしながら、過去5年間の年平均利回りとして15.34%というパフォーマンスを上げていた投資商品は、当社顧客が投資対象を選択するに当たり選択肢となり得る投資商品の一つではあるものの、当社は、当該投資商品の取得を顧客に助言したことはなく、顧客が当社の助言を受けて当該投資商品を取得した事実もない。	
		ロ 当社は、自社ウェブサイトにおいて、「類似の資産運用 サービスと比較した場合、アブラハム・プライベートバン ク株式会社の手数料は、業界最安値でございます。」と記 載し、併せて、当社の調査に基づき作成した比較資料をそ の根拠として掲載している。 しかしながら、当社は、他社のサービスとの手数料比較 に際して、当社の助言手数料を下回るサービスが存在する ことを認識しながら、あえて当該サービスを比較対象に含 めず、それ以外の事業者との間でのみ手数料を比較してい る。	
		ハ 当社は、自社ウェブサイトにおいて、「金融機関や運用会社から販売手数料等はもらっていません。」と記載している。 しかしながら、当社及びAGHは、上記(1)のとおり、STIを通じる等して、特定の海外ファンドの発行者又は運用会社から、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領している。	
		当社が行った上記イ、ロ及びハの行為は、広告等において、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をする行為であり、金商法第37条第2	

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1.0		項に違反するものと認められる。	
10 つづき		(3) 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為当社は、平成23年3月、投資顧問契約を締結した顧客から、過去実績から想定された投資実績に遠く及ばない等の理由で、当社が請求した助言報酬の免除等の依頼を受けた。これを受け、当社は、当該顧客に対し、平成21年10月から同23年9月までの2年分に相当する助言報酬計9,397,882円を全額免除した。	
		当社が行った上記の行為は、金商法第41条の2第5号に掲げる「その助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供すること」に該当し、同条に違反するものと認められる。	
11	25. 10. 3	【IFA JAPAN株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 10 月 11 日
		○ 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況	会社に対する処分
		当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、登録日(平成19年5月2日)から検査基準日(同24年1月18日)までの間、顧客に対し、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、12顧客が外国投資証券を延べ14件取得している状況が認められた。 具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結した顧客又は当社に問い合わせをした者に対し、外国投資証券の商品内	業務停止命令 ・金融商品取引業の全 ての業務を平成 25 年 10 月 11 日から平 成 26 年 1 月 10 日ま で停止すること(た だし、顧客との投資
		容、コスト、手数料及びリスク等の説明を行うとともに、外国 投資証券の取得申込みを依頼した者に対し、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている。 更に、当社は、当該取得契約の成立の対価として、外国投資 証券の発行者から委託を受けている管理会社又は運用会社から顧客の外国投資証券の購入額に応じた報酬を受領している。	顧問契約の解約業務 を除く。)。 <u>業務改善命令</u>
		このような当社の行為は、外国投資証券の発行者のために行 う募集又は私募を取り扱う行為と認められる。	①当社が関与した全 てのファンドにつ いて、取扱い状況 (顧客属性、ファン
		したがって、当社の行為は、金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業(同法第2条第8項第9号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同	ド名、投資金額及び 現在の評価額)を至 急把握し報告する こと。
		生球を支けることは、同 法第29条に違反するものと認められる。	②本件についての適 切な顧客説明、顧客 への適切な対応な ど投資者保護のた めに万全の措置を 講じること。
			③無登録金融商品取 引業務を直ちに停 止し、適切な再発防 止策を講じること。
			④金融商品取引業務 (投資助言業務)を 適切に行うための 経営管理態勢、業務 運営態勢及び法令 等遵守態勢を整備 すること。
			⑤本件行為の責任の 所在の明確化を図 ること。
			⑥上記①から⑤につ いて、1 ヶ月以内に 書面で報告するこ

	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき			と。
12	25. 12. 5	【ドイツ証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 12 月 12 日
		厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、以下のとおり3つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていたことが認められた。 (1) 平成22年10月から同24年12月までの間、A厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に当社グループが組成した指数連動債等(以下「指数連動債等」という。)を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約40回の接待を行い、約394万円に相当する利益を提供した。 (2) 平成23年12月から同24年12月までの間、B厚生年金基金の理事らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、約30回の接待を行い、約143万円に相当する利益を提供した。 (3) 平成22年6月から同24年12月までの間、C厚生年金基金の理事らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約30回の接待を行い、約90万円に相当する利益を提供した。 上記の行為は、金商法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号に掲げる「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。	会業①・変に、実験を、スカーのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
13	25. 12. 9	【ジーク投資顧問株式会社(関東)】 ※会社勧告	を行うこと。 行政処分日 平成 25 年 12 月 18 日
		(1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 当社は、顧客に対して外国為替取引等による運用を出資対 象事業とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出 資持分を含む複数の匿名組合等の出資持分の取得勧誘を行 っているところ、 イ 当社は、本件ファンドについて、顧客からの出資金を会 社経費等に流用し、出資対象事業で全く運用していない。 こうした状況にもかかわらず、当社は、本件ファンドの出	会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商) 第 755 号の登録を取消す。
		資持分の取得勧誘を行っており、また、本件ファンドの出資持分の取得勧誘の際に、顧客に対して、出資対象事業で運用する旨の虚偽のことを告げている。 ロ 当社は、顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で本件ファンドを含む複数の匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っている。また、本件ファンドを含む全ての匿名組合等について、会計帳簿等を作成又は保存していない等、運用状況が確認できる資料をほとんど保存していない。 ハ 当社は、関東財務局(以下「当局」という。)からのファンドに係る報告徴取命令(平成21年4月及び同22年3月)	業務改善命令 ① 顧客が、顧客が、顧客が、顧客が、顧客が、顧客が、顧客が、顧客が、配理が、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは

番号	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政加入笠の内容
番 万	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13		に基づき平成 21 年から同 24 年までに行った報告及び当局に提出した第 10 期事業報告書(事業年度:平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日まで)、第 11 期事業報告書(事業年度:平成 21 年 4 月 1 日から同 22 年 3 月 31 日まで)、第 12 期事業報告書(事業年度:平成 22 年 4 月 1 日から同 23 年 3 月 31 日まで)及び第 13 期事業報告書(事業年度:平成 23 年 4 月 1 日から同 24 年 3 月 31 日まで)において、本件ファンドを含む複数の匿名組合等の状況を報告せず、虚偽の報告を行っている。	客の意向も踏まえ の要な手続を行 うこと。 ③顧客間の公平に配 慮しつつ、顧客保護 に万全の措置を講 ずること。 ④上記の対応・実施状 況について、完了ま
		上記イの本件ファンドの出資持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。また、顧客資産を流用している状況で本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為は、金商法第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当すると認められる。	での間、書面により随時報告すること。
		上記ロの顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で匿名組合の出資持分の取得勧誘を行う行為は、金商法第40条の3に違反すると認められる。 上記ハの当局の報告徴取命令に対して、虚偽の報告を行う行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当し、虚偽の事業報告書を当局に提出する行為は、同法第47条の2に違反すると認められる。	
		(2) 検査忌避 当社代表取締役社長及び当社職員は、臨店検査初日に正当 な理由なく、検査官の事務所への立入りを拒んだほか、当社 職員は、臨店検査初日の夜間に、本件ファンドに係る複数の 電子ファイルを、本件ファンドに係る事実を隠蔽するために 消去した。	
		上記の行為は、当局の検査を忌避する行為であり、金商法第 198 条の 6 第 11 号に該当すると認められる。	
14	25. 12. 11	【株式会社Global Arena Capital(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年 12 月 17 日
		当社は、平成 23 年 9 月以降、石油関連事業への投資を行う「石油関連商品取引ファンド投資事業組合」(以下「石油ファンド」という。)の業務執行組合員となって、集団投資スキー	会社に対する処分
		ム持分の私募及び自己運用を行っている。 石油ファンドは、当該石油関連事業への投資を、当社取締役が設立や業務等に深く関与し適格機関投資家等特例業務届出者でもある東京証券債券監理株式会社(以下「TOSDAC」という。)が発行する社債への投資を通じて行っており、当社と TOSDACは、実質的に一体となって、以下の法令違反行為を行っていた。	登録取消し ・関東財務局長(金商) 第 2139 号の登録を 取消す。
		(1) 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、顧客に対し当社作成のパンフレット及び会社案内を交付するなどにより、石油ファンドの集団投資スキーム持分の取得勧誘を行っているが、以下のとおり、実態と相違した虚偽の説明を行っている状況が認められた。	業務改善命令 ①顧客に対し、今回の 行政処分の内容に ついて、適切に説明 を行うこと。 ②当社が顧客との契 約に基づき運用し
		イ 投資対象事業についての説明 当社は、顧客に対し、石油ファンドは石油関連事業のみ に投資する旨を説明していたが、実際には、当該事業と何 ら関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。	ている全ての運用 財産(以下「当社運 用財産」という。) の運用・管理の状況 を早急に把握し、顧
		ロ 配当の性質についての説明 当社は、顧客に対し、石油ファンドは石油関連事業への 投資で得た利益に基づいて毎月固定利率による分配金を	客の求めに応じて 必要な事項の説明 を行うこと。

	<u> </u>		
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14		支払う旨を説明していたが、実際には、配当のほとんどに 石油ファンドの顧客の出資金がそのまま充当されていた。	③顧客の意向を踏まえ、当社運用財産の
		ハ 業務執行組合員である当社の概要に関する説明 当社は、顧客に対し、「当社は、米国ナスダック市場に 上場しているA社傘下の会社の日本支社である。」と説明 していたが、実際には、当社とA社及び傘下会社との間に は、資本関係はなく、役員の兼任も行われていなかった。	顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。 ④顧客間の公平性に
		(2) 顧客出資金の目的外運用及び流用 石油ファンド契約書及び目論見書兼契約締結前交付書面において、石油ファンドの対象となる事業は、「石油の販売輸出入業、関連金融及びこれに附帯関連する一切の事業」と記載されているが、当社は、実際には顧客の出資金を、当社又は第三者のために、当該事業とは関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。 また、当社は、石油ファンドに係る集団投資スキーム持分の取得勧誘開始以降、石油ファンドへの出資金から約86百万円を当社の運転資金の一部として流用していた。	配慮しつ、顧客保護万全と。 選問
		(3) 純財産額が法定の基準を下回っている状況等 当社は、関連会社から受ける土地等の現物出資と、TOSDAC 等からの受託業務を履行する対価として受ける約束手形の 交付を反映する形で、純資産額の増加に係る会計処理を行っ ていた。	
		しかし、当該土地等の所有権移転登記は行われておらず、また、当社は、当該受託業務を履行していないことから、上記の会計処理は認められず、これらを修正すると、当社の純財産額は、平成23年9月以降、金商法第29条の4第1項第5号ロの規定に基づく同法施行令第15条の9第1項に定める金額(5千万円)に満たない状況となっている。また、当社は、関東財務局に対し、上記の誤った会計処理により、実態と異なる純資産額等を記載した事業報告書を提出していた。	
		上記(1)の行為は、金商法第 38 条第 1 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。 上記(2)の行為は、金商法第 42 条第 1 項に定める「金融商品取引業者等は、権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない」ことに違反するものと認められる。 上記(3)の当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第 52 条第 1 項第 3 号(同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに該当することとなったとき)に該当するものと認められる。また、実態と異なる純資産額等が記載された事業報告書を提出する行為は、金商法第 47 条の 2 に違反するものと認められる。	
15	26. 1.17	【Liaison Japon証券株式会社(旧商号:プロフィット証券株式会社)(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 26 年 1 月 24 日
		(1) 純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況	会社に対する処分
		当社は、具体的な返済計画や回収可能性について十分な議論をしないまま短期貸付を実施した結果、当該短期貸付金の回収が不能となったこと等に伴い、平成26年1月7日現在で貸倒引当金を計上した。この結果、当社の純財産額は、金商法第29条の4第1項第5号ロの規定に基づく同法施行令第15条の9第1項に定める金額(5千万円)に満たない状況となっている。 当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第52条第1項第3号(同法第29条の4第1項第5号ロに該当することとなったとき)に該当するものと認められる。	業務停止命令 ・平成26年1月24日から2月5日まで引、金融商品取引 に係る全ての業務 (顧客取引の結まの ための処理等はある を除く。)を停止する こと。
			業務改善命令

	fall of the same	4. 件 不上在 1 人 上 从 人 生 广 标 不 上 六	
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15		(2) 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる	①今回の行政処分の
15 つづき		(2) 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、平成25年1月から4月までの間、A合同会社及びB合同会社(以下「両合同会社」という。)が発行する社債(以下「本件社債」という。)の私募の取扱いを行い、15顧客に対し16件、計5千万円の販売を行った。 本件社債を発行する両合同会社は、質屋事業を営むC社の発行する社債に投資することを事業目的とし、当該収入により、本件社債を取得した顧客に対する利払いを行うととするが、当該収入により、本件社債を取得した配容に対する利払いを行うとと事業自めとし、当該収入により、本件社債を取得した配容に対したが、営業を行う者がいなかったことから、C社と密接な関係を有する名が事業会社の事務を行わせていたが、イ本件社債は私募であるにもかかわらず、営業員が新規顧客販売・勧誘を行わせていたが、イ本件社債は私募であるにもかかわらず、営業員が新規顧客間折のために何名の者に勧誘を行っているのか、その人数についてさえ把握していない、コ当社の役職員ではないA合同会社の代表社員に当社の営業日報を渡し顧客に係る個人情報等を閲覧させている、かいてされていたが、当社社の同営業所が当社の事実を関節に把握されていたが、当社社は、同営業所に保管されているべき業務に関する書類等の所在も確認できない状態にある、等の事実が認められており、業務管理が著しく社撰な状況の下で本件社債の販売業務を行っていた。 更に、契約締結前交付書面の未交付や個人情報等の管理不備などの法令違反行為等も認められており、当社の業務管理は表しく社撰な状況であった。	① 不可能 では、
		ると認めるとき」に該当するものと認められる。	
16	26. 2.21	【株式会社トラヴィス・コンサルティング(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 26 年 2 月 28 日
		○ 無登録業者に名義貸しを行っている状況 当社は、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社アスクバンク(以下「アスク社」という。現商号は株式会社インデックス)及び株式会社イメージ(以下「イメージ社」という。)に投資助言業務を行わせた。その結果、アスク社は平成24年8月から同25年6月までの間に少なくとも974名に対し、イメージ社は平成25年3月から同年6月までの間に少なくとも166名に対し、それぞれ投資助言業務を行った。 当社が行った上記の行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第36条の3に違反するものと認められる。	会社に対する処分 業務停止命令・金融商品取引業の全ての業務を平成26年2月28日から平成26年4月27日まで停止すること、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)。業務改善命令①当該名義貸しによ

	<u> </u>		
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16			る顧客に対し、適切 な顧客対応を行う 等、投資者保護のた めに万全の方策を とること。
			②本件行為の責任の 所在の明確化を図 ること。
			③自己の名義を貸し、 無登録業者に投資 助言業務を行わせ ている状況を直ち に、適切な再発防止 策を講じること。
			④金融商品取引業務 (投資助言業務)を 適切に行うための 経営管理態勢、業務 運営態勢及び法令 等遵守態勢を整備 すること。
			⑤上記①から④について、具体的な改善策を1ヶ月以内に書面で報告すること。
17	26. 3. 5	【K2Investment株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成26年3月6日
		〇 業務停止命令違反	会社に対する処分
		当社は、平成 25 年 10 月 11 日付で、関東財務局から、金融商品取引法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令(金融商品取引業の全ての業務を平成 25 年 10 月 11 日から平成 25 年 11 月 10 日まで停止すること)を受けた。しかしながら、当社は、業務停止命令期間中にもかかわらず、以下のとおり、当該業務停止命令の対象となる業務を行ってい	登録取消し ・関東財務局長(金商) 第 2299 号の登録を 取り消す。
		た。 (1) 当社は、業務停止命令期間中である平成 25 年 10 月 16 日に、A代表取締役が投資信託受益証券等を紹介する内容のセミナー動画(以下「セミナー動画」という。)を当社のウェブサイトに掲載した。また、これに先立ち、業務停止命令期間の初日である平成 25 年 10 月 11 日より、当社のウェブサ	業務改善命令 ①本件についての適切な顧客説明を行い、顧客の求めに応じ、誠実に対応すること。
		イトにリンクされた当社のB前代表取締役のブログにおいてセミナー動画の視聴を勧誘していた。その結果、当社は業務停止命令期間中に、少なくとも2名とセミナー動画の視聴に係る新たな契約を締結し、当該契約に基づく視聴料を徴収した上で、セミナー動画のアクセス権を付与していた。	②現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。
		(2) 当社は、業務停止命令期間中も、投資顧問契約に基づく報酬を受領していた。その一方で、当社は、セミナー動画を当社のウェブサイトに掲載し、顧客が視聴できる状態に置くことにより、顧客に対する投資助言を行っていた。	③本件行為の責任の 所在の明確化を図ること。④上記①から③について、1ヶ月以内に書面で報告するこ
		(3) B前代表取締役は、当社と投資顧問契約を締結している顧客のうち少なくとも1名の顧客に対し、業務停止命令期間中に、電子メールにて個別有価証券の取得に関する投資助言を行っていた。	育団(取口りること。

番号	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
留力	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	11 政処分等の内分
17 つづき		上記の行為は、関東財務局の業務停止命令に違反するものであり、金商法第52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当する。	
18	26. 3.25	【株式会社PROUD Asset Management (関東)】 ※会社勧告	行政処分日 平成 26 年 3 月 27 日
		※会任制告 (一無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得制誘に加担している状況等 当社の監査役であるAは、株式会社thelaw、東京都港区、以下「1aw社」という。現在の商号は株式会社ザロ中の取締役を兼職しているところ、無登録のまま1aw社を無限責任組合員とするthelaw投資事業有限責任組合(現取の出資持分の取締役をずロウ投資事業有限責任組合)の出資持分のの出資持のという違法行為を行っており、A監査役は、1aw社のの取締役として、建設に当該達法行為を行っていた。また、当社の代表取締役であるBは、1aw社が行った上記の違法行為において、当社の代表取締役であるBは、1aw社が行った上記の違法セットの商号をが記載された、当社の代表取締役であるBは、1aw社が行った上記の違法セットの商号及び登録番号が記載された勧誘資料を使用させることにより、当該違法行為に加担した。なお、当社は、遅くとも唯一の事務所を閉鎖した平成25年7月末以降、第二種金融商品取引業を行っていない状況にある。 当社が無登録業者である1aw社の違法行為に加担している状況は、金商法第51条に規定する、「業務の運営に関し、」に該当するものと認められる。 また、当社は、唯一の事務所を閉鎖し、実態として金融商品取引業を行っていない中、自る者を代表取締役として金融商品取引業を行っていない中、自る者を代表取締役として、違法行為に加担する者を代表取締役とし、違法行為に加担する者を代表取締役とし、違法行為に加担する者を代表取締役とし、違法行為に加担する者を代表取締役とし、違法行為に加担する者を代表取締役とし、違法行為に加担する者を代表取締役とし、違法行為に加担する者をのと認められる。	会社に対する処分 道し 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人
	l .		

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

(平成25年4月~平成26年3月)

			一一一
一連番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	25. 4. 4	【F-BRAND株式会社(東海)】	警告書発出日 平成 25 年 4 月 4 日
		(1) 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知	・東海財務局におい
		当社は、F-SEED株式会社(名古屋市中区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「SEED社」という。)が組成する匿名組合に出資している顧客に対して、SEED社との匿名組合契約を解約のうえ、当社が組成する匿名組合契約の締結を行い、SEED社から当社に出資金を移管するように働きかけ、匿名組合契約書の記載内容に基づき、出資金を主に外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)で運用するとして、勧誘を行っている。しかしながら、当社で、匿名組合契約の勧誘を始めた平成23年11月ころから当は、匿名組合契約の勧誘を始めた平成23年11月ころから当社に移管される出資金は既にSEED社によって費消されて移管される出資金は既にSEED社によって費消されている。よた、出資金をFX取引で運用する意思がなく、運用しているため、出資金を移管することができる状態で用して、また、出資金をFX取引で運用する意思がなく、運用した事実もないにもかかわらず、金融商品取引契約の締結知と、また、出資金をFX取引により運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を行っていた。	でである。 で、取書を告と、 で、取書を持つ、 でを告をできる。 ・金警のでは、 ・金管のでは、 ・金管のでは、 ・金管のでは、 ・金管のでは、 ・の
		当社が行った上記行為は、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当し、金融商品取引法第 63 条第 4 項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号に該当するものと認められる。	
		(2) 出資金の流用	
		当社は、追加出資などで個人投資家6名から当社の預金口座に入金された出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約書の記載内容に基づくFX取引の運用やこれに関連する費用と関係のないSEED社の経費等に流用していた。	
		当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められたFX取引の運用やこれに関連する費用と関係のないSEED社の経費等に流用しており、こうした行為は投資者保護上問題があると認められる。	
2	25. 6.26	【株式会社Limit Investage(証券監視委)】	警告書発出日 平成 25 年 6 月 26 日
		当社は、主に外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。) から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利(以下「ファンド持分」という。)の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。当社が取り扱うファンドには、既にファンド持分の取得勧誘を終了し、運用のみを行っているAファンドと、ファンド持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っているBファンドが存在する。	・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を済
		そのような中、当社の業務の運営状況を検証したところ、以 下の問題点が認められた。	等特例業者の名称等 について」に当社の
		(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為	名称等を掲載し公表。
		当社は、平成23年6月ころから平成25年5月ころまでの間、Aファンド又はBファンドのファンド持分の取得勧誘をしているが、遅くとも平成24年9月ころ以降、当該取得勧誘の際に顧客に交付した契約締結前交付書面、パンフレット、匿名組合契約書等(以下「勧誘資料等」という。)により顧客に告知した成功報酬及び分配金の支払に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。	

一連	公表実施	公表内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		イ. 当社は、遅くとも平成 24 年 7 月ころ以降、出資金を充てて行うFX取引による収益の有無に関係なく、架空の収益を計上し、当該架空の収益から顧客への分配金(当初出資金額の5%に相当する金額等に費消する。した意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しなが取扱いを顧客には秘匿して、収益が生じない資本を取扱いを顧客には秘匿して、収益が生じない。当社は、遅くとも可た取24 年 7 月ころ以降、成功報酬を収受することはない旨を表示した勧誘変を行っていた。当社は、遅くとも平成24 年 7 月ころ以降、成功等により勧誘を行っていた。当社は、遅くとも平成24 年 7 月ころ以降、成功等により勧誘を行っていた。とがしながらいと記憶として、以近のを有し、実際には必要の5%に相当する金額を分配金とし、これに沿った取りの5%に相当する意図を有し、実際には必定の方のでいた。しかしながら、当社は、遅くとも同年9月ころ以降、上記意図や取扱いを顧れていた。とも同年9月ころ以降、上記意図や取扱いを顧れていた。より取得勧誘を行っていた。	
		上記行為は、金融商品取引法第 63 条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 (2) 出資金の流用	
		当社は、遅くとも平成24年9月ころから平成25年5月ころまでの間、ファンドに出資された出資金を、顧客との契約内容で定められたFX取引の運用やこれに関連する費用と関係のない当社の経費の支払に充てていた。また、当社は、(3)記載の金融商品取引業の登録のない複数の者(以下「無登録業者」という。)の取得勧誘により顧客が出資した当初出資金額の3.5%ないし4.5%に相当する金額を上記無登録業者に対する報酬として2か月毎に支払っていた。	
		当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められたFX取引の運用やこれに関連する費用と関係のない当社の経費の支払に流用しているほか、無登録業者に対する報酬の支払にも充て、出資金を毀損させており、こうした行為は投資者保護上問題があると認められる。	
		(3) 無登録業者への取得勧誘の委託	
		当社は、無登録業者と業務委託契約を締結した上、無登録 業者に勧誘資料等及び当社の名称が記載された名刺を配布 するなどして、Aファンドのファンド持分の取得勧誘を行わ せていた。	
		当社は、ファンド持分の取得勧誘を、無登録業者に業務委 託しており、こうした行為は投資者保護上問題があると認め られる。	
3	25. 12. 11	【株式会社プラスワン・エコノミー(関東)】	警告書発出日 平成 25 年 12 月 11 日
		(1) 無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為 当社は、金融商品取引業の登録がないにもかかわらず、顧客に対し、新規公開株等の売買又はその取次ぎを行う旨を告げて、新規公開株等の取得勧誘を行っていた。 当社における具体的な取得勧誘の状況は、次のとおりである。	・関東財務局にお行為 ・関東財務局にお行為 を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト 「警告書の発出を済 った適格機関投資家
		イ. 当社社員による取得勧誘 当社社員は、顧客に対し、「当社は株取引に関することは全てパスしている会社です。」、「当社は I P O株式も取り扱っています。」などと告げたほか、当社の事	った適俗機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公

一連	公表実施	公表内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		業内容につき「有価証券の売買」と記載された資料や当社名義の「国内株式売買委託手数料」の額を示す表を送付するなどして新規公開株等の取得勧誘を行っていた。なお、当社に対する検査において、顧客への勧誘文句が書き留められたノートや顧客への電話営業の際のセールストークマニュアルが見つかっている。 ロ. 契約の締結及び金銭の受領等 当社は、実在する特定の新規公開株等の購入の申込みの意思を示した顧客との間で契約を締結した上、購入代金相当額の金銭を振込み又は現金により、顧客から受領していた。また、当社は、顧客に対し、その購入に係る取引内容を記載した書面を作成し、交付していた。しかし、当社が、実際に当該新規公開株等を取得した事実は認められなかった。	表。
		以上の取得勧誘により、当社は、平成24年1月頃から同25年7月頃までの間、顧客104名から約375百万円を受領していた。	
		当社は、以上のとおり、金融商品取引業を行う旨の表示をするとともに、金融商品取引契約の締結の勧誘を行っていたものであり、金融商品取引法第31条の3の2第1号及び同条第2号に掲げる行為に該当するものと認められる。	
		(2) 報告徴取命令に対する虚偽報告	
		当社は、関東財務局長が平成25年2月25日付けで発出した報告徴取命令に対し、同年3月4日付けで、ファンドの取得勧誘状況に関し、「ファンドを組成して以降、ファンドの営業は行っていない。」旨の回答を記載した報告書を提出している。	
		しかしながら、当社は、遅くとも同24年10月以降、顧客に対し、当社が組成するファンド(投資事業有限責任組合)への出資勧誘を行い、その結果、顧客との間で投資事業有限責任組合契約を締結していた。	
		上記行為は、金融商品取引法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。	
4	26. 2. 4	【スマイリングパートナーズ株式会社(証券監視委)】	警告書発出日 平成 26 年 2 月 4 日
		当社は、目標配当率をそれぞれ月1.5%、2%及び3%とする四半期分配型の3ファンド(以下「本件ファンド」という。)の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。今回検査において、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。	・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト
		(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対 し虚偽のことを告げる行為	「警告書の発出を行った適格機関投資家
		当社は、平成22年6月から、本件ファンドの取得勧誘を順次行っているところ、当社ウェブサイトにおいて、本件ファンドについて、イ 当社専属のプロトレーダーが複数の投資手法を組み合わせて運用を行っている、ロ 元本全額を償還しており、償還率が100%である旨を、現在に至るまで記載している。また、当社は、他社に委託して行ったメール配信等において、本件ファンドについて、ハ プロの投資家から認められた投資ファンドであり、証券会社等のプロの投資家から出資を受けている、ニ 公認会計士による会計監査が行われている旨を記載している。しかしながら、実際には、ホ 遅くとも平成24年8月以降、当社専属のプロトレーダーは存在せず、プロトレーダーによる運用は行われてお	等特例業者の名称等 について」に当社の名 名称等を掲載し公 表。

一連	公表実施	公表内容	1= The 11 1/ 1/2 or the 1/2
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		らず、 へ 平成25年11月以降、配当金及び償還金は顧客に支払わ	
))*		れておらず、 ト 本件ファンドに出資している証券会社は存在してお	
		らず、 チ 会計監査は行われていない 状況になっている。	
		また、当社は、運用報告レポートにおいて、本件ファンドへの実際の出資金額と著しく異なる過大な金額を本件ファンドの運用資産額として記載し、照会のあった顧客に当該レポートを送付し、本件ファンドの取得勧誘を行っている。	
		当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。	
		(2) 投資者保護上問題が認められる状況	
		当社は、平成25年11月以降、本件ファンドの出資金全額の運用を専ら委託しているとしている外国法人A社(以下「A社」という。)の代理人と称する者(以下「本件代理人」という。)から、マネー・ローンダリング調査のためA社の銀行口座が凍結されている旨の通知を受け、本件ファンドの配当金及び償還金の全額が支払われなくなったとしている。しかしながら、当社は、同月以降も、当社ウェブサイトにおいて、本件ファンドに関する記事を掲載し、資料請求のあった顧客に対して、本件ファンドに係る勧誘資料を送付して本件ファンドの取得勧誘を継続し、当該顧客に出資させている。	
		る。 なお、当社は、同通知を受けた後、A社からA社に運用を 委託した出資金が著しく毀損している旨の報告を受けたと している。	
		また、当社は、本件ファンドの出資金を本件代理人に現金で手渡し、A社からの配当金及び償還金の受渡しについても、本件代理人から現金で受け取っていたとしている。しかしながら、当社による出資金の手渡しについては、その事実を確認できるものは何もなく、当社によれば、当社は、本件代理人から受領書を受け取っておらず、また、本件代理人がA社から代理権を付与されているか否かについて確認を行っていないばかりか、本件代理人の氏名さえも把握していない。また、当社は、運用委託契約書などA社へ運用を委託したことを証するものは何も保存しておらず、本件代理人から、紙面などで原則月次で運用の報告を受けているとしているが、報告内容は当社で保存しておらず、資料は全て破棄したため、現存していないとしている。以上のように、当社の本件ファンドに対する運用管理は、著しく杜撰な状況にある。	
		当社は、配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、本件ファンドの取得勧誘を継続しており、また、本件ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況にあり、こうした状況は、投資者保護上問題があると認められる。	
5	26. 2. 4	【スラージュマン株式会社(証券監視委)】	警告書発出日 平成 26 年 2 月 4 日
		当社は、目標配当率を月2%(年24%)とする毎月配当型の 2ファンド(以下「本件ファンド」という。)の取得勧誘及び 出資金の運用を行っている。今回検査において、当社の業務の 運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。	・関東財務局において、直ちに当該行為 を取り止めるよう警 告書を発出。
		(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為	・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行
		当社は、遅くとも平成23年6月から、本件ファンドの取得	った適格機関投資家

一連	公表実施	公表内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		勧誘を行っているところ、当社ウェブサイト及び顧客に送付した勧誘資料において、本件ファンドについて、外国為替証拠金取引による運用を行い、その運用成果は月により変動し、平成25年3月から11月までの月次損益は5.42%~15.48%、直近23ヶ月の加重平均利益は8.81%であると記載している。しかしながら、当社は、実際には、本件ファンドの運用開始当初から外国為替証拠金取引による運用は行っておらず、出資金の全額を、専ら外国法人(以下「A社」という。)が発行する月利3%の無担保社債(以下「本件社債」という。)のみに投資しているとしている。	等特例業者の名称等 について」に当社の名 称等を掲載し公表。
		当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。	
		(2) 投資者保護上問題が認められる状況	
		当社は、平成25年10月以降、A社の運用状況の悪化により、本件社債の月利3%のうち1%の利金がA社から支払われなくなり、さらに同年12月以降は、利金及び償還金の全額が支払われなくなったとしている。 しかしながら、当社は、本件ファンドの運用が従来どおり順調であるなどと、当社ウェブサイト及び顧客向けメールに記載して、本件ファンドの取得勧誘を継続し、同月にも顧客に出資させている。	
		当社は、スマイリングパートナーズ株式会社のX代表取締役社長(以下「X社長」という。)に紹介されて、本件ファンドの出資金全額を本件社債に投資したとしており、本件社債への投資に当たり、出資金をX社長に現金で手渡しして本件社債を購入し、A社からの利金及び償還金の受取りもX社長から現金で受け取っていたとしている。しかしながら、当社による出資金の手渡しについては、その事実を確認できるものは何もなく、当社によれば、当社は、受領書や本件ファンドの出資金が本件社債に投資されていることを裏付ける書類をX社長から受け取っていない。以上のように、当社の本件ファンドに対する運用管理は、著しく杜撰な状況にある。	
		当社は、A社からの利金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、本件ファンドの取得勧誘を継続しており、また、本件ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況にあり、こうした状況は、投資者保護上問題があると認められる。	
6	26. 3.10	【合同会社アセットアーク1号から同5号(関東)】	警告書発出日 平成 26 年 3 月 10 日
		本件5社は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合である Aファンド、Bファンド、Cファンド、Dファンド及びEファンド(以下、これら5つのファンドを総称して「本件ファンド」という。)を組成し、顧客に対して、同ファンドの匿名組合契約に基づく権利(以下「ファンド持分」という。)の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている。そして、本件5社は、平成23年11月頃から同24年12月頃までの間に、延べ245名の顧客に対し、総額10億510万円のファンド持分を取得させている(Aファンド:47名、2億8,240万円。Bファンド:47名、2億8,490万円。Cファンド:58名、1億5,810万円。Dファンド:44名、1億4,250万円。Eファンド:49名、1億3,720万円。)。本件ファンドの業務の管理は株式会社フィールテック(東京都港区)の代表取締役であるXの指示の下で行われ、同人は出資金の運用委託先の選定や顧客への配当額の決定等に関与している。	・関東財務局にお行為にお行為を取り止めるようを発出。 ・金融庁ウェの発出・一をを選出が、一をを発出がある。 ・金融庁のののでは、では、大きのののでは、では、大きのののでは、では、大きのでは、は、いきのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

一連	公表実施	公表内容	
番号	年月日	(業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	一行政処分等の内容
6		したところ、本件5社につき以下の問題点が認められた。	
つづき		(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為	
		本件5社の営業員24名のうち、少なくとも11名は、本件ファンドが元本及び配当を保証した商品ではないにもかかわらず、少なくとも21名の顧客に対し、自ら又は第三者を名乗る者と連携して、「満期になれば投資元本が戻る。」、「2か月に1回投資金額の1%の利益配当が必ず得られる商品である。」などと虚偽のことを告げてファンド持分の取得勧誘を行っていた。	
		上記行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき適格機 関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして 適用する同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の 締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる 行為」に該当すると認められる。	
		(2) 投資者保護上問題のある業務運営	
		イ.出資金の使途を把握していない状況 本件5社は、顧客に対し、本件ファンドの投資対象は主として先進技術を開発する企業等が発行する有価証券であると説明しており、香港に所在するX社及びY社に対して、出資金の大半である総額7億4,510万円の運用を手にしている(Aファンド:1億9,640万円。Bファンド:2億2,270万円。Cファンド:1億2,300万円。Dファンド:1億円。Eファンド:1億300万円。Dファンド:1億円。Eファンド:1億300万円。Dファンド:100円の送金については、現金を香港まで持参してX社及びY社のよいながら、上記総額のうち2億3,100万円の送金については、現金を香港まで持参してX社及びY社のよいながらを調かりを証する書面を受け取っていないなど、X社及びY社に多いで全く把握していなかった。また、本件5社は、X社及びY社から運用状況に係る報告を一切受けておらず、本件ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについても全く把握していなかった。さらに、合同会社アセットアーク2号及び合同会社アセットアーク4号はBファンドから1,000万円、Dファンドから590万円を投資として、合同会社アセットアーク1号はAファンドから600万円を貸付金として、Z社に対してそれぞれ支払っている。しかしながら、上記3社は、同投資等を証明する書類等を有していないほか、上記3ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについて全く把握していなかった。	
		ロ. 出資金を原資として配当金を支払っている状況 本件5社は、本件ファンドに利益が発生しておらず、匿 名組合契約書上は配当金を支払うことができない状況に あり、それを認識していたにもかかわらず、平成24年2月 29日から同25年2月15日までの間、顧客に対し、出資金を 原資として配当金を総額約3,140万円支払っている。	
		本件5社は、以上のように、出資金の使途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて杜撰に行っており、投資者保護上問題があると認められる。	
7	26. 3.26	【株式会社ウィン西和(中国)】	警告書発出日 平成 26 年 3 月 26 日
		○ 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業	・中国財務局において、直ちに当該行為

一連番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として自らを無限責任組合員とするA投資事業有限責任組合の出資持分の私募及び出資金の運用を行っているところ、当社の代表取締役は、金融商品取引法についての知識を有しておらず、特例業務の要件として適格機関投資家からの出資が必要であるとの認識がなかったことから、当社は、平成21年7月、適格機関投資家との間で投資事業有限責任組合契約の締結を行ったものの、同契約に係る出資を受け入れていなかった。また、当社の代表取締役は、同24年6月頃、適格機関投資家からの出資が必要であることを認識したが、その後も、当社は、適格機関投資家からの出資を受け入れていなかった。 よって、当社が行った上記出資持分に係る私募及び出資金の運用は、同法第63条第1項第1号及び同第2号に規定された特例業務の要件を充足していないこととなる。 したがって、当社が行った上記行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、これらの私募及び運用行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト 「警告書の発出を発出を発出を発出を発出を変勢に、 ・金融庁ウェブサイト 「警告書の発出を資格機関投資家等を関名を表して、 を表して、 をまして、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 をまして、

[※] 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月)

		(十)以 20 千 4	月~平成 26 年 3 月)
一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	25. 4. 19	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 2 項) 【銘柄名】エス・バイ・エル(東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】公開買付者の社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱ヤマダ電機の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、エス・バイ・エル㈱(以下「エス・バイ・エル」という。)株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 8 月 13 日より前の同年 7 月 4 日、自己の計算において、エス・バイ・エル株式 1 万 5,000 株を買付価額 99 万円で買い付けた。 【課徴金額】 79 万円 (注)課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数)となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるエス・バイ・エルの最も高い株価は、平成 23 年 8 月 22 日の 119 円であることから、 (119 円×15,000 株) - 買付価額 990,000 円 (※) = 795,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、79 万円 (※) 買付価額は、「66 円×15,000 株」の額である。	審判手続開始決定日 開始決定日 課職 25年4月19日 課 25年4月19日 課 25年5月23日 では 25年5月23日 では 3年後の 1年 では 3年 では 3
2	25. 5. 10	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】石井表記(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】(㈱石井表記の子会社役員 【違反行為の態様】	審判手続開始決定日 平成25年5月10日 課徴金納付命令決定日 平成25年6月5日 本お、課徴金納事等を を対象を認めがあったため、 審判のよう。 であるのである。 である。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 である。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 である。 であるのである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。

× 1.	FL FL FL 11.		
一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		となる。したがって、重要事実の公表後2週間における石井表記の最も低い株価は、平成23年9月14日の314円であることから、 売付価額5,544,000円(※) - (314円×7,700株) =3,126,200円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、312万円 (※) 売付価額は、 「720円×7,700株」 の合計額である。	
3	25. 5. 28	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】ケンコーコム(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】ケンコーコム㈱役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 ケンコーコム㈱(以下「ケンコーコム」という。)の役員から、同人が職務に関し知った、ケンコーコムの業務執行を決定する機関が、楽天㈱を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 5 月 17 日午後 3 時 30 分頃より前の同日午前 9 時頃から午前 9 時 46 分頃までの間、自己の計算において、ケンコーコム株式合計 8 株を買付価額合計 32 万 8,500 円で買い付けた。 【課徴金額】 24 万円 (注)課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるケンコーコムの最も高い株価は、平成 24 年 5 月 25 日の 71,500 円であることから、 (71,500 円×8 株) ー買付価額 328,500 円(※)=243,500 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、24 万円 (※)買付価額は、「40,850 円×3 株+40,900 円×2 株+41,350 円×1 株+41,400 円×2 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 田 田 平成 25 年 5 月 28 日 田 平成 25 年 6 月 21 日 課徴金納付 25 年 6 月 21 日 本 お 象 認 が 旨 の た ま か ら 旨 の た た か れ な か ま か ら し た 別 か っ た 。
4	25. 5. 28	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】マミーマート(大証JASDAQ)、くろがね工作所(大証2部) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 (㈱マミーマートほか1銘柄の株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、各株式の相場	審判手続開始決定日 平成25年5月28日 課徴金納付命令決定日 平成25年6月21日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答める の提出があったため、 審判の期日は開かれな

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
		(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額)と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)または、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)ー(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。 (※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ・(株マミーマート株式における平成24年2月10日午前9時12分頃から同月23日午後3時9分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、5万円 (1)当該違反行為に係る存価証券の買付数量は、4,300株であり、②当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、集廃の買付け等の数量2,500株に、違反行為開始時に所有している当該有価証券の数量2,000株を加えた4,500株であることから、4,300株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、売付価額6,122,900円(※2)ー買付価額6,094,500円(※3)=28,400円 (※2)売付価額は、「1,414円×100株+1,418円×300株+1,424円×200株+1,425円×900株+1,426円×400株+1,427円×1,100株+1,429円×100株+1,426円×400株+1,427円×1,100株+1,429円×100株+1,428円×400株+1,427円×100株+1,428円×200株+1,428円×300株+1,428円×300株+1,428円×100株+1,428円×200株+1,428円×100株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×300株+1,428円×200株+1,428円×300株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×300株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×300株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,431円×100株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,431円×100株+1,428円×200株+1,431円×100株+1,428円×200株+1,428円×200株+1,431円×100株+1,428円×200株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×200株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,431円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株+1,431	勧告後の経緯
		買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(1,414円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
		制告の対象となった法令違反等の内容 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 200 株 (4,500 株 −4,300 株) について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (1,527 円) に当該超える数量を乗じて得た額 305,400 円 (1,527 円×200 株) − 買付価額 283,500 円 (※5) = 21,900 円 (※5) 買付価額は、「1,413 円×100 株+1,422 円×100 株」の合計額である。 ・ ㈱くろがね工作所株式における平成 24 年 3 月 30 日午後 2 時 19 分頃から同年 4 月 10 日午後 1 時 23 分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計76,000 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、7 万円	勧告後の経緯
		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、58,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等 の数量 57,000 株に、違反行為開始時にその時の価格(76 円)で 買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有 している当該有価証券の数量 5,000 株を加えた 62,000 株である ことから、58,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 4,356,000 円(※6) — 買付価額 4,327,000 円(※7) =29,000 円	
		(※6) 売付価額は、「73 円×2,000 株+74 円×15,000 株+75 円×17,000 株+76 円×23,000 株+77 円×1,000 株」の合計額である。 (※7) 買付価額は、「72 円×4,000 株+73 円×8,000 株+74 円×8,000 株+75 円×27,000 株+76 円×9,000 株+77 円×2,000 株」の合計額である。 (※8) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(76 円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。	
		(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、 当該超える数量 4,000 株 (62,000 株-58,000 株) について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日にお ける当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (88 円) に当該 超える数量を乗じて得た額 352,000 円 (88 円×4,000 株) — 買付価額 305,000 円 (※9) =47,000 円	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		(※9)買付価額は、「75 円×1,000 株+76 円×1,000 株+77 円× 2,000 株」の合計額である。	
5	25. 6. 14	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】コーセル(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】コーセル㈱社員 【違反行為の態様】 職務に関し、コーセル㈱(以下「コーセル」という。)の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした事実を知りながら、この事実が公表された平成24年6月13日より前の同月6日から同月8日までの間、自己の計算において、コーセル株式合計1万2,000株を買付価額合計1,048万7,400円で買い付けた。 【課徴金額】 192万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるコーセルの最も高い株価は、平成24年6月27日の1,034円であることから、 (1,034円×12,000株)ー買付価額10,487,400円(※)=1,920,600円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、192万円 (※)買付価額は、「868円×4,900株+874円×2,300株+880円×4,800株」	審判手続開始決定日 平成25年6月14日 課徴金納付命令決定日 平成25年7月18日 平成25年7月18日 本計算の で対象を認めるのでである。 等を認めるのでである。 審判のた。
6	25. 6. 14	の合計額である。 【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項) 【銘柄名】 2 1 L A D Y (名証セントレックス) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 2 1 L A D Y (構式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 360 万円 (注) 1. 課徴金額は、(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(有価証券の買付価額)と、(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(当該違反行為が終了してから1月を	審判手続開始決定日 平成25年6月14日 課徴金納付命令決定日 平成25年7月18日 なお、課徴金納付命 令対象者が多事と認める 令対象を認めるからいた。 審判の期日は開かれなかった。

勧告実施	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
左	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
年月日		
	経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)	
	当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有	
	価証券の最高価格×当該超える数量)- (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。	
	(※1) 売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	
	2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 3,606,060円⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、360万円	
	(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、1,356株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、1,450株である ことから、1,356株となる。	
	当該売買対当数量に係るものについて、	
	売付価額 11, 326, 660 円(※ 2) — 買付価額 10, 504, 750 円(※ 3) = 821, 910 円	
	(※2) 売付価額は、 「5,250 円×7 株+5,350 円×21 株+5,450 円×18 株 +5,530 円×31 株+5,650 円×6 株+5,800 円×10 株 +5,850 円×8 株+5,860 円×2 株+5,910 円×5 株	
	+5,950 円×27 株+6,100 円×3 株+6,110 円×12 株 +6,150 円×1 株+6,250 円×50 株+6,450 円×54 株 +6,530 円×9 株+6,540 円×12 株+6,560 円×2 株	
	+6,640 円×5 株+6,700 円×1 株+6,830 円×1 株 +6,850 円×24 株+6,900 円×74 株+6,950 円×11 株 +7,000 円×1 株+7,080 円×4 株+7,450 円×94 株	
	+8,050 円×60 株+8,950 円×379 株+8,970 円×30 株 +9,250 円×1 株+9,350 円×4 株+9,500 円×23 株	
	+9,700 円×8 株+9,730 円×1 株+9,800 円×9 株	
	+10,000 円×29 株+10,010 円×10 株+10,100 円×12 株	
	の合計額である。	
	(※3) 賞付価額は、 「4,950円×5株+4,970円×2株+4,975円×1株	
	+4,980 円×32 株+4,985 円×1 株+4,990 円×2 株 +4,995 円×2 株+5,000 円×17 株+5,050 円×2 株	
	+5,100円×1株+5,110円×1株+5,120円×1株	
	+5,450 円×61 株+5,500 円×1 株+5,650 円×6 株	
	+5,980 円×2 株+6,110 円×18 株+6,150 円×6 株	
	+6,400 円×5 株+6,450 円×103 株+6,480 円×1 株	
	+6,490 円×1 株+6,500 円×6 株+6,600 円×9 株 +6,650 円×2 株+6,680 円×1 株+6,700 円×20 株	
	+6, 740 円×1 株+6, 750 円×1 株+6, 780 円×4 株 +6, 800 円×37 株+6, 820 円×2 株+6, 830 円×3 株	
	年月日	毎月日

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		+6,840 円×1 株+6,850 円×50 株+6,900 円×5 株 +6,970 円×5 株+6,980 円×55 株+7,000 円×1 株 +7,050 円×7 株+7,080 円×2 株+7,100 円×22 株 +7,130 円×1 株+7,450 円×106 株+8,050 円×30 株 +8,350 円×3 株+8,500 円×27 株+8,650 円×71 株 +8,800 円×1 株+8,950 円×27 株+9,400 円×36 株 +9,550 円×4 株+9,850 円×15 株+10,000 円×14 株 +10,200 円×20 株+10,440 円×1 株+10,450 円×149 株」 の合計額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 94 株 (1,450 株-1,356 株) について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(37,500 円)に当該超える数量を乗じて得た額 3,525,000 円 (37,500 円×94 株) ー 買付価額740,850 円(※5) 買付価額は、 「6,050 円×1 株+6,100 円×1 株+6,150 円×1 株 +6,250 円×3 株+6,680 円×1 株+6,690 円×1 株 +6,700 円×3 株+7,600 円×3 株+7,620 円×3 株 +7,640 円×5 株+7,800 円×48 株+8,100 円×3 株 +8,820 円×2 株+8,970 円×19 株 の合計額である。	
7	25. 6. 27	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】フルキャストテクノロジー(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 (㈱フルキャストテクノロジー株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 108万円 (注) 1. 課徴金額は、(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(有価証券の買付価額)と、(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)または、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、	審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 27 日 第 1 回審判期日(結審) 平成 25 年 11 月 20 日 課徵金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 23 日

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) — (有価証券の買付価額)との合計額として計算される。	
		(※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	
		2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,082,140円 →課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、108万円	
		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、86 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等 の数量 63 株に、違反行為開始時にその時の価格(25,380 円)で 買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有 している当該有価証券の数量 74 株を加えた 137 株である ことから、86 株となる。	
		当該売買対当数量に係るものについて、	
		売付価額 2, 231, 150 円(※ 2) — 買付価額 2, 179, 290 円(※ 3) = 51, 860 円	
		(※2) 売付価額は、 「24,500円×1株+24,600円×1株+24,900円×2株 +24,960円×1株+25,000円×2株+25,200円×2株 +25,370円×1株+25,380円×2株+25,400円×4株 +25,480円×2株+25,500円×22株+25,800円×9株 +25,900円×5株+26,000円×1株+26,100円×3株 +26,300円×2株+26,400円×1株+26,500円×12株 +26,800円×2株+27,000円×2株+27,100円×2株 +27,200円×5株+28,200円×2株 の合計額である。 (※3)買付価額は、 「24,870円×6株+25,020円×1株+25,370円×1株 +25,380円×76株+25,400円×2株 の合計額である。 (※4)買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(25,380円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。	
		(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、	
		当該超える数量 51 株(137 株-86 株)について、	
		当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(46,100円)に 当該超える数量を乗じて得た額	
		2,351,100円(46,100円×51株)— 買付価額1,320,820円(※5) = 1,030,280円	

一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		(※5) 買付価額は、 「24,400円×1株+24,480円×1株+24,500円×1株 +24,600円×1株+24,900円×2株+24,960円×1株 +24,970円×2株+24,980円×1株+24,990円×2株 +25,000円×4株+25,100円×1株+25,400円×1株 +25,480円×2株+25,500円×1株+25,670円×1株 +25,800円×1株+25,960円×1株+26,000円×2株 +26,100円×8株+26,200円×1株+26,300円×2株 +26,400円×1株+26,500円×1株+26,800円×2株 +26,900円×2株+27,000円×3株+27,100円×2株 +27,500円×1株+27,990円×1株+28,200円×1株」 の合計額である。	
8	25. 7. 23	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】アンジェスMG(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】アンジェスMG(㈱役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 アンジェスMG(㈱(以下「アンジェスMG」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、アンジェスMGの業務執行を決定する機関が田辺三菱製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年 7 月 2 日午前 11 時 30 分頃より前の同日午前 10 時 53 分頃、自己の計算において、アンジェスMG株式合計 16 株を買付価額合計 59 万 4,950 円で買い付けた。 【課徴金額】 102 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるアンジェスMGの最も高い株価は、平成 24 年 7 月 9 日の 101,300 円であることから、 (101,300 円×16 株) - 買付価額 594,950 円(※) =1,025,850 円 →課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、102 万円 (※) 買付価額は、「36,800 円×4 株+37,000 円×1 株+37,150 円×1 株+37,200 円×4 株+37,000 円×1 株+37,300 円×3 株+37,450 円×5 株」の合計額である。	審判時に 25年7月23日 日課 では 25年8月23日 日課 では 25年8月23日 では 25年8月23日 では 25年8月23日 では 3年8月23日 では 3年8月2
9	25. 8. 30	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)	審判手続開始決定日
		【銘柄名】オウケイウェイヴ(名証セントレックス)	平成 25 年 8 月 30 日 第 1 回審判期日(結審) 平成 26 年 2 月 13 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱オウケイウェイヴとの契約締結交 渉者からの第一次情報受領者	課徵金納付命令決定日 平成 26 年 4 月 18 日
		【違反行為の態様】	

御告の対象となった法令違反等の内容 (㈱オウケイウェイヴ(以下「オウケイウェイヴ」という。) と、資本業務提携契約の締結の交渉をしていた㈱ブリックス (以下「ブリックス」という。)の役員から、同人が同契約の 締結の交渉に関し知った、オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関がブリックスと業務上の提携を行うことの決定を した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24 年10月23日午後4時頃より前の同日午後2時18分頃から同日午後3時26分頃までの間、自己の計算において、オウケイウェイヴ株式合計1,300株を買付価額合計101万7,600円で買い付けた。 【課徴金額】86万円 (注)課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)ー(買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるオウケイウェイヴの最も高い株価は、平成24年10月29日の1,446円であることから、 (1,446円×1,300株) ー買付価額1,017,600円(※)	勧告後の経緯
と、資本業務提携契約の締結の交渉をしていた㈱ブリックス(以下「ブリックス」という。)の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関がブリックスと業務上の提携を行うことの決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年10月23日午後4時頃より前の同日午後2時18分頃から同日午後3時26分頃までの間、自己の計算において、オウケイウェイヴ株式合計1,300株を買付価額合計101万7,600円で買い付けた。 【課徴金額】 86万円 (注)課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)-(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるオウケイウェイヴの最も高い株価は、平成24年10月29日の1,446円であることから、	
(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるオウケイ ウェイヴの最も高い株価は、平成24年10月29日の1,446円であ ることから、	
(重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるオウケイウェイヴの最も高い株価は、平成24年10月29日の1,446円であることから、	
(1 446 円 × 1 200 批)	
(1,440 円入1,300 体) — 貝刊 114 (1,017,000 円(火)	
=862, 200 円	
⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>86 万円</u>	
(※)買付価額は、「781 円×700 株+782 円×100 株 +783 円×400 株+795 円×100 株」の額である。	
【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項) 【銘柄名】ソネットエンタテインメント(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】公開買付者の社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 ソニー㈱(以下「ソニー」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、ソニーの業務執行を決定する機関がソネットエンタテインメント㈱(以下「ソネット」という。)株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年8月10日より前の同月3日午前11時34分から同日午後1時36分までの間、自己の計算において、ソネット株式合計12株を買付価額合計390万7,500円で買い付けた。 【課徴金額】 289万円	審判手続開始決定日 平成25年8月30日 課徴金納付命令決定日 平成25年9月27日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
	ソニー㈱(以下「ソニー」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、ソニーの業務執行を決定する機関がソネットエンタテインメント㈱(以下「ソネット」という。)株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年8月10日より前の同月3日午前11時34分から同日午後1時36分までの間、自己の計算において、ソネット株式合計12株を買付価額合計390万7,500円で買い付けた。

一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号	年月日		
10		(※) 買付価額は、 「324,000 円×5 株+326,500 円×3 株+327,000 円×4 株」 の合計額である。	
11	25. 9. 25	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項)	審判手続開始決定日 平成 25 年 9 月 25 日
		【銘柄名】CKサンエツ(名証2部)	課徴金納付命令決定日 平成 25 年 10 月 17 日
		【課徴金納付命令対象者】会社役員	なお、課徴金納付命
		【違反行為の態様】 (株CKサンエツ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び同族会社の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
		【課徴金額】 596 万円	7 270
		(注)1. 課徴金額は、(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)	
		(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額)との合計額として計算される。	
		(※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	
		2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 5,969,100円 →課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>596万円</u>	
		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10,900 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等 の数量 11,200 株に、違反行為開始時にその時の価格(965 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所 有している当該有価証券の数量 45,900 株を加えた 57,100 株と なる。	
		当該売買対当数量に係るものについて、	
		売付価額 10,673,800 円 (※2) — 買付価額 10,518,500 円 (※3) = 155,300 円	
		(※2) 売付価額は、 「925 円×200 株+935 円×100 株+949 円×100 株 +965 円×700 株+966 円×1,100 株+967 円×1,500 株 +968 円×300 株+969 円×400 株+970 円×200 株 +971 円×200 株+975 円×1,700 株+977 円×100 株	

/平	知什字坛		
一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
田 7 11 つづき	十	+980 円×200 株+985 円×400 株+989 円×100 株 +990 円×400 株+991 円×200 株+995 円×1,100 株 +997 円×400 株+998 円×200 株+999 円×300 株 +1,010 円×300 株+1,015 円×300 株+1,018 円×400 株] の合計額である。 (※3) 買付価額は、「965 円×10,900 株] の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。本件においては、違反行為の開始時点にその時における価格(965 円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 46,200 株 (57,100 株-10,900 株) について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(1,096 円)に当該超える数量を乗じて得た額 50,635,200 円(1,096 円×46,200 株)	
12	25. 9. 25	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】戸田建設(東証1部、大証1部) 【課徴金納付命令対象者】戸田建設㈱社員 【違反行為の態様】 職務に関し、戸田建設㈱(以下、「戸田建設」という。)の平成25年3月期の当期純利益について、平成24年8月9日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、新たに算出した予想値が当期純利益マイナス398億円として公表がされた平成24年10月31日午後3時	審判手続開始決定日 平成25年9月25日 課徴金納付命令決定日 平成25年10月17日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実為を 等を認める旨の答れ 等を認めるしたため、 審判の期日は開かれな かった。

\			
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12	1 /1 H	30 分頃より前の同日午後 0 時 34 分頃から午後 1 時 49 分頃までの間、自己の計算において、戸田建設株式合計 9,000 株を売付価額合計 216 万 9,000 円で売り付けた。	
		【課徴金額】 52 万円	
		(注) 課徴金額は、 (売付価格)×(売付株数) -(重要事実が公表された後2週間における最も低い価格)×(売付株数)	
		となる。したがって、重要事実の公表後2週間における戸田建設 の最も低い株価は、平成24年11月13日の183円であることから、	
		売付価額 2, 169, 000 円(※) — (183 円×9, 000 株) = 522, 000 円	
		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>52 万円</u>	
		(※) 売付価額は、「241 円×9,000 株」の額である。	
13	25. 10. 11	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項)	審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 15 日
		【銘柄名】FPG(東証2部)	課徴金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 8 日
		【課徴金納付命令対象者】会社役員	なお、課徴金納付命
		【違反行為の態様】 (株FPG株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
		【課徴金額】 700 万円	
		(注)1. 課徴金額は、(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)	
		と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額)との合計額として計算される。	
		(※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	
		2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 7,002,200円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、700万円	
		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価 証券の売付数量が 0 株であることから、0 株である。	

一連 勧告実施 番号 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 年月日 13 つづき	はって、当該売買対当数量に係るものについては、0円 (2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 53,100 株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び同法施行令第33条の13第1号により、違反行為開始時にその時の価格(1,020円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 140,200 株を加えた193,300株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 193,300株(193,300株-0株)について、当該超える数量を乗してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(1,072円)に当該超える数量を乗じて得た額207,217,600円(1,072円×193,300株)ー買付価額200,215,400円(※2) = 7,002,200円 (※2)本件においては、違反行為の開始時点において所有している有価証券について、違反行為の開始時点にその時における価格(1,020円)で買い付けたものとみなされる(みなし買付け)。よって、買付価額は、「1,020円×140,400株+1,025円×100株+1,027円×100株+1,028円×300株+1,029円×1,000株+1,030円×400株+1,031円×400株+1,031円×400株+1,031円×400株+1,031円×400株+1,031円×400株+1,031円×300株	勧告後の経緯
14 25. 10. 1	+1,034 円×300 株+1,035 円×400 株+1,038 円×1,200 株 +1,039 円×300 株+1,040 円×900 株+1,041 円×100 株 +1,043 円×200 株+1,045 円×200 株+1,046 円×1,000 株 +1,049 円×600 株+1,050 円×2,700 株+1,052 円×100 株 +1,053 円×500 株+1,054 円×200 株+1,055 円×400 株 +1,056 円×500 株+1,057 円×100 株+1,058 円×300 株 +1,059 円×800 株+1,060 円×2,500 株+1,061 円×100 株 +1,062 円×500 株+1,065 円×2,500 株+1,066 円×600 株 +1,067 円×100 株+1,069 円×200 株+1,070 円×300 株 +1,072 円×200 株+1,073 円×300 株+1,074 円×500 株 +1,075 円×300 株+1,076 円×100 株+1,077 円×100 株 +1,078 円×200 株+1,079 円×700 株+1,080 円×1,300 株 +1,078 円×200 株+1,082 円×300 株+1,083 円×1,200 株 +1,084 円×700 株+1,085 円×700 株+1,089 円×2,300 株 +1,097 円×300 株+1,088 円×600 株+1,089 円×2,300 株 +1,096 円×1,600 株+1,097 円×2,000 株+1,098 円×700 株 +1,099 円×1,200 株+1,100 円×3,700 株+1,101 円×500 株 +1,099 円×1,200 株+1,110 円×3,700 株+1,111 円×500 株 +1,109 円×100 株+1,110 円×3,700 株+1,111 円×500 株 +1,109 円×100 株+1,110 円×1,000 株+1,111 円×500 株 +1,109 円×100 株+1,123 円×100 株+1,125 円×3,900 株] の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 15 日 課徵金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 8 日
	【課徴金納付命令対象者】事業主 【違反行為の態様】	なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係

一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 14 つづき	年月日	(㈱ステップ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき 一連の売買及び委託をした。	等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
		【課徴金額】 591 万円 (注) 1. 課徴金額は、	
		(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場	
		合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)- (当該違反行為が終了してから1月を 経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、	
		当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有 価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。	
		(※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	
		2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 5,912,600円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>591万円</u>	
		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価 証券の売付数量が 0 株であることから、 0 株である。	
		よって、当該売買対当数量に係るものについては、0円	
		(2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 177,900 株に、金融商品取引法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号により、違反行為開始時にその時の価格(664円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 72,200 株を加えた250,100 株である。	
		当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 250,100 株 (250,100 株 - 0 株) について、	
		当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(730円)に当該超える数量を乗じて得た額 182,573,000円(730円×250,100株) - 買付価額176,660,400円(※2) = 5,912,600円	
		(※2)本件においては、違反行為の開始時点において所有している有価証券について、違反行為の開始時点にその時における価格(664円)で買い付けたものとみなされる(みなし買付け)。	
		よって、買付価額は、 「664 円×72, 400 株+665 円×500 株+666 円×200 株 +667 円×300 株+668 円×1, 300 株+669 円×1, 600 株	

一連	勧告実施		
番号	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		+670 円×1,200 株+671 円×600 株+672 円×6,300 株 +673 円×5,500 株+675 円×3,400 株+677 円×500 株 +678 円×300 株+679 円×700 株+680 円×2,700 株 +681 円×200 株+683 円×1,500 株+685 円×2,100 株 +686 円×500 株+687 円×1,100 株+688 円×1,100 株 +689 円×600 株+690 円×2,400 株+693 円×200 株 +694 円×500 株+695 円×1,100 株+696 円×3,200 株 +699 円×100 株+700 円×7,700 株+704 円×700 株 +705 円×800 株+707 円×100 株+709 円×1,200 株 +710 円×1,500 株+711 円×400 株+713 円×100 株 +720 円×34,600 株+721 円×300 株+723 円×1,000 株 +729 円×1,600 株+730 円×7,300 株+735 円×1,600 株 +738 円×300 株+749 円×4,900 株 +749 円×2,100 株+745 円×5,100 株+748 円×900 株 +749 円×2,100 株+750 円×1,400 株+752 円×2,100 株 +753 円×500 株 +753 円×1,000 株+750 円×1,400 株+750 円×1,200 株 +755 円×11,200 株 +758 円×1,000 株+759 円×1,600 株+750 円×2,700 株 +758 円×1,100 株+759 円×1,600 株+770 円×1,100 株+774 円×100 株+777 円×100 株 +785 円×1,100 株+774 円×100 株+777 円×100 株 +785 円×4,000 株+790 円×5,500 株	
15	25. 10. 29	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 2 項) 【銘柄名】オストジャパングループ(札証アンビシャス) 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱オストジャパングループ(以下「オストジャパングループ」という。)子会社の役員から、同人が㈱富士薬品(以下「富士薬品」という。)そ会社の役員から、同人が㈱富士薬品(以下「富士薬品」という。)をの資業務執行を決定するとについての決定をした自の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 1 月 10 日より前の平成 24 年 11 月 29 日から同年 12 月 7 日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計 3,000 株を買付価額合計 96 万 8,700 円で買い付けた。 【課徴金額】 145 万円 (注)課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格)×(買付株数) − (買付価格)×(買付株数)となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるオストジャパングループの最も高い株価は、平成 25 年 1 月 16 日の 809 円であることから、 (809 円×3,000 株) − 買付価額 968,700 円 (※) =1,458,300 円 →課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、145 万円 (※) 買付価額は、「317 円×100 株+320 円×2,000 株+330 円×900 株」の合計額である。	審判手続開始決定日日日日日 日日 日日 日日 日日 日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16	25. 10. 29	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項) 【銘柄名】オストジャパングループ(札証アンビシャス) 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱オストジャパングループ(以下「オストジャパングルー	審判手続開始決定日平成 25 年 10 月 29 日第 1 回審判期日 (結審)平成 26 年 1 月 10 日課徵金納付命令決定日平成 26 年 2 月 28 日
		プ」という。)子会社の役員から、同人が㈱富士薬品(以下「富士薬品」という。)との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、富士薬品の業務執行を決定する機関がオストジャパングループ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月10日より前の平成24年12月27日から平成25年1月8日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計2,300株を買付価額合計81万400円で買い付けた。	
		【課徴金額】 105 万円	
		(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2週間におけるオストジャパングループの最も高い株価は、平成 25年1月16日の809円であることから、	
		(809 円×2,300 株) — 買付価額 810,400 円(※) =1,050,300 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>105 万円</u>	
		(※) 買付価額は、 「345 円×1,000 株+350 円×500 株+355 円×200 株 +365 円×500 株+369 円×100 株」 の合計額である。	
17	25. 10. 29	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)	審判手続開始決定日
		【銘柄名】ノーリツ鋼機(大証1部)	平成 25 年 10 月 29 日 課徴金納付命令決定日
		【課徴金納付命令対象者】ノーリツ鋼機㈱子会社との契約締結 交渉者からの情報受領者	平成25年11月27日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係
		【違反行為の態様】 ノーリツ鋼機㈱(以下「ノーリツ鋼機」という。)の子会社であるNKリレーションズ㈱(以下「NKR」という。)と、㈱全国通販(以下「全国通販」という。)ほか7社の株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた全国通販の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、NKRの業務執行を決定する機関がノーリツ鋼機の孫会社の異動を伴う株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年12月21日より前の同年12月10日及び同月20日、自己及び親族の計算において、ノーリツ鋼機株式合計8,000株を買付価額合計254万6,000円で買い付けた。	令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
		【課徴金額】 47万円	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるノーリツ鋼機の最も高い株価は、平成25年1月4日の377円であることから、 (377円×8,000株) - 買付価額2,546,000円(※) = 470,000円 (※) 買付価額は、「316円×5,000株+322円×3,000株」の合計額である。	
18	25. 11. 26	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】システムソフト(大証 J A S D A Q) 【課徴金納付命令対象者】㈱システムソフトとの契約締結交渉者の社員 【違反行為の態様】 パワーテクノロジー㈱(以下「パワーテクノロジー」という。)の社員であったが、その職務に関し、同社の役員が㈱システムソフト(以下「システムソフト」という。)との合併契約の締結の交渉に関し知った、システムソフトの業務執行を決定する機関が、パワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 24 日、自己の計算において、システムソフト株式 4,900 株を買付価額 34 万3,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 55 万円 (注)課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)−(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるシステムソフトの最も高い株価は、平成 24 年 11 月 7 日の 183 円であることから、 (183 円×4,900 株) ー買付価額 343,000 円(※)=553,700 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、55 万円 (※)買付価額は、「70 円×4,900 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成25年11月26日 課徴金納付命令決定日 平成25年12月19日 なお、課徴金納付命 令対象者の当ののための 等を認めがあります。 審判の期日は開かれなかった。
19	25. 11. 26	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】システムソフト(大証 J A S D A Q)	審判手続開始決定日 平成 25 年 11 月 26 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 12 月 19 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱システムソフトとの契約締結交渉 者の社員 【違反行為の態様】	なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書

一連	勧告実施		
番号	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	制告後の経緯
19		パワーテクノロジー㈱(以下「パワーテクノロジー」という。)の社員であったが、その職務に関し、同社の役員が㈱システムソフト(以下「システムソフト」という。)との合併契約の締結の交渉に関し知った、システムソフトの業務執行を決定する機関が、パワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成24年10月31日より前の同月29日、自己の計算において、システムソフト株式13,200株を買付価額98万3,400円で買い付けた。	の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
		【課徴金額】 143 万円	
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるシステム ソフトの最も高い株価は、平成24年11月7日の183円であることから、 (183円×13,200株) - 買付価額983,400円(※)	
		=1,432,200円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>143万円</u>	
		(※) 買付価額は、「74円×6,600株+75円×6,600株」 の合計額である。	
20	25. 11. 26	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】システムソフト(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱システムソフトとの契約締結交渉者の社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 パワーテクノロジー㈱(以下「パワーテクノロジー」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、㈱システムソフト(以下「システムソフト」という。)の業務執行を決定する機関が、パワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年10月31日より前の同月26日、自己の計算において、システムソフト株式6,300株を買付価額46万6,200円で買い付けた。 【課徴金額】 68万円 (注)課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)-(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるシステムソフトの最も高い株価は、平成24年11月7日の183円であることから、	審判手続開始決定日 明本 25年12月19日 田 では 25年12月19日 田 では 25年12月19日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
		(183 円×6, 300 株) -買付価額 466, 200 円 (※) =686, 700 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>68 万円</u>	
		(※) 買付価額は、「74円×6,300株」の額である。	

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21	25. 12. 20	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ワコム(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】(㈱ワコム社員 【違反行為の態様】 職務に関し、㈱ワコム(以下「ワコム」という。)の属する企業集団の平成25年3月期の売上高について、平成24年10月19日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高625億円として公表がされた平成25年1月23日午後3時頃より前の同日午前9時2分頃から午前9時7分頃までの間、自己の計算において、ワコム株式合計35株を買付価額合計912万9,600円で買い付けた。 【課徴金額】 203万円 (注) 課徴金額は、(重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるワコムの最も高い株価は、平成25年1月31日の319,000円であることから、 (319,000円×35株) - 買付価額9,129,600円(※)=2,035,400円 →課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、203万円 (※)買付価額は、「259,800円×11株+261,100円×15株+261,700円×9株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成25年12月20日 課徴金納付命令決定日 課徴金納付命令決定3日 平成26年1月23日 なお、課徴金納付領の事業との対象のである。 でおりますがあります。 でおりますがあります。 では、課徴金納付ののでは、またのでは、は、またのでは
22	26. 1. 28	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】サニーサイドアップ(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱サニーサイドアップ社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱サニーサイドアップ(以下「サニーサイドアップ」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成25年6月期の経常利益及び当期純利益について、平成24年11月5日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が経常利益6億1,300万円、当期純利益3億5,600万円として公表がされた平成25年1月24日より前の同月22日、自己の計算において、サニーサイドアップ株式合計1,000株を買付価額合計100万4,600円で買い付けた。 【課徴金額】 68万円	審判手続開始決定日 平成26年1月28日 課徴金納付命令決定日 平成26年2月28日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨のたため、 審判の期日は開かれなかった。

一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
22 つづき		 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるサニーサイドアップの最も高い株価は、平成25年1月29日の1,689円であることから、 (1,689円×1,000株) -買付価額1,004,600円(※) = 684,400円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、68万円 (※) 買付価額は、「1,000円×400株+1,004円×200株 +1,005円×200株+1,014円×200株」の合計額である。 	
23	26. 1. 28	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ウィル(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱ウィル役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱ウィル(以下「ウィル」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年11月26日午後3時30分頃より前の同日午後2時31分頃から同日午後2時33分頃までの間、自己の計算において、ウィル株式合計5株を買付価額合計64万6,300円で買い付けた。 【課徴金額】 60万円 (注)課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるウィルの最も高い株価は、平成24年11月29日の250,000円であることから、 (250,000円×5株)一買付価額646,300円(※)=603,700円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、60万円 (※)買付価額は、「126,000円×1株+128,500円×1株+128,800円×1株+130,000円×1株+133,000円×1株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 1 月 28 日 課 26 年 2 月 28 日 平成 26 年 2 月 28 日 平成 26 年 2 月 28 日 なお象といる。 お者を認いる。 お者を認いる。 おります。 なおります。 なおります。 なおります。 なおります。 なおります。 ないのでは、 と、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 と、 ないのでは、 と、 ないのでは、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、
24	26. 2. 7	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ネクス(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員 【違反行為の態様】	審判手続開始決定日 平成26年2月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年3月10日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係
		【遅风行為の態様】 (㈱ネクス(以下「ネクス」という。)との契約締結交渉者の 役員であるが、ネクスとの株式引受契約の締結の交渉に関し、	令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月9日から同月11日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計91株を買付価額合計206万2,890円で買い付けた。	審判の期日は開かれな かった。
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの 最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、 (39,500円×91株) - 買付価額2,062,890円(※)	
		=1,531,610 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、153 万円	
		(※) 買付価額は、 「21,300円×1株+21,500円×2株+21,800円×1株 +21,980円×1株+21,990円×3株+22,000円×37株 +22,100円×1株+22,300円×3株+22,490円×2株 +23,450円×6株+23,500円×16株+23,550円×10株 +23,570円×1株+23,580円×4株+23,590円×3株」 の合計額である。	
25	26. 2. 7	【違反行為】內部者取引(金商法第 175 条第 1 項)	審判手続開始決定日平成26年2月7日
		【銘柄名】ネクス(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱ネクス(以下「ネクス」という。)との契約締結交渉者の	課徴金納付命令決定日 平成 26 年 3 月 10 日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、
		役員から、同人がネクスとの株式引受契約の締結の交渉に関し知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月18日から同月21日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計80株を買付価額合計185万1,900円で買い付けた。	審判の期日は開かれなかった。
		【課徴金額】 130 万円	
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)-(買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの 最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、	
		(39,500 円×80 株) - 買付価額 1,851,900 円 (※) =1,308,100 円	
		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>130万円</u>	

一連	勧告実施		
番号	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25 つづき		(※) 買付価額は、 「22,300 円×8 株+23,000 円×40 株+23,500 円×17 株 +23,600 円×15 株」 の合計額である。	
26	26. 2. 7	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ネクス(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱ネクス(以下「ネクス」という。)との契約締結交渉者の役員から、同人がネクスとの株式引受契約の締結の交渉に関し知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月18日から同月21日までの間、自己及び同族会社の計算において、ネクス株式合計65株を買付価額合計152万4,850円で買い付けた。 【課徴金額】 104万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)ー(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、(39,500円×65株)ー買付価額1,524,850円(※)=1,042,650円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、104万円 (※)買付価額は、「23,000円×2株+23,150円×5株+23,300円×4株+23,400円×10株」の合計額である。	審判手続発 年 2 月 7 日 日 26 年 3 月 10 日 マスタン では、
27	26. 2. 7	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ネクス(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱ネクス(以下「ネクス」という。)との契約締結交渉者の役員から、同人がネクスとの株式引受契約の締結の交渉に関し知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月21日、自己の計算において、ネクス株式合計100株を買付価額合計234万3,900円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成26年2月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年3月10日 なお、課徴金納付命令 対象書がら事実関書 を対象があったためがあったためがありませい。 おより、 は関かれなかった。

/#	5h /+ /+/-		
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27			
つづき		 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) − (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、 (39,500円×100株) − 買付価額2,343,900円(※) =1,606,100円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、160万円 (※) 買付価額は、 「22,500円×6株+23,000円×10株+23,500円×44株+23,550円×1株+23,600円×29株+23,690円×5株+23,700円×5株」の合計額である。 	
28	26. 2. 25	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】田中化学研究所(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】㈱田中化学研究所との契約締結者の社員 【違反行為の態様】 パナソニック㈱(以下「パナソニック」という。)の社員であるが、㈱田中化学研究所(以下「田中化学研究所」という。)とパナソニックとの間で締結していた取引に関する契約の履行に関し、田中化学研究所の業務執行を決定する機関が、住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成25年3月28日午後4時頃より前の同日午前10時29分頃から午後2時23分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計2,500株を買付価額合計87万5,700円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 25 日 審判手続中 (平成 26 年 4 月 30 日現在)
		【課徴金額】 68 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) − (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間における田中化学研究所の最も高い株価は、平成25年4月2日の625円であることから、 (625円×2,500株) − 買付価額875,700円(※) =686,800円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、68 万円 (※) 買付価額は、 「349円×1,700株+353円×800株」の合計額である。	
29	26. 2. 25	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)	審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 25 日

\			
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29		【銘柄名】田中化学研究所(大証JASDAQ)	審判手続中
つづき		【課徴金納付命令対象者】㈱田中化学研究所との契約締結者の 社員からの情報受領者	(平成 26 年 4 月 30 日現在)
		【違反行為の態様】 パナソニック(以下「パナソニック」という。)の社員から、同人が㈱田中化学研究所(以下「田中化学研究所」という。)とパナソニックとの間で締結していた取引に関する契約の履行に関し知った、田中化学研究所の業務執行を決定する機関が、住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年3月28日午後4時頃より前の同日午後2時10分頃から午後2時56分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計1,900株を買付価額合計68万3,400円で買い付けた。	
		【課徴金額】 50万円	
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間における田中化学研究所の最も高い株価は、平成25年4月2日の625円であることから、	
		(625 円×1,900 株) - 買付価額 683,400 円 (※) =504,100 円	
		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>50 万円</u>	
		(※) 買付価額は、 「352 円×100 株+357 円×100 株+358 円×200 株 +359 円×700 株+360 円×400 株+364 円×400 株」 の合計額である。	
30	26. 2. 25	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)	審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 25 日
		【銘柄名】コスモスイニシア(大証JASDAQ)	票徵 年 2 月 23 日 課徵金納付命令決定日 平成 26 年 3 月 24 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱コスモスイニシアとの契約締結交 渉者の社員	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等
		【違反行為の態様】 大和ハウス工業㈱(以下「大和ハウス工業」という。)の社員であったが、その職務に関し、同社の他の社員が㈱コスモスイニシア(以下「コスモスイニシア」という。)との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、コスモスイニシアの業務執行を決定する機関が、大和ハウス工業と業務上の提携を行うこと及び同社に対し第三者割当増資を実施するために株式の発行を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、これらの事実が公表された平成25年4月16日より前の同月12日から同月15日までの間、自己の計算において、コスモスイニシア株式合計1万7,000株を買付価額合計1,322万円で買い付けた。	がある旨の答弁書の 提出があったため、審 判の期日は開かれなかった。
		【課徴金額】 1,314 万円	

一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号	年月日	側ロッ刈家となりには D 座及寺が自在	● 日 及 ♥ フ 上 中
30 つづき		 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) − (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるコスモスイニシアの最も高い株価は、平成25年4月23日の1,551円であることから、 (1,551円×17,000株) − 買付価額13,220,000円(※) =13,147,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、1,314万円 (※) 買付価額は、 「746円×1,000株+770円×2,000株+771円×1,000株+772円×1,000株+775円×3,000株+780円×1,000株+781円×1,000株+783円×1,000株+786円×1,000株+788円×1,000株+786円×1,000株+788円×1,000株+789円×2,000株」の合計額である。 	
31	26. 3. 11	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項) 【銘柄名】フィンテックグローバル(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】自営業者 【違反行為の態様】 フィンテックグローバル(㈱株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 614 万円 (注) 1. 課徴金額は、(1) 売買対当数量(※1) に係るものについて、(有価証券の売付価額) ー (有価証券の買付価額)と、(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)または、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)ー (有価証券の買付価額)との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量: 当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 6,144,480円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、614万円 (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、1 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、2,383株であり、② 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、2,383株であり、②	審判手続開始決定日平成 26 年 3 月 11 日審判手続中(平成 26 年 4 月 30 日現在)

\ +			
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
31	- 74 11	の数量 2,043 株に、違反行為開始時にその時の価格 (3,610円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,124 株を加えた 4,167 株である。	
		当該売買対当数量に係るものについて、	
		売付価額 9,071,485 円(※ 2) — 買付価額 8,623,180 円(※ 3) = 448,305 円	
		(※2) 売付価額は、 「3,680 円×156 株+3,715 円×305 株+3,730 円×335 株 +3,765 円×41 株+3,775 円×100 株+3,785 円×200 株 +3,790 円×242 株+3,845 円×495 株+3,940 円×509 株」 の合計額である。 (※3) 買付価額は、 「3,610 円×2,134 株+3,665 円×7 株+3,670 円×3 株 +3,680 円×162 株+3,685 円×3 株+3,700 円×15 株 +3,725 円×2 株+3,730 円×57 株」 の合計額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券 の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対 当数量に達するまで割り当てることなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、 違反行為の開始時点にその時における価格(3,610 円)で買い付 けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられる	
		こととなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、	
		当該超える数量 1,784 株 (4,167 株-2,383 株) について、	
		当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(7,000円)に当該超える数量を乗じて得た額	
		12, 488, 000 円(7, 000 円×1, 784 株) — 買付価額 6, 791, 825 円(※ 5) =5, 696, 175 円	
		(※5) 買付価額は、 「3,630円×1株+3,635円×2株+3,640円×4株 +3,645円×42株+3,650円×80株+3,690円×3株 +3,695円×2株+3,700円×14株+3,705円×5株 +3,710円×5株+3,715円×312株+3,720円×6株 +3,725円×63株+3,730円×278株+3,735円×3株 +3,840円×21株+3,845円×485株+3,850円×3株 +3,910円×10株+3,915円×22株+3,920円×31株 +3,940円×337株+3,965円×40株+3,970円×10株 +3,975円×5株」 の合計額である。	
32	26. 3. 11	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 2 項)	審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 11 日
		【銘柄名】メガネトップ(東証1部)	課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 18 日
		【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結者の役員か	1,77, 30 1 27, 10 H

一連	勧告実施		
番号	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
省万 32 つづき	4月日	らの情報受領者の役員 【違反行為の態様】 (㈱メガネトップ(以下「メガネトップ」という。)の取引 先(以下「取引先」という。)の役員であったが、その職務 に関し、メガネトップの役員が㈱冨澤との秘密保持契約の 履行に関し知り、その後、同人から取引先の他の役員が職 務上伝達を受けた、株式会社冨澤の業務執行を決定する機 関がメガネトップの株式の公開買付けを行うことについて の決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りな がら、この事実が公表された平成25年4月16日より前の 同月15日、自己の計算において、メガネトップ株式合計 2,000株を買付価額合計262万円で買い付けた。 【課徴金額】 19万円 (注)課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)ー(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるメガネトップの最も高い株価は、平成25年4月24日等の1,407円であることから、 (1,407円×2,000株)ー買付価額2,620,000円(※) =194,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、19万円 (※)買付価額は、「1,310円×2,000株」の額である。	なお、課徴を事実関係書、記録を書き、記述を書き、記録を書き、記述を書きまき、記述を書きるまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきま
33	26. 3. 28	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】スーパーツール(大証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】(㈱スーパーツールとの契約締結交渉者 【違反行為の態様】 (㈱スーパーツール(以下「スーパーツール」という。)と契約の締結の交渉をしていた者であるが、その交渉に関し、同社の属する企業集団の平成25年3月期の売上高について、平成24年10月17日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高62億7,400万円として公表がされた平成25年4月18日午後3時10分頃より前の同月15日、自己の計算において、スーパーツール株式合計6,000株を買付価額合計193万8,000円で買い付けた。 【課徴金額】 91万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるスーパーツールの最も高い株価は、平成25年4月30日の475円であるこ	審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 28 日 課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付額の会 では、課徴の事にない。 は、課かのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

\±	Ed. 11- 12-11-		
一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
33		とから、	
つづき		(475 円×6,000 株) - 買付価額1,938,000 円(※) =912,000 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>91万円</u> (※) 買付価額は、 「322 円×1,000 株+323 円×4,000 株+324 円×1,000 株」の合計 額である。	
34	26. 3. 28	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】スーパーツール(大証JASDAQ)	審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 28 日 課徵金納付命令日
		【課徴金納付命令対象者】㈱スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者	平成 26 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等
		【違反行為の態様】 (㈱スーパーツール (以下「スーパーツール」という。)と 契約の締結の交渉をしていた者から、同人がその交渉に関し知った、同社の属する企業集団の平成25年3月期の売上高について、平成24年10月17日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が売上高62億7,400万円として公表がされた平成25年4月18日午後3時10分頃より前の同月15日から同月18日午前10時6分までの間、自己の計算において、スーパーツール株式合計3,000株を買付価額合計96万1,000円で買い付けた。	を認める旨の答弁書の 提出があったため、審 判廷における審理は行 わなかった。
		【課徴金額】 46 万円	
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるスーパー ツールの最も高い株価は、平成25年4月30日の475円であるこ とから、	
		(475 円×3,000 株) — 買付価額 961,000 円 (※)	
		=464,000円	
		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>46万円</u> (※) 買付価額は、 「318 円×1,000 株+321 円×1,000 株+322 円×1,000 株」の合計額である。	
35	26. 3. 28	【違反行為】內部者取引(金商法第 175 条第 1 項)	審判手続開始決定日平成 26 年 3 月 28 日
		【銘柄名】スーパーツール(大証JASDAQ)	課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 23 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱スーパーツールとの契約締結交渉 者からの情報受領者	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等

一連 勧告実施 勧告の対象となった法令違反等の内容 勧告後の総 番号 年月日 毎日日	圣緯
【違反行為の態様】	とめ、審

[※] 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

(平成25年4月~平成26年3月)

_	•	(/4/2 20 1	月~平成 20 年 3 月 /
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	25. 7. 31	【違反行為】相場操縦(金商法第174の2条第1項) 【銘柄名】RISE(大証ジャスダック(当時)) 【課徴金納付命令対象者】ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リステッド	審判手続開始決定日 平成25年7月31日 審判手続中 (平成26年4月30日現在)
		ジメント・ピーティーイー・リミテッド 【違反行為の態様】 ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド(以下「ジャガーノート」という。)は、シンガポール共和国会社法に基づいて設立されたリミテッド・プライベート・カンパニーであり、ケイマン諸島法に基づく信託形態のヘッジファンド(以下「マスター・ファンド」という。)の受託者及びケイマン諸島法に基づく株式会社形態のヘッジファンド(以下「マスター・ファンド」という。)との間で締結した投資一任契約に基づいて、フィーダー・ファンドに出資された資産の運用権限を有し、かつ、フィーダー・ファンドの議決権のすべてを所有していたものである。ジャガーノートは、その代表者らにおいて、(㈱RISEの株式につき、平成24年3月21日午前8時33分頃から同年4月25日午後3時8分頃までの間、26取引日にわたり、同株式の売買を誘引する目的をもって、マスター・ファンドの名義を用いて、最良買い気配値以下の価格帯に大口の買い注文を発注して株価を引き上げたり、大引け前に、大口の引成買い注文を発注し、終値形成に関与するなどの方法により、フィーダー・ファンドの計算において、同株式合計1,349万2,000株を買い付ける一方、同株式合計1,018万8,400株の買付けの委託を行うなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	
		(注) 1. 課徴金額】 4億3,118万円 (注) 1. 課徴金額は、売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(有価証券の買付価額)と、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量)ー(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。 (※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計431,183,900円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、4億3,118万円 (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、(i)当該違反行為に係る有価証券の売付数量は10,188,400株であり、(ii)当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の	

一連	勧告実施		
番号	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		数量 13, 492, 000 株に、金商法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行 令第 33 条の 13 第 1 号により、違反行為開始時にその時の価格 (31 円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開 始時に所有している当該有価証券の数量 6,852,500 株を加えた 20,344,500 株である ことから、10,188,400 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 486,076,500 円(注2) ー買付価額 333,431,700 円(注	
		3、4) =152,644,800 円 (注2) 売付価額は、 「33 円×375,000 株+34 円×54,000 株+35 円×280,000 株+36 円×100,000 株+38 円×470,000 株+39 円×1,495,000 株+40 円×557,000 株+41 円×625,000 株+43 円×150,000 株+45 円×355,000 株+46 円×250,000 株+47 円×782,700 株+48 円×521,400 株+49 円×613,400 株+50 円×1,024,400 株+51 円×143,100 株+52 円×50,000 株+54 円×159,400 株+55 円×235,600 株+56 円×85,000 株+57 円×210,000 株+58 円×119,000 株+59 円×51,000 株+62 円×170,000 株+63 円×175,500 株+64 円×404,500 株+65 円×140,000 株+70 円×10,000 株+71 円×107,200 株+72 円×390,200 株+73 円×5,000 株+74 円×80,000 株」の合計額である。 (注3) 買付価額は、 「31 円×6,852,500 株+32 円×250,000 株+33 円×100 株+34 円	
		×160,300 株+35 円×1,188,700 株+36 円×42,500 株+37 円×672,700 株+38 円×528,300 株+39 円×281,100 株+40 円×212,200 株」の合計額である。 (注4) 買付価額の算定においては、金商法施行令第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、金商法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格 (31 円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。	
		(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、 当該超える数量株 (20,344,500 株-10,188,400 株) について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (77 円) に当該超える数量を乗じて得た額782,019,700 円 (77 円×10,156,100 株) -有価証券の買付価額503,480,600 円 (注5) =278,539,100 円 (注5) 買付価額は、「39円×694,000 株+40円×941,600 株+41円×608,500 株+42円×331,900 株+43 円×618,400 株+44 円×8,700 株+45 円×57,300 株+46 円×202,500 株+47 円×881,600 株+48 円×793,600 株+49 円×51,200 株+50 円×1,081,000 株+51 円×	

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		1,295,200株+52円×1,400株+53円×300株+54円×75,300株+55円×93,000株+56円×109,900株+57円×38,900株+58円×83,600株+59円×200株+60円×125,600株+61円×504,000株+62円×713,600株+63円×480,200株+64円×226,100株+65円×117,700株+66円×4,100株+67円×4,000株+69円×200株+70円×800株+71円×1,100株+72円×7,700株+73円×2,100株+74円×300株+75円×500株」の合計額である。	
2	25. 11. 1	【違反行為】偽計(金商法第173条第1項) 【銘柄名】ウェッジホールディングス(大証へラクレス(当時)) 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】	審判手続中 平成 26 年 4 月 30 日現在)
<u></u>		に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買	

一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		付け等の数量(注1)が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量を超える場合、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金商法第130条に規定する最高の価格(注2)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額として計算される。	
		(注1)違反者(又は違反者の特定関係者)が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合は、金商法第173条第7項及び金商法施行令第33条の8の3第1号の規定により、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。また、当該有価証券が非上場有価証券等である場合における「違反行為の開始前の価格」については、金商法施行令第33条の6第2号の規定により、金融商品取引所に上場されている有価証券等で違反行為に係るものについて、違反行為の直近の価格に基づき合理的な方法により算出した価格として計算する。 (注2)金商法第130条に規定する最高の価格がない場合で、有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けであるときは、金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の9第3項第2号の規定により、上場有価証券等で違反行為に係るものについて、金商法第130条に規定する最高の価格に基づき合理的な方法により、	
		格に基づき合理的な方法により算出した価格として計算する。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 4,096,056,500 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、40億9,605万円 (1) 株式に係る課徴金の算定 違反行為期間におけるウェッジホールディングス株式の売付け等の数量は0であり、当該株式の買付け等の数量は、違反者の特定関係者である同族会社が違反行為の開始時に当該株式を所有していたため、違反者が違反行為の開始時に自己の計算において違反行為の開始前の価格(12,000円)で買付け等をしたものとみなされる当該株式の数量 132,134 株である。違反行為期間における買付け等の数量が売付け等の数量を超えることから、当該超える 132,134 株について、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該株式の最高価格のうち最も高い価格(39,250円)に、当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る当該株式の買付け等の価額を控除した額(39,250円×132,134株)−(12,000円×132,134株)	
		(35,250十)へ102,15年休) (12,000十)へ152,15年休) = 3,600,651,500 円 (2) 無担保転換社債型新株予約権付社債に係る課徴金の算定 違反者の同族会社は、違反行為期間中、ウェッジホールディングス発行の無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本件 CB」という。)10 口を転換権未行使の状態で保有していたところ、本件 CB は、転換権の対象となる株式を取得できる権利であって、偽計行為により、当該株式の価格に連動させて、本件 CB の価格等にも影響を与えることが可能となるものであることから、本件 CB も「違 反行為に係る有価証券等」として課徴金の計算の基礎に含める。	

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき	平月日	違反行為期間における本件 CB の売付け等の数量は 0 であり、本件 CB の買付け等の数量は、違反者の特定関係者である同族会社が違反行為の開始時に本件 CB を所有していたため、違反者が違反行為の開始時に自己の計算において違反行為の開始前の価格で買付け等をしたものとみなされる本件 CB の数量 10 口である。違反行為期間における買付け等の数量が売付け等の数量を超えることから、当該超える 10 口について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該株式の最高価格に基づき合理的な方法により算出した価格のうち最も高い価格(39,250 円に、本件 CB 1 口あたりに割り当てられる当該株式数1,818 株を乗じた71,356,500 円)に、当該超える数量(本件 CB の買付け等の数量 10 口)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る本件 CB の買付け等の価額(当該株式に係る違反行為の直近の価格に基づき合理的な方法により算出された価格(12,000 円に本件 CB 1 口あたりに割り当てられる当該株式数 1,818 株を乗じた21,816,000 円)に、本件 CB の買付け等の数量 10 口を乗じて得た額)を控除した額(39,250 円×1,818 株×10 口)ー(12,000 円×1,818 株×10 口)=495,405,000 円	
3	25. 12. 2	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】国際石油開発帝石(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】ニッセイアセットマネジメント㈱ 【違反行為の態様】 ニッセイアセットマネジメント㈱は、その締結する年金投資一任契約又は投資信託契約に基づき、計33件の顧客又はファンド(ニッセイ国内株式アクティブ DB、ニッセイ国内株式マザーファンドを含む。)に係る信託財産の運用権を同していた会運用をの選用を変のであるが、に係る信託財産の運用権に同けた交渉を行った社員 X において、平成22年6月28日、国際石油開発帝石㈱と株式引受契約の締結に向けた交渉を行った証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重として、同社ファンド・マネジャーとして同信託財産の運用用を担当していた社員 Y において、遅くとも同月30日までに、上記 X から同重要事実の情報提供を受けながら、上記年金投資一任契約又は投資信託契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年7月8日より前の同年6月29日から同年7月1日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記顧客又はファンドの計算において、同株式合計1,574株を売付価額合計7億8,158万5,985円で売り付けた。 【課徴金額】 41万円 (注) 課徴金額は、 金商法第175条第1項第3号に規定する売買等をした者(以下「違反者」という。)が、運用財産の運用として当該売買等をした者の計算の機能に、(り当該売買等が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(()当該売買等が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買等の銘柄の総額のうち	審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 16 日 本およる 事務 あるらったため、 事務 からの を かい の おり は 関から かった の まり かった。

一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号	年月日		
3		最も高い額を乗じた額を、(ウ) 当該売買等が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額となる。 本件では、対象となる取引が、社員 X において 31 件の運用財産の運用として、社員 Y において 2 件の運用財産の運用として、それぞれ行われたものであるため、各運用財産について課徴金の額を計算し、それらを合計した金額が本件の課徴金の額となる。	
		運用財産1について (ア)577,333円×(イ)11,799,000円÷(ウ)1,942,429,765円 =3,506円 運用財産2について (ア)1,796,667円×(イ)29,754,000円÷(ウ)13,438,436,453円 =3,977円 運用財産3について	
		(ア) 7, 179, 000 円× (イ) 115, 938, 000 円÷ (\dagger) 77, 101, 452, 311 円 =10, 795 円 運用財産 4 について (ア) 893, 167 円× (\dagger) 8, 208, 000 円÷ (\dagger) 3, 768, 797, 793 円 =1, 945 円 運用財産 5 について (ア) 248, 333 円× (\dagger) 1, 539, 000 円÷ (\dagger) 948, 426, 278 円	
		(7) 246 , 358 円 \times (4) 1, 359 , 000 円 \div (7) 946 , 426 , 218 円 $=402$ 円 運用財産 6 について (7) 3 , 108 , 500 円 \times (4) 74 , 385 , 000 円 \div (9) 26 , 421 , 557 , 311 円 $=8$, 751 円 運用財産 7 について (7) 593 , 500 円 \times (4) 4 , 104 , 000 円 \div (9) 2 , 013 , 369 , 140 円	
		=1,209 円 運用財産 8 について (7)387,500 円×(4)3,591,000 円÷(\dagger)1,767,971,117 円 =787 円 運用財産 9 について (7)1,556,500 円×(4)9,747,000 円÷(\dagger)8,454,120,455 円	
		=1,794円 運用財産 10 について (ア)1,565,500円×(イ)13,851,000円÷(ウ)8,607,151,980円 =2,519円 運用財産 11 について	
		(ア) 857, 167 円×(4) 6, 669, 000 円÷(ϕ) 3, 429, 301, 579 円 =1, 666 円 運用財産 12 について (ア) 1, 426, 833 円×(4) 11, 799, 000 円÷(ϕ) 6, 893, 161, 986 円 =2, 442 円 運用財産 13 について	
		(ア) 966, 000 円×(\uparrow) 6, 669, 000 円÷($\dot{\uparrow}$) 4, 071, 491, 850 円 =1, 582 円 運用財産 14 について (ア) 883, 833 円×(\uparrow) 4, 104, 000 円÷($\dot{\uparrow}$) 8, 684, 150, 519 円 =417 円 運用財産 15 について	
		(ア) 564 , 000 円 \times (イ) 4 , 104 , 000 円 \div (\dagger) 1 , 871 , 273 , 913 円 $=1$, 236 円 運用財産 16 について (ア) 588 , 333 円 \times (イ) 3 , 078 , 000 円 \div (\dagger) 1 , 653 , 341 , 268 円 $=1$, 095 円	
		運用財産 17 について (ア)1, 161, 833 円×(イ)6, 156, 000 円÷(ウ)5, 414, 500, 337 円 =1, 320 円	

一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号	年月日		BY 11 (X > /11/17)
3		運用財産 18 について	
つづき		(プ) 937, 667 円×(イ) 7, 182, 000 円÷(ウ) 3, 937, 783, 273 円	
-5-58		=1,710円 運用財産 19 について	
		(ア)941,667 円×(イ)6,669,000 円÷(ウ)3,899,483,013 円	
		=1,610円	
		運用財産 20 について	
		(ア) 562, 500 円×(イ) 3, 591, 000 円÷(ウ) 1, 808, 588, 029 円 =1, 116 円	
		- 1, 110 + 1 運用財産 21 について	
		(ア) 756, 000 円×(イ) 6, 669, 000 円÷(ウ) 2, 894, 031, 164 円	
		=1,742円	
		運用財産 22 について (ア)308,167 円×(イ)3,078,000 円÷(ウ)1,230,566,807 円	
		=770 円	
		運用財産 23 について	
		(7) 5, 061, 833 円×(\uparrow) 64, 125, 000 円÷(\dagger) 34, 192, 577, 503 円	
		=9,492円 運用財産 24 について	
		(プ)893,667 円×(ℓ)7,695,000 円÷(ℓ)3,542,615,451 円	
		=1,941 円	
		運用財産 25 について	
		(プ) 197, 833 円×(イ) 3, 078, 000 円÷(ウ) 1, 385, 959, 085 円 =439 円	
		運用財産 26 について	
		(プ) 3, 283, 500 円×(\uparrow) 56, 430, 000 円÷($\dot{\uparrow}$) 35, 031, 570, 397 円	
		=5, 289 円 運用財産 27 について	
		(ア) 599, 500 円×(イ) 3, 591, 000 円÷(ウ) 2, 061, 783, 142 円	
		=1,044 円	
		運用財産 28 について	
		(ア) 1, 983, 250 円×(イ) 235, 980, 000 円÷(\dagger) 24, 270, 765, 308 円 =19, 282 円	
		運用財産 29 について	
		(7) 284, 049 円×(4) 63, 612, 000 円 \div (\dagger) 11, 922, 143, 800 円	
		=1,515円	
		運用財産 30 について (ア)40,370,279 円×(イ)130,815,000 円÷(ウ)23,676,752,937 円	
		=223,047 円	
		運用財産31について	
		(7)1,621,605 円×(4)26,163,000 円÷(\dagger)20,819,804,328 円 =2,037 円	
		- 2,037 円 運用財産 32- 1 について	
		(ア) 505, 333 円×(イ) 19, 246, 500 円÷(ウ) 1, 344, 971, 128 円	
		=7, 231 円	
		運用財産 32-2について (ア)505,333 円×(イ)34,008,000 円÷(ウ)1,359,200,210 円	
		$(7)303,33311 \times (4)34,000,00011 \cdot (7)1,339,200,21011$ =12,643 \square	
		運用財産 33 について	
		(ア) 6, 887, 661 円×(イ) 26, 155, 500 円÷(ウ) 2, 339, 760, 573 円=76, 995 円	
		合計 3,506 円+3,977 円+10,795 円+1,945 円+402 円+8,751	
		円 + 1, 209 円 + 787 円 + 1, 794 円 + 2, 519 円 + 1, 666 円 + 2, 442	
		円 + 1, 582 円 + 417 円 + 1, 236 円 + 1, 095 円 + 1, 320 円 + 1, 710	
		円+1,610円+1,116円+1,742円+770円+9,492円+1,941	
		円+439 円+5,289 円+1,044 円+19,282 円+1,515 円+ 223,047 円+2,037 円+7,231 円+12,643 円+76,995 円=	
		,	

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
ш ,	1 /1 14		
3 つづき		413,346円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、 <u>41万円</u>	
4	25. 12. 2	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】国際石油開発帝石(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】㈱スタッツインベストメントマネジメント 【違反行為の態様】	審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日 審判手続中 (平成 26 年 4 月 30 日現在)
		(注) 課徴金額】 54 万円 (注) 課徴金額は、 金商法第 175 条第 1 項第 3 号に規定する売買等をした者(以下「違反者」という。)が、運用財産の運用として当該売買等をした場合、(ア)当該売買等が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ)当該売買等が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買等の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を、(ウ)当該売買等が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額である。本件では、対象となる取引が、2つの運用財産の運用として行われたものであるため、各運用財産について課徴金の額を計算し、それらを合計した金額が本件の課徴金の額となる。 運用財産 1 について (ア) 14、591、134 円×(イ) 147、798、000 円÷(ウ) 5、123、624、544 円 = 420、901 円運用財産 2 について (ア) 2、221、451 円×(イ) 72、933、000 円÷(ウ) 1、270、673、889 円 = 127、504 円 合計 420、901 円+127、504 円=548、405 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、54 万円	

\			
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	25. 12. 2	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】国際石油開発帝石(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】フィノウェイブインベストメンツ㈱ 【違反行為の態様】 フィノウェイブインベストメンツ㈱は、その締結する投資 一任契約に基づいて、ケイマン籍会社型投資信託のハドウ・	審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 16 日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等 を認める旨の答弁書の 提出があったため審判
		ファンド・エルティディ (HADOH Fund Ltd.) の資産の運用権限を有していた会社であるが、ファンド・マネジャーとして上記ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成22年7月2日までに、国際石油開発帝石㈱と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同月8日より前の同月7日から同月8日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計500株を売付価額2億3,949万9,500円で売り付けた。	の期日は開かれなかった。
		【課徴金額】17万円 (注)課徴金額は、 金商法第175条第1項第3号に規定する売買等をした者(以下「違反者」という。)が、運用財産の運用として当該売買等をした場合、(7)当該売買等が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イク・100円である当該売買等が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買等の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を、(ウ)当該売買等が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額である。 (7)46,929,039円×(イク・147,600,000円÷(ウ)38,529,995,214円	
		= 179,774円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>17万円</u>	
6	25. 12. 2	【違反行為】內部者取引(金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】日本板硝子(東証 1 部)	審判手続開始決定日 平成25年12月2日 審判手続中
		【郵附名】日本攸明于(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】MAM PTE. LTD	(平成 26 年 4 月 30 日現在)
		【違反行為の態様】 MAM PTE. LTD (以下「MAM」という。)は、シンガポール共和国会社法に基づき設立された有限責任会社であり、ケイマン籍ユニット・トラストのユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ジー・ファンド (Ubiquitous Master Series Trust Class G Fund) の受託者との間で締結した投資一任契約に基づいて、同ファンドの資産の運用権限を有していたものであり、X及びYは、MAMのファンド・マネジャーとして、上記ファンドの資産の運用を担当していた者である。 MAMは、X及びYにおいて、平成22年7月27日、日本板硝子㈱と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会	

\±			
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
田 3 6 つづき	千 刀 口	社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った日本板硝子㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、それぞれ、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年8月24日より前の同年7月27日から同年8月24日までの間、日本板硝子株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計347万8,000株を売付価額7億5,156万8,206円で売り付け、そのうち、MAMの役員等の計算において、それぞれ同年7月度及び8月度におけるその出資割合である7.47パーセント及び6.22パーセント相当を取引した。	
		【課徴金額】 804 万円	
		(注) 課徴金額は、 (売付け等をした価格) × (その数量) − (重要事実の公表後 2 週間における最も低い価格) × (売付け等の数量) として計算される。 本件において、重要事実の公表後 2 週間における日本板硝子株式の最も低い価格は、平成 22 年 8 月 27 日の 181 円である。また、本件は、金商法第 175 条第 1 項第 1 号、第 10 項第 2 号及び金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 23 第 2 項第 3 号の規定により、MAM が投資一任契約に基づくユニット・トラスト形態のファンドの資産の運用として行った取引のうち、MAM の役員等の上記ファンドへの出資割合(平成 22 年 7 月時点で 7. 47%、同年 8 月時点で 6. 22%)について、MAM が自己の計算で売付け等を行ったものとみなして、課徴金を算出するものである。以上から、本件違反行為に係る課徴金の額は以下のとおり計算される。 平成 22 年 7 月の売付け等に係る金額(217, 250, 010 円 − 181 円×1, 000, 000 株)×7. 47% = 2, 707, 875 円 平成 22 年 8 月の売付け等に係る金額(534, 318, 196 円 − 181 円×2, 478, 000 株)×6. 22% = 5, 336, 772 円 合計 2, 707, 875 円 + 5, 336, 772 円 = 8, 044, 647 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、804 万円	
7	26. 2. 18	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項)	審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 18 日
		【銘柄名】酉島製作所、ホシザキ電機(何れも東証1部)	課徵金納付命令決定日 平成 26 年 3 月 24 日
		【課徴金納付命令対象者】セレクト・バンテイジ・インク	
7		【違反行為の態様】 セレクト・バンテイジ・インク(以下「セレクト・バンテイジ」という。)は、英領アンギラに登記住所を置き、世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開するプロップ・ファームであるが、セレクト・バンテイジの自己勘定取引要員であるトレーダーらにおいて、セレクト・バンテイジの業務に関し、㈱酉島製作所及びホシザキ電機㈱の各株式につき、その売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成24年4月12日から同月24日までの間、72の取引サイクルにわたり、売り最良気配値より上値の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を発注したり、買い最良気配値より下	なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため審 判の期日は開かれなか った。

	1							T 1
一連	勧告実施							
	,,,,,,,,,	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯		
番号	年月日							
		値の複数の価格	タ単に幼ら	マヤルス音	き田のおい	買い注立	な怒注す	
つづき		るなどの方法に			_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- / - ! /	
		酉島製作所株式						
		合計4万7,00						
		6,400株の買い						
		し、また、ホシ						
		一方、同株式行						
		式合計 206 万						
		売り注文を発え						
		と誤解させ、						
		の売買及び委託			/ TH 7/// こ 久	30000	C Æ	
			5万円					
		【账以业积】) /3 1					
							(単位:株)	
		取引 終期	年月 日	愛訊		売買 奈付	数量	
		サイクル	F24419	売付 400	東付 21,200	売付 1,100	東付 1,100	
		3		50C	32,400 48,400	1,600 1,600	1,800 1,800	
		4 5	⊢2441 8	200	36,800 41,200	1,400 1,400	1,400 1,400	
		6 7		15,000	27,500	1,300	1,300	
		6		36,100 24,200	32,800 53,100	1,500 1,600	1,500 1,600	
		9 10	⊢244.16	20,000 24,200	45,300 20,200	1,400 1,300	1,400 1,300	
		11		24,00C 21,10C	45,100 33,600	900 1,200	900 1,200	
		13	1.044.5	32,000	44,800	1,700	1,700	
		14 亡 1b	1 244.17	40,000 28,100	40,700 41,100	1,000 2,100	1,000 2,100	
		<u>lb</u>		36,400 32,800	65,400 54,600	3,000 2,100	3,000 2,100	
		16	F244.18	20,000 28,000	40,900 49,000	1,000 1,600	1,000 1,600	
		20		E2.100	40.800	1,200	1.200	
		22		28,300 16,000	84,800 46,600	1,100 1,000	1,100 1,000	
		23 24		20,000 28,100	36,600 44,500	1,100 1,200	1,100 1,200	
		25	⊢344.10	24,100	32,500	900	900	
		26 27	F244.19	60,200	60,700 113,300	1,400 1,300	1,400 1,300	
		28 20	⊢244.20	28.30C 28.40C	64.6C0 55.8C0	1.600 1.400	1,600 1,400	
		30 31		40,600 28,200	81,000 84,800	1,300 1,800	1,300 1,900	
		32 合 計		20,300 811,900	44,900 1,586,400	1,800 47,000	1,800 47,000	
		33	<u></u> ⊢244.13		01.800 01.800	47,000 2,900	2,900	
		34	277.10	21,100	30,900	1,300	1,300	
		35 36		24.00C 36.70C	37.100 49.000	1.200 1.300	1,200 1,300	
		97 38	⊢244.16	27,000	80,600 24,600	1,100 900	1,100 900	
		39 40		21.30C 28,10C	30.8CD 33,2CD	900 1,500	900 1,500	
		41		33,200	45,800	1,200	1,200	
		42 43		22,000 26,100	27,700 29,800	1,000 1,700	1,000 1,700	
		44 45		32,000 32,100	48,800 49,000	1,300 1,300	1,300 1,300	
		46 47	⊢ 24417	32,700	49,400 44,800	1,800 1,800	1,800 1,800	
		48 ㅈ	⊢244.18	28,000	88,700	000	000	
		50 'ự'	⊢244.19	20,400	52.700 76.800	1,200 1,700	1,200 1,700	
		62 魔		28,000 40,100	64,600 60,700	1,400 1,700	1,400 1,700	
		bä 憶		24.200 26.200	44,500 32,700	1,600 1,600	1,600 1,500	
				24,700	76,900	1,900	1,900	
		57 柱		26,000 20,100	48,900 40,300	1,400 1,100	1,400	
		58 59	⊢244.20	20,000 24,000	61,600 48,800	1,400 1,400	1,400 1,400	
		60 61		26,500 17,000	65,000 49,300	1,700 2,100	1,700 2,100	
		62		40.200	57.300	1.500	1.500	
		63 64	⊢244.23		36,500 72,700	1,700 1,400	1,700 1,400	
		66 68		32,400 36,000	67,000 40,600	1,600 1,600	1,600 1,600	
		67 68	⊢244.24		64,800 69,700	1,000 1,900	1,000 1,900	
		69		48,900	77,200	1,700 1,700 1,700	1,700	
		70 71		F2,30C 49,20C	80,900 77,900	3,000	1,700 2,000	
7		72. 合計		32,300 1,311,700	53,100 2,062,700	1,900 61,900	1,900 61,900	
				1				

\#	知什中长		
一連	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号	年月日		
つ づ き		 (注)課徴金額は、 1.売買対当数量(注1)に係るものについて、(有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)として計算される。 (注1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 	
		2. 本件における課徴金の額は、上表に掲げる 72 の取引サイクルのうち、算定される額が 1 万円を超える下記(1)から(6)について、 1 万円未満を切り捨てた額を合計した 6 万円となる。	
		(1) 取引サイクル 14 について、 売付価額 1,879,200 円 (注2) -買付価額 1,867,000 円 (注3) =12,200 円 (注2)1,043 円×200 株+1,044 円×1,400 株+1,045 円×200 株 (注3)1,035 円×800 株+1,036 円×100 株+1,038 円×300 株+ 1,039 円×400 株+1,040 円×100 株+1,044 円×100 株	
		(2) 取引サイクル 15 について、 売付価額 2, 209, 200 円 (注4) -買付価額 2, 196, 500 (注5) =12, 700 円 (注4) 1, 052 円×2, 100 株 (注5) 1, 045 円×1, 100 株+1, 046 円×400 株+1, 047 円×500 株+1, 051 円×100 株	
		(3) 取引サイクル 67 について、 売付価額 3, 675, 910 円 (注6) -買付価額 3, 662, 380 円 (注7) =13,530 円 (注6) 1,934 円×600 株+1,934.1 円×200 株+1,934.2 円×300 株+1,934.3 円×200 株+1,934.7 円×100 株+1,935 円×300 株+1,938 円×200 株 (注7) 1,924 円×300 株+1,924.9 円×100 株+1,925 円×300 株+1,926 円×400 株+1,927 円×100 株+1,929 円×200 株+ 1,931 円×300 株+1,932 円×100 株+1,937.9 円×100 株	
		(4) 取引サイクル 68 について、 売付価額 3, 671, 720 円 (注8) -買付価額 3, 654, 500 円 (注9) =17, 220 円 (注8) 1,932 円×600 株+1,932.1 円×100 株+1,932.2 円×200 株+1,932.3 円×200 株+1,932.8 円×100 株+1,933 円×500 株+1,933.1 円×100 株+1,933.2 円×100 株 (注9) 1,918.8 円×100 株+1,919 円×100 株+1,919.8 円×200 株+1,919.9 円×100 株+1,921 円×100 株+1,922 円×100 株+ 1,922.9 円×300 株+1,923 円×100 株+1,924 円×100 株+ 1,925 円×100 株+1,926 円×400 株+1,927 円×100 株+1,933 円×100 株	
7		(5) 取引サイクル 69 について、 売付価額 3, 296, 610 円 (注 10) -買付価額 3, 282, 970 円 (注 11) =13, 640 円 (注 10) 1, 937 円×300 株+1, 938 円×200 株+1, 939 円×400 株 +1, 939.1 円×200 株+1, 940 円×100 株+1, 940.8 円×100 株+ 1, 941 円×300 株+1, 941.1 円×100 株 (注 11) 1, 928 円×100 株+1, 928.8 円×200 株+1, 929 円×100 株+1, 929.7 円×100 株+1, 929.8 円×100 株+1, 929.9 円×300 株+1, 930 円×300 株+1, 931 円×100 株+1, 932 円×200 株+ 1, 938.9 円×100 株+1, 942 円×100 株	

一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
つづき		(6) 取引サイクル70について、 売付価額3,271,950円(注12) -買付価額3,259,150円(注13) =12,800円 (注12)1,923円×500株+1,925円×800株+1,926円×200株 +1,926.2円×100株+1,926.3円×100株 (注13)1,912円×100株+1,913円×100株+1,914円×100株 +1,915円×200株+1,916円×200株+1,917.7円×100株+ 1,917.9円×200株+1,918円×600株+1,929円×100株	

[※] 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

(平成25年4月~平成26年3月)

1		(1 /3/2 20)	-4月~平成20平3月/
一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
		 発行開示 平成21年8月14日提出有価証券届出書 (第1回及び第2回新株予約権付社債) (組込情報)平成21年6月第1四半期四半期報告書 平成22年10月4日提出有価証券届出書 (第2回新株予約権証券) (組込情報)平成22年3月期有価証券報告書 平成22年10月4日提出有価証券届出書 (第3回新株予約権付社債) (組込情報)平成22年3月期有価証券報告書 	
		平成 22 年 10 月 4 日提出有価証券届出書 (第 4 回及び第 5 回新株予約権付社債) (組込情報)平成 22 年 3 月期有価証券報告書 【課徴金額】 1 億 145 万円	
		 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額で成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 200,772 円平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 293,014 円平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 282,845 円平成 22 年 3 月期有価証券報告書 263,209 円 	

	1				
1		が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期匹		いては、	
つづき		300 万円 ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期匹	半期報告書につい	いてけ	
		300 万円			
		ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期 300 万円	四半期報告書につ	いては、	
		二 平成 22 年 3 月期有価証券報	告書については、		
		600 万円 となるが、これらの書類が同一の	の事業年度に係る	ものであるこ	
		とから、金商法第185条の7第 個別決定ごとの算出額に応じて打			
		a。 i 平成21年6月第1四半期 額は、120万円	四半期報告書に係	る課徴金の	
		ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期	四半期報告書に係	る課徴金の	
		額は、 <u>120 万円</u> iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期	月四半期報告書に係	系る課徴金	
		の額は、 <u>120 万円</u>			
		iv 平成 22 年 3 月期有価証券 240 万円	報古書に依る硃徴	並り)領は、	
		② 重要な事項につき虚偽の記載			
		集により取得させた株券等の発行 相当する額が課徴金の額となる。		00 分の 4.5 に	
		イ 平成 21 年 8 月 14 日提出の 2 回新株予約権付社債)に係		第1回及び第	
		1,650,000,000 円×4.5/100=	= <u>7,425 万円</u> となる		
		ロ 平成 22 年 10 月 4 日提出の 約権証券)に係る課徴金の額(弗 2 凹新休丁	
		101, 135, 700 円×4. 5/100=4 について、1万円未満を切り		レかる	
		ハ 平成 22 年 10 月 4 日提出の	有価証券届出書(
		約権付社債)に係る課徴金の額 200,000,000円×4.5/100=9			
		ニ 平成 22 年 10 月 4 日提出の	有価証券届出書(第4回及び第	
		5回新株予約権付社債)に係 170,000,000円×4.5/100= <u>7</u>			
2	25. 4. 26	 ○ 有価証券報告書等の虚偽記載			審判手続開始決定日
		(金商法第172条の4第1項・第	52項)		平成 25 年 4 月 26 日 課徵金納付命令決定日
		【課徴金納付命令対象者】沖電気	〔工業㈱(東証1	部、大証1	平成25年6月5日
		部)			なお、課徴金納付命令
		【違反行為の態様】			対象者から事実関係等を
		架空売上による売掛金の過大			認める旨の答弁書の提出 があったため、審判の期
		計上等により、重要な事項につ 券報告書等を提出した。	のき虚偽の記載が	める有価証	日は開かれなかった。
		【虚偽記載の内容】			
				江:百万円)	
		(平成 21 年 6 月第 1 四半期) 連結純資産額	<u>虚偽記載額</u> 55,260	<u>認定金額</u> 42,692	
		(平成21年9月第2四半期)	00,200	12, 002	
		連結純資産額	54, 708	42, 374	
		(平成21年12月第3四半期)	E0 600	40 044	
		連結純資産額 (平成 22 年 3 月期)	52, 630	40, 244	
		連結経常損益	8, 768	1,875	

2	連結当期純損益	3, 619	▲ 3, 280
つづき	連結純資産額	64,810	47, 578
٠٠٠٥	(平成22年6月第1四半期)		
	連結純資産額	51, 336	37, 464
	(平成22年9月第2四半期)		
	連結純資産額	48, 380	33, 279
	(平成 22 年 12 月第 3 四半期)		
	連結純資産額	73, 193	57, 973
	(平成23年3月期)		
	連結経常損益	5, 906	1, 192
	連結当期純損益	▲ 27, 001	▲ 31, 783
	連結純資産額	59, 903	38, 859
	(平成23年6月第1四半期)		
	連結純資産額	55, 525	34, 747
	(平成23年9月第2四半期)		
	連結経常損益	▲856	▲ 5, 222
	連結四半期純損益	▲ 5,000	▲ 9,660
	連結純資産額	53, 609	30, 473
	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)		
	連結経常損益	3, 925	355
	連結四半期純損益	▲ 6, 295	▲ 10, 599
	連結純資産額	52,053	30, 018
	(平成 24 年 3 月期)		
	連結経常損益	14, 550	9, 075
	連結当期純損益	8,000	1, 555
	連結純資産額	67, 524	41, 251
	1		

【課徴金額】 1,680万円

- (注) 課徴金額は、以下のように算出される。
- ① 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2 四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書 及び平成22年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成21年6月第1四半期四半期報告書 4,006,065円 平成21年9月第2四半期四半期報告書 3,961,891円 平成21年12月第3四半期四半期報告書 3,186,759円 平成22年3月期有価証券報告書 3,566,083円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- 二 平成22年3月期有価証券報告書については、 600万円

- i 平成21年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u>
- ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120 万円
- iii 平成21年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円

つづき

- iv 平成22年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ② 平成22年6月第1四半期四半期報告書、平成22年9月第2 四半期四半期報告書、平成22年12月第3四半期四半期報告書 及び平成23年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 3,611,818 円 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 3,074,132 円 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 3,060,568 円 平成 23 年 3 月期有価証券報告書 3,199,531 円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成22年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成22年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成22年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成23年3月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成22年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成22年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120万円</u>
- iii 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- iv 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ③ 平成23年6月第1四半期四半期報告書、平成23年9月第2 四半期四半期報告書、平成23年12月第3四半期四半期報告書 及び平成24年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成23年6月第1四半期四半期報告書 2,969,664円 平成23年9月第2四半期四半期報告書 3,298,201円 平成23年12月第3四半期四半期報告書 2,948,567円 平成24年3月期有価証券報告書 3,251,011円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ニ 平成24年3月期有価証券報告書については、 600円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分し、さらに、平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、金商法第 26 条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 12 項の規定により、按分後の金額に100 分の 50 を乗じて得た額が課徴金の額となる。

- i 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iii 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成24年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

	ı				T
		<u>120 万円</u>			
3	25. 6. 14	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、 第 2 項) 【課徴金納付命令対象者】㈱ジャ		審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 14 日 課徵金納付命令決定日 平成 25 年 7 月 18 日	
		【違反行為の態様】	0	7 /l 7 l l	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を
		(株ジャパンケアサービスグル 及びのれんの過大計上等により 記載がある有価証券報告書等を	、重要な事項に		認める旨の答弁書の提出 があったため、審判の期 日は開かれなかった。
		【虚偽記載の内容】			
			(単位	: 百万円)	
		(平成 21 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	
		連結当期純損益	▲1, 654	▲ 1, 964	
		連結純資産額	753	455	
		(平成21年6月第1四半期)			
		連結純資産額	925	634	
		(平成21年9月第2四半期)			
		連結純資産額	886	602	
		(平成 21 年 12 月第 3 四半期)			
		連結純資産額	1,016	739	
		(平成 22 年 3 月期)			
		連結純資産額	1, 124	864	
		(平成22年6月第1四半期)			
		連結純資産額	908	654	
		(平成22年9月第2四半期)			
		連結純資産額	1,086	836	
		(平成 22 年 12 月第 3 四半期)			
		連結純資産額	1,516	1, 271	
		(平成 23 年 3 月期)			
		連結当期純損益	584	321	
		連結純資産額	1,580	1,058	
		(平成23年6月第1四半期)			
		連結純資産額	1,559	998	
		(平成23年9月第2四半期)			
		連結純資産額	1, 595	1,039	
		(平成 23 年 12 月第 3 四半期)			
		連結当期純損益	146	▲ 31	
		連結純資産額	1,657	956	
		(平成 24 年 3 月期)			
		連結純資産額	494	▲89	
		【課徴金額】 2,100万円			
		(注1) 旧金商法第 176 条第 4 項及でにより、発行者が合併によりにした行為は、合併後存続したたら、㈱ジャパンケアサービス会社である㈱ジャパンケアサーなる。	肖滅したときは、 生人がした行為と グループに対する	これらの者が みなすことか 課徴金は存続	

3 (注2)

つづき

(注2) 課徴金額は、以下のように算出される。

- ① 平成21年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (35,794円)が300万円を超えないことから、300万円となる。
- ② 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成21年6月第1四半期四半期報告書 70,312円 平成21年9月第2四半期四半期報告書 126,424円 平成21年12月第3四半期四半期報告書 131,483円 平成22年3月期有価証券報告書 120,529円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ニ 平成22年3月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成21年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- ii 平成21年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成21年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成22年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ③ 平成22年6月第1四半期四半期報告書、平成22年9月第2 四半期四半期報告書、平成22年12月第3四半期四半期報告書 及び平成23年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成22年6月第1四半期四半期報告書 178,252円 平成22年9月第2四半期四半期報告書 166,466円 平成22年12月第3四半期四半期報告書 170,279円 平成23年3月期有価証券報告書 184,345円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成22年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- 平成22年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ニ 平成23年3月期有価証券報告書については、 600万円

- i 平成22年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120万円</u>
- ii 平成22年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ※ 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

		240 玉田			
3		<u>240 万円</u>			
つづき		 ④ 平成23年6月第1四半期四半期四半期四半期四半期報告書、平成23年及び平成24年3月期有価証券報信同社の株式の市場価額の総額に平成23年9月第2四半期四半平成23年1月第3四半期四半平成23年6月第1四半期四半平成23年6月第1四半期四半 300万円 ロ 平成23年9月第2四半期四300万円 ロ 平成23年12月第3四半期四300万円 コ 平成24年3月期有価証券報信の0万円となるが、これらの書類が同一のとなるが、これらの書類が同一のとなるが、これらの書類が同一のとから、金商法第185条の7第6個別決定ごとの算出額に、120万円 ii 平成23年9月第2四半期間額は、120万円 ii 平成23年9月第2四半期間額は、120万円 ii 平成23年1月第3四半期額は、120万円 ii 平成23年1月第3四半期額は、120万円 iv 平成24年3月期有価証券報行 	12 月第 3 四半期四 12 月第 3 四半期四 15 書にのの 6 をを 10 万分の 6 をを 157 半期報告書 121 12 書 137 13 当書 137 14 期報告書につい 14 半期報告書につい 15 書につい 16 事業のしたのでは、 17 事業のしたのででは、 18 事業のしたのででは、 18 事業のしたのででは、 19 事業のしたのででは、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 19 事報告書に係り、 10 事業に係り、 10 事業に係り、 11 事業に係り、 11 事業に係り、 12 事業に係り、 13 事業に係り、 14 事業に係り、 15 事業に係り、 16 事業に係り、 17 事業に係り、 17 事業に係り、 17 事業に係り、 17 事業に係り、 18 事業に係り、 18 事業に係り、 19 事業に保め、 19 事業に保め、 10 事業に保め、 1	1半期報告書じて179円円円179円円円円634円ては、ては、ては、ないのの方額とのる課徴金のる課徴金のる課徴金の	
4	25. 6. 19	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・ 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2	第1項)		審判手続開始決定日 平成25年6月19日 課徵金納付命令決定日 平成25年8月5日
		【課徴金納付命令対象者】明治機	械㈱(東証2部))	なお、課徴金納付命令
		【違反行為の態様】 仕掛品の過大計上及び架空売 事項につき虚偽の記載がある有 当該有価証券報告書等を組込情 基づく募集により有価証券を取	を提出し、	対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判の期日は開かれなかった。	
		 【虚偽記載の内容】			
		○ 継続開示			
			(単位:	百万円)	
		(平成 20 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	
		連結経常損益	172	▲ 563	
		連結当期純損益	▲ 487	▲ 929	
		連結純資産額	8, 114	5, 965	
		(平成20年6月第1四半期)	0.004	5 045	
		連結純資産額	8, 094	5, 947	
		(平成20年9月第2四半期)	7.000	E 000	
		連結純資産額 (平成 20 年 12 月第 3 四半期)	7, 966	5, 860	
		(平成 20 年 12 月第 3 四 年 期) 	7, 605	5, 439	
		(平成 21 年 3 月期)	1,000	J, 4JJ	
1					

4	連結当期純損益	▲ 688	▲ 1,098
- **	連結純資産額	7, 118	4, 558
つづき	(平成21年6月第1四半期)		
	連結純資産額	7, 212	4,690
	(平成21年9月第2四半期)		
	連結純資産額	6, 564	4, 345
	(平成 21 年 12 月第 3 四半期)		
	連結純資産額	6,622	4, 572
	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)		
	連結四半期純損益	550	369

〇 発行開示

平成21年9月18日提出有価証券届出書 (組込情報)平成21年3月期有価証券報告書 平成21年6月第1四半期四半期報告書

【課徴金額】 8,271 万円

- (注) 課徴金額は、以下のように算出される。
- ① 平成20年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (145,804円)が300万円を超えないことから、300万円となる。
- ② 平成20年6月第1四半期四半期報告書、平成20年9月第2 四半期四半期報告書、平成20年12月第3四半期四半期報告書 及び平成21年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (539,350円)が300万円を超えないことから、

- イ 平成20年6月第1四半期四半期報告書については、 150万円
- ロ 平成20年9月第2四半期四半期報告書については、 150万円
- ハ 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 150 万円
- ニ 平成21年3月期有価証券報告書については、 300万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成20年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60万円
- ii 平成20年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、60万円
- iii 平成20年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60万円
- iv 平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 120 万円
- ③ 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2 四半期四半期報告書及び平成21年12月第3四半期四半期報告 書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成21年6月第1四半期四半期報告書 230,026円 平成21年9月第2四半期四半期報告書 254,710円 平成21年12月第3四半期四半期報告書 175,355円 が600万円を超えないことから、

- イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、

		<u></u>	,
4		300 万円	
		ハ 平成21年12月第3四半期四半期報告書については、	
つづき		300 万円	
		となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ	
		とから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を	
		個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな	
		る。 i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の	
		1 平成21年0月第1四十期四十期報音書に係る課徴並の 額は、200万円	
		ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の	
		額は、200万円	
		iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の	
		額は、200万円	
		<u> </u>	
		④ 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係るもの	
		同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額	
		(90,402円)が600万円を超えないことから、300万円となる。	
		⑤ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募	
		集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に	
		相当する額が課徴金の額となることから、平成21年9月18日	
		提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、	
		1,504,741,200 円×4.5/100=67,713,354 円	
		について、1万円未満を切り捨てて、 <u>6,771万円</u> となる。	
	05 6 01		索州工体胆丛冲 ウロ
5	25. 6. 21	○ 有価証券報告書等の虚偽記載	審判手続開始決定日 平成25年6月21日
		(金商法第172条の4第1項・第2項)	課徴金納付命令決定日
		「調ックなける人は名を「畑」、 は、カ(東江1 如)	平成25年8月5日
		【課徴金納付命令対象者】㈱オービック(東証1部)	
			なお、課徴金納付命令
		【違反行為の態様】	対象者から事実関係等を
		投資有価証券評価損の不計上等により、重要な事項につ	認める旨の答弁書の提出
		き虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	があったため、審判の期
			日は開かれなかった。
		【虚偽記載の内容】	
		(単位 : 百万円)	
		(平成23年12月第3四半期) 虚偽記載額 認定金額	
		連結四半期純損益 7,242 ▲6,025	
		(平成24年3月期)	
		連結当期純損益 10,357 ▲2,910	
		上的一种的原理。 10,557 ■2,510	
		【課徴金額】 884 万 9,999 円	
		 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。	
		平成23年12月第3四半期四半期報告書及び平成24年3月期有	
		価証券報告書に係るもの 目状の性での実現の必要に 10 下八の 6 たまじて得た物	
		同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額	
		平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 8,698,214 円 平成 24 年 3 月期有価証券報告書 8,853,298 円	
		が 600 万円を超えることから、	
		イ 平成23年12月第3四半期四半期報告書については、	
		4,340,000円(1万円未満を切り捨て。以下、この項において	
		同じ。)	
		ロ 平成24年3月期有価証券報告書については、	
		8, 850, 000 円	
		となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること	
		から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、8,850,000 円を	
		個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな	
		る。 エポック 年 19 日笠 2 四半地回半地却火津 27 杯 2 細弾 4 の短	
		i 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額	

	I				T
5		は、 <u>2,911,978円</u> :: 포 <u>+ 24 年 2 日 押 左</u> (元末 光 岩	11 生またなて細独人	の据は	
つづき		ii 平成 24 年 3 月期有価証券報 5,938,021 円	対古書に係る課倒金	の領は、	
ور در ۰		<u>5, 356, 021 † 1</u>			
6	25. 10. 25	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、 第 2 項)	金商法第 172 条0	か4第1項・	審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 25 日 課徵金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 27 日
		【課徴金納付命令対象者】KYC	OMホールディン	/グス㈱(東	
		証ジャスダック)		() () ()	なお、課徴金納付命令
					対象者から事実関係等を
		【違反行為の態様】			認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期
		土地の過大計上及び減損会計			日は開かれなかった。
		計上等により、重要な事項につ 券報告書等を提出した。)さ 虚偽の記載か	める有価証	
		分刊口首寺を提出した。			
		【虚偽記載の内容】			
			(単位	: 百万円)	
		(平成 21 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	
		連結純資産額	2,003	1, 542	
		(平成22年3月期)			
		連結当期純損益	30	▲ 41	
		連結純資産額	2, 042	1, 509	
		(平成22年6月第1四半期)			
		連結純資産額	2, 013	1, 463	
		(平成22年9月第2四半期)			
		連結四半期純損益	▲ 48	▲ 127	
		連結純資産額	1, 980	1, 435	
		(平成 22 年 12 月第 3 四半期)			
		連結四半期純損益	▲28	▲ 102	
		連結純資産額	2,005	1, 465	
		(平成23年3月期)			
		連結純資産額	1, 748	1, 322	
		(平成23年6月第1四半期)			
		連結純資産額	1, 724	1, 303	
		(平成23年9月第2四半期)	1 705	1 010	
		連結純資産額	1, 735	1, 318	
		(平成 23 年 12 月第 3 四半期) 連結純資産額	1,689	1, 278	
		(平成 24 年 3 月期)	1, 009	1, 410	
		連結純資産額	1,842	1, 431	
		(平成24年6月第1四半期)	1, 012	1, 101	
		連結純資産額	1,825	1, 418	
		(平成24年9月第2四半期)	1, 000	2, 110	
		連結純資産額	1, 858	1, 459	
		【課徴金額】 2,700 万円			
		(注)課徴金額は、以下のように算	出される。		
		① 平成21年3月期有価証券報告 同社の株式の市場価額の総額 (45,742円)が300万円を超え	に 10 万分の 3 を乗		
		② 平成 22 年 3 月期有価証券報告 同社の株式の市場価額の総額		じて得た額	

(81,518円)が600万円を超えないことから、600万円となる。

6 つづき

③ 平成22年6月第1四半期四半期報告書、平成22年9月第2 四半期四半期報告書、平成22年12月第3四半期四半期報告書 及び平成23年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 80,884 円 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 79,533 円 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 73,663 円 平成 23 年 3 月期有価証券報告書 76,021 円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成22年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成22年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 22 年 12 月第3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ニ 平成23年3月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成22年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- ii 平成22年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- iv 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ④ 平成23年6月第1四半期四半期報告書、平成23年9月第2 四半期四半期報告書、平成23年12月第3四半期四半期報告書 及び平成24年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成23年6月第1四半期四半期報告書 72,051円 平成23年9月第2四半期四半期報告書 69,765円 平成23年12月第3四半期四半期報告書 70,642円 平成24年3月期有価証券報告書 70,560円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成23年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成24年3月期有価証券報告書については、 600万円

- i 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u>
- ii 平成23年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- iv 平成24年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ⑤ 平成24年6月第1四半期四半期報告書及び平成24年9月第

	ı				Т
6		2四半期四半期報告書に係るも	·		
		同社の株式の市場価額の総額			
つづき		平成 24 年 6 月第 1 四半期四 平成 24 年 9 月第 2 四半期四			
		が 600 万円を超えないことから		500 1 2	
		イ 平成24年6月第1四半期四		ては、	
		300 万円			
		口 平成24年9月第2四半期四	半期報告書につい	いては、	
		300 万円			
7	25. 12. 4				■ ■ 審判手続開始決定日
1	25. 12. 4	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第1項、		カ 4 笛 1 頂。	番刊手紀開始沃足日 平成 25 年 12 月 4 日
		第2項、第172条の2第1項、	亚间位为 112 未。	// 4 为 1 次 1	課徴金納付命令決定日
					平成 26 年 2 月 13 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱エバ	・シー・エーホー	ールディン	
		グス (東証2部)			なお、課徴金納付命令
					対象者から事実関係等を
		【違反行為の態様】			認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期
		投資不動産及び純資産額の過	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		日は開かれなかった。
		項につき虚偽の記載がある有価			, . 101pg// 40 00 /0 2 /C0
		じく、重要な事項につき虚偽の		証券届出書	
		に基づく募集により有価証券を	ビ拟侍させた。		
		 【虚偽記載の内容】			
		○ 継続開示			
		л <u>и</u> едууцици.	(単位	:百万円)	
		(平成 21 年 5 月期)	虚偽記載額	ロカロ) 認定金額	
		連結純資産額	<u>派 岡 山 戦 復</u> 325	<u>応足金領</u> ▲18	
		(平成 21 年 8 月第 1 四半期)	323	A 10	
			62	▲ 282	
		連結純資産額	62	▲ 282	
		(平成 21 年 11 月第 2 四半期) 連結純資産額	▲ 198	≜ E49	
		(平成22年2月第3四半期)	▲198	▲ 543	
			▲ 91 <i>C</i>	A C07	
		連結純資産額	▲ 316	▲ 687	
		(平成22年5月期)	A 000	A 0.00	
		連結当期純損益連結純資産額	▲ 928 ▲ 229	▲ 963 ▲ 608	
			▲ 229	▲008	
		(平成22年8月第1四半期) 連結純資産額	▲ 352	▲ 740	
		(平成 22 年 11 月第 2 四半期)	▲302	A 140	
		連結純資産額	▲ 273	▲ 669	
		(平成23年2月第3四半期)	A 213	▲009	
		連結四半期経常損益	▲ 51	▲ 77	
		連結四半期純損益	▲ 219	▲ 245	
		連結純資産額	▲ 219 ▲ 271	▲ 245 ▲ 675	
		(平成 23 年 5 月期)	A 211	4 075	
		連結純資産額	330	▲82	
		(平成 23 年 8 月第 1 四半期)	330	▲02	
		連結純資産額	144	▲ 277	
		理	144	A 211	
		連結純資産額	60	▲ 369	
		理縮純質座額 (平成24年2月第3四半期)	90	▲ 309	
			EOO	0.1	
		連結純資産額	530	91	
		(平成24年5月期)	C00	005	
		連結純資産額	683	235	
<u> </u>	L	<u>L</u>			<u> </u>

7	(平成24年8月第1四半期)		
つづき	連結純資産額	984	527
226	(平成 24 年 11 月第 2 四半期)		
	連結純資産額	963	498
	(平成25年2月第3四半期)		
	連結純資産額	876	402
	(平成 25 年 5 月期)		
	連結純資産額	664	242
	(平成25年8月第1四半期)		

○発行開示

連結純資産額

平成21年4月28日提出有価証券届出書(株式)

(現物出資財産を構成する土地及び建物の価額の合計額として記載された価額(「土地の価額合計1,693,049千円 建物の価額合計211,565千円」)が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件土地及び建物の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載)

568

平成21年7月15日提出有価証券届出書(株式) (重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載)

(単位:百万円)

146

(平成21年5月期) 虚偽記載額 認定金額

連結純資産額 325

平成21年7月15日提出有価証券届出書(新株予約権証券) (重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載)

(単位:百万円)

▲18

(平成21年5月期) 虚偽記載額 認定金額

連結純資産額 325 平成22年3月19日提出有価証券届出書(株式)

(組込情報) 平成21年5月期有価証券報告書

平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書 平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書(株式)

(組込情報) 平成23年5月期有価証券報告書

平成23年8月第1四半期四半期報告書

平成23年11月7日提出有価証券届出書(新株予約権証券)

(組込情報) 平成23年5月期有価証券報告書

平成23年8月第1四半期四半期報告書

平成23年11月7日提出有価証券届出書

(ストックオプション)

(組込情報) 平成23年5月期有価証券報告書 平成23年8月第1四半期四半期報告書

平成24年6月18日提出有価証券届出書(株式)

(組込情報) 平成23年5月期有価証券報告書

平成24年2月第3四半期四半期報告書

平成24年6月18日提出有価証券届出書(新株予約権証券)

(組込情報) 平成23年5月期有価証券報告書

平成24年2月第3四半期四半期報告書

【課徴金額】 3億5,329万円

- (注) 課徴金額は、以下のように算出される。
- ① 平成21年5月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (74,053円)が300万円を超えないことから、300万円となる。
- ② 平成21年8月第1四半期四半期報告書、平成21年11月第2四半期四半期報告書、平成22年2月第3四半期四半期報告書及び平成22年5月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

つづき

平成 21 年 8 月第 1 四半期四半期報告書 218, 120 円 平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書 103, 168 円 平成 22 年 2 月第 3 四半期四半期報告書 72, 644 円 平成 22 年 5 月期有価証券報告書 121, 375 円

が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 8 月第 1 四半期四半期報告書については、

- 4 平成 21 年 8 月 第 1 四 平 期 四 平 期 報 告 書 に つい し は300 万 円
- ロ 平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ハ 平成22年2月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成22年5月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成21年8月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成21年11月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成22年2月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- iv 平成22年5月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ③ 平成22年8月第1四半期四半期報告書、平成22年11月第2 四半期四半期報告書、平成23年2月第3四半期四半期報告書及 び平成23年5月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 平成 22 年 8 月第 1 四半期四半期報告書 48,800 円 平成 22 年 11 月第 2 四半期四半期報告書 37,818 円 平成 23 年 2 月第 3 四半期四半期報告書 31,769 円 平成 23 年 5 月期有価証券報告書 34,870 円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成22年8月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成 22 年 11 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ハ 平成23年2月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成23年5月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成22年8月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成22年11月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成23年2月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成23年5月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ④ 平成23年8月第1四半期四半期報告書、平成23年11月第2 四半期四半期報告書、平成24年2月第3四半期四半期報告書及 び平成24年5月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

つづき

平成23年8月第1四半期四半期報告書 107,011円 平成23年11月第2四半期四半期報告書 138,274円 平成24年2月第3四半期四半期報告書 178,044円 平成24年5月期有価証券報告書 170,486円 が600万円を超えないことから、

- イ 平成23年8月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- 平成23年11月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成24年2月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成24年5月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成23年8月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成23年11月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成24年2月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成24年5月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ⑤ 平成24年8月第1四半期四半期報告書、平成24年11月第2 四半期四半期報告書、平成25年2月第3四半期四半期報告書及 び平成25年5月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成24年8月第1四半期四半期報告書 267,317円 平成24年11月第2四半期四半期報告書 214,919円 平成25年2月第3四半期四半期報告書 186,650円 平成25年5月期有価証券報告書 213,532円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成24年8月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- 平成24年11月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成25年2月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成 25 年 5 月期有価証券報告書については、 600 万円

- i 平成24年8月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- ii 平成24年11月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成25年2月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成25年5月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ⑥ 平成 25 年 8 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (146,141 円)が 600 万円を超えないことから、300 万円となる。
- ⑦ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

_	•					
7		イ 平成 21 年 4 月 28 日提出の有	有価証券届出書 (株式)に係る		
つづき		課徴金の額は、 2,915,477,500円×4.5/100=	:131 196 487 III			
		について、1万円未満を切り指		万円となる。		
		ロ 平成 21 年 7 月 15 日提出の有	可価証券 <u>届出</u> 書(株式)に係る		
		課徴金の額は、	200 400 FF			
		80,003,700 円×4.5/100=3,6 について、1万円未満を切り者		しかる		
		ハ 平成 21 年 7 月 15 日提出の				
		券)に係る課徴金の額は、		NI NI O TELEME		
		944, 544, 000 円×4. 5/100=42				
		について、1万円未満を切り持 ニ 平成22年3月19日提出の4				
		一 平成 22 平 3 月 19 日徒山の作 課徴金の額は、	月1個証券油山青 (4	体式)に係る		
		234,997,740 円×4.5/100=10), 574, 898 円			
		について、1万円未満を切り書				
		ホ 平成 22 年 11 月 7 日提出のす	有価証券届出書(株式)に係る		
		課徴金の額は、 146,708,820 円×4.5/100=6,	601 896 III			
		について、1万円未満を切り者		となる。		
		へ 平成 23 年 11 月 7 日提出の有	可価証券 <u>届出書(</u>	新株予約権証		
		券) に係る課徴金の額は、	7 504 107 III			
		389,647,500 円×4.5/100=17 について、1万円未満を切り者		リレかる		
		ト 平成 23 年 11 月 7 日提出の				
		ション)に係る課徴金の額は、				
		346, 125, 000 円×4. 5/100=15				
		について、1万円未満を切り持 チ 平成24年6月18日提出の表				
		課徴金の額は、	チ 平成24年6月18日提出の有価証券届出書(株式)に係る 課徴金の額は、			
		381, 500, 910 円×4. 5/100=17				
		について、1万円未満を切り打				
		リ 平成 24 年 6 月 18 日提出の 券) に係る課徴金の額は、	目恤証券庙出書()	新休宁約権証		
		1,746,189,000 円×4.5/100=	:78, 578, 505 円			
		について、1万円未満を切り割	舎てて、 <u>7,857万</u> F	<u>円</u> となる。		
8	25. 12. 10	○ 有価証券報告書等の虚偽記載	入 本	の 4 笠 1 西	審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 10 日	
		(旧金商法第 172 条の 2 第 2 項、 第 2 項)	並冏 伝第 172 余€	7/4 弗 Ⅰ 垻・	課徵金納付命令決定日	
		21 v = 3 v			平成 26 年 1 月 16 日	
		【課徴金納付命令対象者】㈱雪国	まいたけ(東証	E2部)		
					なお、課徴金納付命令	
		【違反行為の態様】			対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出	
		土地の過大計上及び広告宣伝			があったため、審判の期	
		要な事項につき虚偽の記載があ した。	る有価証券報告	「青寺を佐山	日は開かれなかった。	
		<i>∪1</i> ⊆₀				
		【虚偽記載の内容】				
			(単位	(: 百万円)		
		(平成 20 年 12 月第 3 四半期)	虚偽記載額	認定金額		
		連結純資産額	5, 653	4, 498		
		(平成21年6月第1四半期)				
		連結純資産額	5, 061	3, 904		
		(平成21年9月第2四半期)				
		連結純資産額	5,005	3, 849		
		(平成23年6月第1四半期)				
		連結純資産額	5, 667	4, 497		
		(平成23年9月第2四半期)				
		連結純資産額	4, 840	3, 499		

8	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)		
* *	連結四半期純損益	▲ 1,602	▲ 1,892
つづき	連結純資産額	4,722	3, 268
	(平成 24 年 3 月期)		
	連結当期純損益	▲ 2, 171	▲ 2, 504
	連結純資産額	4, 169	2,672
	(平成24年6月第1四半期)		
	連結純資産額	3, 213	1, 744
	(平成24年9月第2四半期)		
	連結純資産額	2, 518	1,087
	(平成 24 年 12 月第 3 四半期)		
	連結純資産額	2, 477	1,091
	(平成 25 年 3 月期)		
	連結純資産額	2, 243	910
	(平成 25 年 6 月第 1 四半期)		
	連結純資産額	1,737	447

【課徴金額】 2,250万円

- (注) 課徴金額は、以下のように算出される。
- ① 平成20年12月第3四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (337,103円)が300万円を超えないことから、150万円となる。
- ② 平成21年6月第1四半期四半期報告書及び平成21年9月第 2四半期四半期報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成21年6月第1四半期四半期報告書 862,716円 平成21年9月第2四半期四半期報告書 934,084円 が600万円を超えないことから、

- イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ③ 平成23年6月第1四半期四半期報告書、平成23年9月第2 四半期四半期報告書、平成23年12月第3四半期四半期報告書 及び平成24年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成23年6月第1四半期四半期報告書 1,110,403円 平成23年9月第2四半期四半期報告書 955,555円 平成23年12月第3四半期四半期報告書 835,824円 平成24年3月期有価証券報告書 924,681円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成23年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成24年3月期有価証券報告書については、 600万円

- i 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成23年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の

8		額は、 <u>120 万円</u> iii 平成 23 年 12 月第 3 四半期四	半期報告書に係る	る課徴金の	
つづき		額は、120万円	- 書)- ゲュ霊(側 ^	m dette 1	
		iv 平成 24 年 3 月期有価証券報告 240 万円	f 書に係る課徴金	との観は、	
					
		④ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期幸 四半期四半期報告書、平成 24 年 12			
		及び平成 25 年 3 月期有価証券報告書		79] TK [] [
		同社の株式の市場価額の総額に10			
		平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期			
		平成 24 年 12 月第 3 四半期四半	期報告書 611,0)55 円	
			· 661, 7	777円 ノ	
		イ 平成24年6月第1四半期四半期	開報告書について	は、	
		300万円	明却生またるいで	· 14	
		ロ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期 300 万円	が報告書に りいく	14,	
		ハ 平成24年12月第3四半期四半	期報告書について	ては、	
		300 万円 ニ 平成 25 年 3 月期有価証券報告書	きについては.		
		600 万円	11 - 1 (101)		
		となるが、これらの書類が同一の事 とから、金商法第 185 条の 7 第 6 項			
		個別決定ごとの算出額に応じて按分			
		る。 i 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半	4世却生妻にぼっ	無事への	
		i 平成 24 年 6 月第 1 四半期四年 額は、120 万円	一規報可書に係る	球球金の	
		ii 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半	¥期報告書に係る	課徴金の	
		額は、 <u>120 万円</u> iii 平成 24 年 12 月第 3 四半期四	半期報告書に係る	る課徴金の	
		額は、120万円			
		iv 平成 25 年 3 月期有価証券報告 240 万円	F書に係る課徴金	の額は、	
					
		⑤ 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期幸 同社の株式の市場価額の総額に 10			
		(610, 114円)が600万円を超えない			
	00.0.5				声加不休用儿 丛 声中
9	26. 3. 7	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第1項、金商	i法第 172 条の	4 第 1 項・	審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 7 日
		第2項、第172条の2第1項)	11111/10 11 1 2 16 2	1714 1 77	課徴金納付命令決定日
		【課徴金納付命令対象者】㈱リソー	数杏(亩証1部	()	平成 26 年 4 月 18 日
		THE BOTTOM TO THE POST OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE POST		• /	なお、課徴金納付命令
		【違反行為の態様】 売上の過大計上及び前受金の過少	小型 しなか トル	垂而 ∤\	対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出
		デエの個人計工及の削支金の個/ 事項につき虚偽の記載がある有価i			があったため、審判の期
		当該有価証券報告書等を参照書類			日は開かれなかった。
		基づく募集により有価証券を取得	させた。		
		【長性記載の中央】			
		【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示			
		S ADDONA	(単位:	百万円)	
		(平成 21 年 2 月期)		認定金額	
		連結当期純損益	661	307	
		連結純資産額	2, 104	1, 546	
		(平成 21 年 8 月第 2 四半期) 連結四半期純損益	422	197	
		建 石四干	422	197	

9	連結純資産額	2, 329	1, 547	
つづき	(平成 21 年 11 月第 3 四半期)			
))*	連結純資産額	1,798	1, 390	
	(平成22年2月期)			
	連結当期純損益	1, 371	1, 144	
	連結純資産額	2,663	1,879	
	(平成22年5月第1四半期)			
	連結純資産額	2, 114	1, 436	
	(平成22年8月第2四半期)			
	連結四半期純損益	481	222	
	連結純資産額	2,625	1,582	
	(平成 22 年 11 月第 3 四半期)			
	連結純資産額	2, 152	1, 440	
	(平成23年2月期)			
	連結当期純損益	1,366	870	
	連結純資産額	2,887	1, 608	
	(平成23年5月第1四半期)			
	連結純資産額	1, 963	938	
	(平成23年8月第2四半期)			
	連結四半期純損益	364	105	
	連結純資産額	2,738	1, 200	
	(平成 23 年 11 月第 3 四半期)			
	連結純資産額	2, 396	978	
	(平成24年2月期)			
	連結当期純損益	1, 295	834	
	連結純資産額	3, 323	1, 582	
	(平成24年5月第1四半期)			
	連結純資産額	2,557	675	
	(平成24年8月第2四半期)			
	連結四半期純損益	560	43	
	連結純資産額	3, 434	1, 176	
	(平成24年11月第3四半期)			
	連結四半期純損益	665	41	
	連結純資産額	3, 468	1, 104	
	(平成 25 年 2 月期)			
	連結当期純損益	1,527	150	
	連結純資産額	5, 651	2, 533	
	(平成25年5月第1四半期)			
	連結四半期純損益	▲ 479	▲894	
	連結純資産額	6, 232	2, 699	
	(平成25年8月第2四半期)			
	連結四半期純損益	184	▲ 708	
	連結純資産額	11, 291	7, 280	
	○ 発行開示 平成 23 年 9 月 12 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 23 年 2 月期有価証券報告書 平成 23 年 5 月第 1 四半期四半期報告書 平成 24 年 10 月 12 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 24 年 2 月期有価証券報告書 平成 24 年 5 月第 1 四半期四半期報告書			
	【課徴金額】 4億1,477万円			

C

つづき

- (注) 課徴金額は、以下のように算出される。
- ① 平成21年2月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (337,599円)が300万円を超えないことから、300万円となる。
- ② 平成21年8月第2四半期四半期報告書、平成21年11月第 3四半期四半期報告書及び平成22年2月期有価証券報告書に 係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成21年8月第2四半期四半期報告書 1,168,641円 平成21年11月第3四半期四半期報告書 1,349,791円 平成22年2月期有価証券報告書 1,146,526円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成21年8月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- 平成21年11月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成22年2月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成21年8月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、150万円
- ii 平成21年11月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、150万円
- iii 平成22年2月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 300万円
- ③ 平成22年5月第1四半期四半期報告書、平成22年8月第2 四半期四半期報告書、平成22年11月第3四半期四半期報告書 及び平成23年2月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成22年5月第1四半期四半期報告書 1,275,636円 平成22年8月第2四半期四半期報告書 1,169,164円 平成22年11月第3四半期四半期報告書 1,014,052円 平成23年2月期有価証券報告書 1,165,260円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成22年5月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成22年8月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成22年11月第3四半期四半期報告書については、 300万円
- ニ 平成23年2月期有価証券報告書については、 600万円

- i 平成22年5月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u>
- ii 平成22年8月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成22年11月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成 23 年 2 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240 万円
- ④ 平成23年5月第1四半期四半期報告書、平成23年8月第2 四半期四半期報告書、平成23年11月第3四半期四半期報告書 及び平成24年2月期有価証券報告書に係るもの

つづき

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成23年5月第1四半期四半期報告書 1,045,945円 平成23年8月第2四半期四半期報告書 1,108,885円 平成23年11月第3四半期四半期報告書 1,136,664円 平成24年2月期有価証券報告書 1,138,986円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成23年5月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成23年8月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 23 年 11 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- ニ 平成24年2月期有価証券報告書については、600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成23年5月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成23年8月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成23年11月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- iv 平成24年2月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ⑤ 平成24年5月第1四半期四半期報告書、平成24年8月第2 四半期四半期報告書、平成24年11月第3四半期四半期報告書 及び平成25年2月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成24年5月第1四半期四半期報告書 1,324,615円 平成24年8月第2四半期四半期報告書 1,403,105円 平成24年11月第3四半期四半期報告書 1,558,853円 平成25年2月期有価証券報告書 1,525,546円

が600万円を超えないことから、

- イ 平成24年5月第1四半期四半期報告書については、 300万円
- ロ 平成24年8月第2四半期四半期報告書については、 300万円
- ハ 平成 24 年 11 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円
- 二 平成25年2月期有価証券報告書については、 600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成24年5月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成24年8月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、120万円
- iii 平成 24 年 11 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120 万円</u>
- iv 平成25年2月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円
- ⑥ 平成25年5月第1四半期四半期報告書及び平成25年8月第 2四半期四半期報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (平成25年5月第1四半期四半期報告書 2,459,835円 平成25年8月第2四半期四半期報告書 3,196,150円 が600万円を超えないことから、

9	イ 平成 25 年 5 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円
つづき	ロ 平成 25 年 8 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円
	① 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成23年9月12日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、4,203,100,000円×4.5/100=189,139,500円について、1万円未満を切り捨てて、1億8,913万円となる。ロ 平成24年10月12日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、4,281,011,096円×4.5/100=192,645,499円について、1万円未満を切り捨てて、1億9,264万円となる。

- ※1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。
- ※2 「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

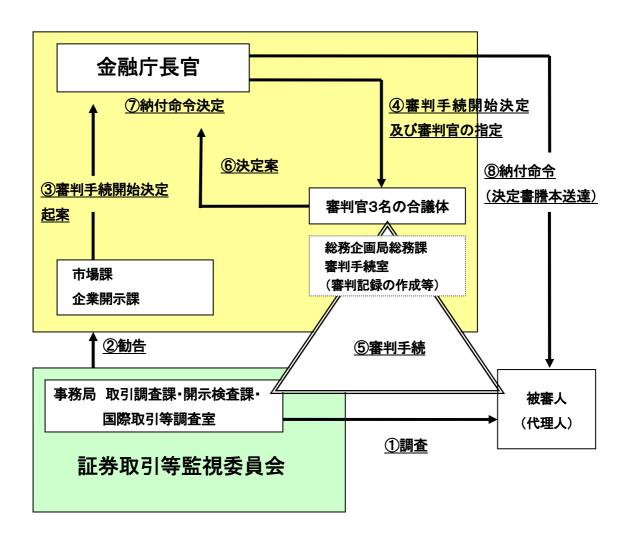
(平成25年4月~平成26年3月)

			4月~半成26年3月)		
一連 番号	勧告実施 年月日	 勧告の対象となった法 	令違反等の内容	3	勧告後の経緯
1	25. 12. 4	○ 訂正報告書の提出命令 (金商法第 10 条第 1 項、第 24 条 7 第 4 項)	聴聞期日 平成 25 年 12 月 13 日 訂正報告書提出命令日		
		【課徴金納付命令対象者】㈱エル グス(東証2部)	ン・シー・エーカ	ベールディン	平成 25 年 12 月 19 日
		【違反行為の態様】 投資不動産及び純資産額の過 項につき虚偽の記載がある有価			
		【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示			
			(単位	工: 百万円)	
		(平成 21 年 5 月期)	虚偽記載額	認定金額	
		連結純資産額	325	▲ 18	
		(平成 22 年 5 月期)			
		連結当期純損益	▲ 928	▲ 963	
		連結純資産額	▲ 229	▲ 608	
		(平成 22 年 11 月第 2 四半期)			
		連結純資産額	▲ 273	▲ 669	
		(平成23年2月第3四半期)			
		連結四半期経常損益	▲ 51	▲ 77	
		連結四半期純損益	▲ 219	▲ 245	
		連結純資産額	▲ 271	▲ 675	
		(平成 23 年 5 月期)			
		連結純資産額	330	▲ 82	
		(平成23年8月第1四半期)			
		連結純資産額	144	▲ 277	
		(平成 23 年 11 月第 2 四半期)			
		連結純資産額	60	▲ 369	
		(平成24年2月第3四半期)			
		連結純資産額	530	91	
		(平成 24 年 5 月期)			
		連結純資産額	683	235	
		(平成24年8月第1四半期)			
		連結純資産額	984	527	
		(平成 24 年 11 月第 2 四半期)			
		連結純資産額	963	498	
		(平成25年2月第3四半期)			
		連結純資産額	876	402	
		(平成 25 年 5 月期)			
		連結純資産額	664	242	
		(平成25年8月第1四半期)			
		連結純資産額	568	146	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 1 つづき	年月日	 ○ 発行開示 平成21年4月28日提出有価証券届出書(株式) (現物出資財産を構成する土地及び建物の価額の合計額として記載された価額(「土地の価額合計1,693,049千円建物の価額合計211,565千円」)が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件土地及び建物の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載) 平成21年7月15日提出有価証券届出書(株式)(重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載)(単位:百万円)(平成21年5月期)虚偽記載額認定金額連結純資産額325▲18平成21年7月15日提出有価証券届出書(新株予約権証券)(重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載)(単位:百万円)(平成21年5月期)虚偽記載額認定金額連結純資産額325▲18平成22年3月19日提出有価証券届出書(株式)(組込情報)平成21年11月第2四半期四半期報告書平成23年11月7日提出有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券届出書(新株予約権証券)(組込情報)平成23年5月期有価証券届出書(新株子約権証券)(組込情報)平成23年5月期有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券届出書 (銀込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(株式)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(新株予約権証券)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(新株予約権証券)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年6月18日提出有価証券届出書(新株予約権証券)(組込情報)平成23年5月期有価証券報告書平成24年2月第3四半期四半期報告書平成24年2月第3四半期四半期報告書平成24年2月第3四半期四半期報告書平成24年2月第3四半期四半期報告書平成24年2月第3四半期四半期報告書 	
	Hn /2> L /	はかかりは ヒストン・ママロン 1。フルク・コキン・ファフ	

[※] 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2-4-4 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。) は審判手続開始決定 及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- (7)・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定(課徴金納付命令)

2-4-5 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引 相場操縦及び偽計)

(內部有取5)、相場操練及(公論計)									
	勧告件数(件)・課徴金額(円)								
年度		内部者取引 相場排		相場操縦		偽計			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0	
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0	
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0	
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0	
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0	
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0	
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0	
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0	
25	42	4,608,050,000	32	50,960,000	9	461,040,000	1	4,096,050,000	
合計	210	5,051,900,000	172	353,880,000	37	601,970,000	1	4,096,050,000	

(盟示相制違反等)

	() ()						
	勧告件数(件)·課徵金額(円)						
年度				開示規制	その他		
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	0	0	0	0	0	0	
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0	
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0	
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0	
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000	
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0	
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0	
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0	
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0	
合計	80	7,544,759,979	79	7,537,259,979	1	7,500,000	

(注)

- 1 年度とは当年4月~翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 2 課例金額は働音時点のもの。 3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告 後、審判手続により「違反事実なし」となっている。 4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告 後、審判手続により「違反事実なし」となっている。 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

2-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	21	22	23	24	25	合計
合計	0	2	3	1	2	8
無登録業者等	0	1	3	1	2	7
無届募集	0	1	0	0	0	1

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

被申立人	申立日 (申立てを行っ た裁判所)	申立ての内容	発令日
1. (株)大経 他 2 名 (東京都中央区)	平成 22 年 11 月 17 日 (東京地裁)	無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等 (株式等の募集の取扱い等)の禁止等 (株大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、㈱生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。 このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 22 年 11 月 26 日 (東京 地裁)
2. ㈱生物化学研究 所 (山梨県中央市)	平成 22 年 11 月 26 日 (甲府地裁)	無届募集(株式等)の禁止等 (㈱生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年 2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の 株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、 金融商品取引業の登録等がない㈱大経と連携して株式等の取 得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を	平成 22 年 12 月 15 日 (甲府 地裁)

			Ī
		提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行	
		に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘	
		は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4	
		条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出	
		書を提出しなければ行ってはならないものである。	
		このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違	
		反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行	
		う蓋然性が高い。	
		無登録金融商品取引業 (ファンドの私募等、運用) の禁止等 ジャパンリアライズ㈱他 2名(以下「当社ら」という。) は、 平成 20 年 11 月ころから平成 23 年 4 月までの間、合計 20 本	
		の組合契約(以下「JRファンド」という。)の持分の私募を 	
		行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出	
		資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファン	
		ドの出資対象事業はいずれも同一である。	
		そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務	
		(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以	
		内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般	
		投資家」という。) は通算 49 名以下でなければならないとこ	
		ろ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいず	
		れもこの要件を満たしていない。また、JRファンドは、特	
3. ジャパンリアラ		例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関	
イズ(株)他2名	平成 23 年	投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなけれ	平成 23 年 5
(北海道札幌市)、	4月28日	ばならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人	月 13 日 (札幌
(適格機関投資家等	(札幌地裁)	数は、遅くとも、平成 21 年 8 月末以降、49 名を超え、平成	地裁)
特例業務届出者)		23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。	
		当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に	
		規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、	
		同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、	
		同法第29条に違反するものである。	
		また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額	
		を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実	
		質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額	
		の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充	
		てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新	
		たなJRファンドの勧誘を企画している。	
		以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋	
		然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要が	
		ある。	
			-

		無登録金融商品取引業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止	
		亜 (㈱ベネフィットアロー(以下「当社」という。)は、平成 22	
		年 11 月ころ以降、(有)フロンティア(東京都中央区、適格機	
		 関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。)	
		から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社	
		が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得	
		の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させ	
		た。当社の株主であるA及び当社代表取締役Bは、当社の従	
		業員に指示して、上記行為に当たらせた。	
		C(以下、当社、A、B及びCを併せて「当社ら」という。)	
		は、平成22年6月ころ以降、当社、㈱コンサルティングファ	
		ーム(東京都中央区)、Rリサーチ㈱(東京都中央区)、㈱セ	・平成 23 年 7
		カンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネージメント㈱	月5日(東京
		(東京都台東区)、フロンティアターゲット(株)(東京都台東区)	地裁)
 4. (株)ベネフィット		及び㈱ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて	(被申立人1
アロー他3名	平成 23 年	「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家	名)
(東京都中央区)、	6月24日	等特例業務届出者である。)から委託を受け、勧誘を専門とす	•平成 23 年 7
(適格機関投資家等	(東京地裁)	る複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委	月 15 日 (東京
特例業務届出者)		託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業	地裁)
		務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申	(上記1名以
		込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。	外の被申立人
		当社らの上記行為は、いずれも、金商法第28条第2項に規) ن ا
		定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違	
		反するものである。	
		当社に対しては、平成23年4月に関東財務局から無登録で	
		金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていた	
		が、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引	
		業を行っていたものであり、また、Cは、当社以外の他の委	
		託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を	
		行っていたものである。	
		以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然	
		性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要があ	
		3.	
		適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての	
5. (株)Eファクトリ		虚偽告知の禁止等 ㈱Eファクトリー社及び㈱エクセレント社(以下「両社」と	
一及び㈱エクセ	平成 23 年	いう。)は、A社長(以下、両社と併せて「当社ら」という。)	平成 24 年 2
レント他1名	12月22日	の指示の下、平成 23 年 1 月から同年 11 月までの間、多数の	月3日
(東京都新宿区)、	(東京地裁)	一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数	(東京地裁)
(適格機関投資家等		のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘し	
特例業務届出者)		ており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフ	
		Cao,、コMighuna/Micheller在で入りした巫华大小可。ハンノ	

レット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。

- (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50%に相当する 金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に 使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれより も著しく低額である旨をパンフレット等において表示して いた。
- (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率3%から8%(なお、年率は各ファンドごとに異なる。)を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。
- (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務 状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株 式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレ ット等において表示していたところ、実際には主要投資対 象先の経営実態は著しく相違するものであった。

上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関 投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用 される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締 結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行 為」に該当すると認められる。

両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月にEファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。

以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然 性が高いものと認められる。

6. F-SEED㈱ 他1名

(名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者) 平成 25 年 3月 22 日 (名古屋地裁)

適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての 虚偽告知の禁止等

F-SEED㈱(以下「当社」という。)は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するA(以下、当社と併せて「当社ら」という。)の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際

平成 25 年 4 月 11 日 (名古屋地 裁) に顧客に交付したパンフレット、契約書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。

- (1) 当社らは、平成23年3月ころ以降、出資金を充てて行う 投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、 当該架空の収入の8割を営業者報酬として出資金から収受 して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿 った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図 や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者 報酬を収受することは無い旨を表示したパンフレット等に より勧誘を行っていた。
- (2) 当社らは、平成23年5月ころ以降、営業者報酬を収受するために計上していた架空の収入の2割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。

上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関 投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用 される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締 結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行 為」に該当すると認められる。

当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の収受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。

以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋 然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要が ある。

無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 (㈱ライフステージ(以下「当社」という。)は、遅くとも平 成23年8月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数 の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のLI FESTAGE LIMITED(以下「リミテッド社」と いう。)が出資された資金を外国為替証拠金取引(以下「FX 取引」という。)で運用し、それにより生じた運用益を支払う ことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘 し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 また、当社は、平成25年9月頃以降、金融商品取引業の登 録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出 資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である 外国法人のGLOBAL INTERNATIONAL H OLDINGS LTD. がそれにより生じた運用益を支払 うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘 し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 当社の 100 パーセント株主で「会長」であるA及び代表取 平成 25 年 平成 25 年 11 7.**(株)ライフステー** 締役であるB(以下、当社、A及びBを併せて「当社ら」と ジ他2名 11月12日 月 26 日 いう。)は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほ (東京都新宿区) (東京地裁) (東京地裁) か、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなど して、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、 当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出 資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。 以上の結果、平成23年8月頃から平成25年10月頃までの 間に、延べ5,336名の一般投資家が約146億円を出資した。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第 2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29条に違反するものである。 当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁 な勧誘を行っていたほか、平成25年9月頃以降、勧誘する権 利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めた ところである。 以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然 性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要があ る。 無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止 平成 26 年 1 8. アイエムビジョ アイエムビジョン㈱(以下「当社」という。)他1名(以下、 月 24 日の名 平成 26 年 ン㈱他1名 当社と併せて「当社ら」という。) は、平成23年1月頃から 古屋地裁から (名古屋市中区)、 1月10日 平成25年10月頃までの間、合計12本の匿名組合契約(以下、 当社に対する (適格機関投資家等 (名古屋地裁) 同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。) 破産手続開始 特例業務届出者) に基づく権利の私募を行い、延べ389名から約15億円の出資 決定の発令を

を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた┃受け、同月31 出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用してお り、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。

日に申立てを 取下げ

適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の 私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関 投資家以外の者(以下「一般投資家」という。) は通算 49 名 以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成23年 7月頃以降、延べ334名の一般投資家に対して行った私募は、 この要件を満たしていない。

また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は 49 名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件 ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成23年7月末以 降、49 名を超え、平成25 年10 月末時点で少なくとも139 名 であり、この要件を満たしていない。

当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に 規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、 同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、 同法第29条に違反するものである。

また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同 して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把 握できない状態にあった。

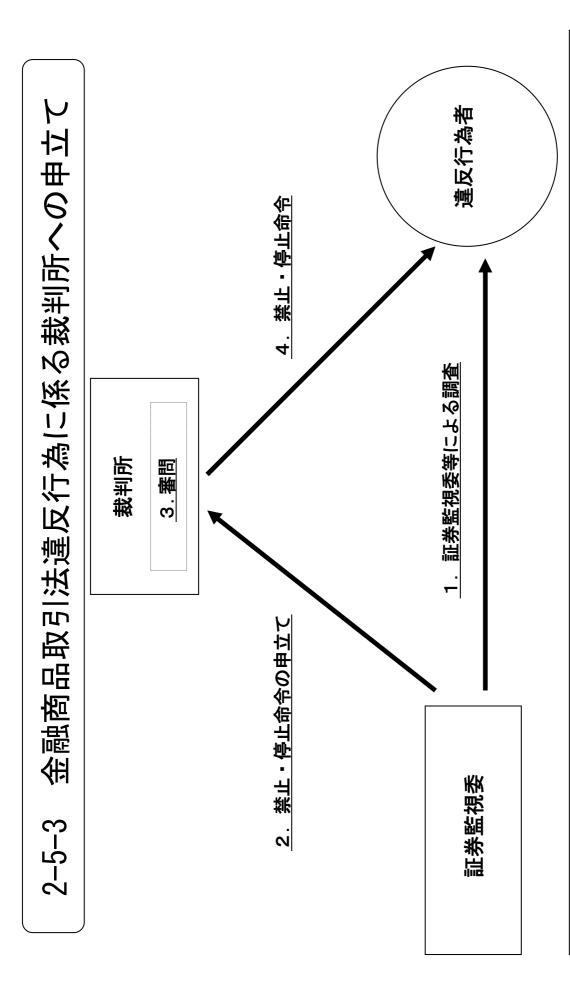
そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用 益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充 てるべき営業者報酬として収受するとされているにもかかわ らず、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの期間を通 じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支 払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファン ドに新たに出資された出資金を充当していた。

以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約4割を 投資しているにすぎず、出資金を毀損させている。

このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用 する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。

さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする 新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画してい る。

以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋 然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要が ある。



内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、 違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。 **〈金商法第192条〉**

2-6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4~20 事務年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計
告発 件数	121 (4)	17	8	15	7	3	167
告発 人数	357 (6)	46	15	46	26	3	487

(注1) 事務年度:7月~翌年6月

(注2)() 内は21年4月~6月の件数

2 告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5. 5. 21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 (相場操縦)	① 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)不動産会社社長金融業者役員	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月(執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定)
			② 上記売買の過程において発行済 株式総数の 5%を超える株式を保有 するに至ったにもかかわらず、大量 保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者) 不動産会社社長	<u> </u>
2	6. 5. 17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条 第 1 項等 (虚 偽 の 有 価 証 券 報 告 書の提出)		13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6. 10. 14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 条第 6 号 等 (内)	日本商事㈱の新薬の投与による副作 用死亡例の発生(重要事実)を知り、 公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6. 12. 20 (大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20~50 万円 (略式命令) 8. 5. 24 (大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9. 10. 24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11. 2. 16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13. 3. 16 (大阪高裁) 医師 控訴棄却 16. 1. 13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7. 2. 10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (內部者取 引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡 りの発生(重要事実)を知り、公表前 に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20~50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7. 6. 23	証取法第 158 条同法第 197 条第 9 号 (風説の流 布)	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の 価格を高騰させるため、虚偽の事実を 発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22 (東京地裁) 懲役1年4月 (執行猶予3年) (確定)
6	7. 12. 22	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19 (東京簡裁) 同社社長 同社役職員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8. 8. 2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200条 第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工㈱の第三者割当増資の 決定(重要事実)を知り、公表前に知 人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先監査役(弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9. 1. 17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流 布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
9	9. 4. 8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	の発生(重要事実)を知り、公表前に	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円(略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9. 4. 25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取 引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定 (重要事実)を知り、公表前に知人名 義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9. 5. 13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補 て ん)	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定 から顧客勘定への付け替え等により 損失補てん。顧客は、損失補てんを要 求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	証券会社 罰金1億円
12	9. 9. 17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207条 第 1 項失補 てん)	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘 定から顧客勘定への付け替えにより 損失補てん及び利益の追加。顧客は、 損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

+	# 3% F			
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
13	9. 10. 21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補 て ん)	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月
			顧客	追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9. 10. 23	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	定から顧客勘定への付け替えにより 損失補てん。	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	
16	10. 3. 9	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補て ん)	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10. 3. 20	証取法第 197		
		条第1号	内・海外のペーパーカンパニー等に飛	同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年)
		同法第207条		
		第1項第1号	をした有価証券報告書を提出。	13.10.25(東京高裁)
		等(去)のナ	(1)4 F7 +V) =+ V4 (A +1	同社社長 懲役3年(執行猶予5年)
		(虚偽の有		(いずれも確定)
		価証券報告	当該会社会長	
		書の提出)	当該会社社長	
10	10 5 00	打取计算 167	当該会社副社長	10.0.00 (4柱次公共)
18	10. 5. 29		トーソク㈱の株券について、親会社が	
		条第1号	他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施	罰金 50 万円(略式命令)
		同法施行令		(確定)
		第31条	に親族名義口座で同社株券を買い付	
		同法第 200 条 第 6 号等	けた。	
		第6万等 (内部者取	 (嫌疑者)親会社役員	
		引)	(
19	10. 7. 6	証取法第 166	 大都工業㈱の会社更生手続開始の申	10.7.17 (東京簡裁)
13	10.1.0	条第3項	立ての決定(重要事実)を知り、公表	
		同法第 200 条	前に信用取引等を利用して同社株券	罰金 50 万円(略式命令)
		第6号等	を売り付けた。	10.11.10 (東京地裁)
		(内部者取		関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年)
		引)	(嫌疑者) 関連会社役員	罰金 50 万円
			関連会社職員の親族	(いずれも確定)
20	10. 10. 30	証取法第 166	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー	11.3.19 (東京地裁)
		条第1項	企業の吸収合併の決定(重要事実)を	証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年)
		同法第 200 条	知り、公表前に仮名口座で同社株券を	罰金 50 万円
		第6号等	買い付けた。	12.3.28 (東京地裁)
		(内部者取		合併相手先役員 懲役6月
		引)	(嫌疑者) 合併相手先役員	罰金 50 万円
			証券会社職員	12.11.20 (東京高裁)
				合併相手先役員 控訴棄却
				15. 12. 3(最高裁)
				合併相手先役員 上告棄却
				(いずれも確定)
21	10. 12. 17	証取法第 166	トーア・スチール㈱の解散の決定(重	11. 2. 10(東京簡裁)
		条第1項	要事実)を知り、公表前に信用取引を	部下職員 罰金 50 万円(略式命令)
		同法第198条	利用して部下の親族名義口座で同社	11.4.13 (東京地裁)
		第15号等	株券を売り付けた。 	取引先役員 懲役1年 罰金200万円
		(内部者取	(144 kg +k) TC 71 tL /U. D	11.10.29 (東京高裁)
		引)	(嫌疑者)取引先役員	取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			同部下職員	罰金 200 万円
				(いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11. 2. 10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (內部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員同業他社社長	11. 4. 13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円 11. 10. 29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11. 3. 4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条 等 (相場操縦)		11.6.24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
24	11. 6. 30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、 虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10 (東京地裁) 同行頭取 懲役3年(執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株日本債券信用銀行は、取立不能と見 込まれる貸出金に関して適正な引 当・償却を行わないことにより粉飾経 理を行い、虚偽の記載をした有価証券 報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行朝取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28 (東京地裁) 同行会長 懲役1年4月 (執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 19.3.14 (東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30 (東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11. 12. 3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条 第 8 号 (相場操縦)	(㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自 ら売り抜けることを目的とした数名 の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19 (横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日			
27	11. 12. 27	証取法第 198	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が	14.9.12 (東京地裁)
		条第4号等	償還済であるという事実を隠蔽し、資	同社副社長 懲役7年
		(虚偽の半		罰金 6,000 万円
		期報告書の	虚偽の記載をした半期報告書を提出。	当該会社 罰金 1,000 万円
		提出)		15. 8. 11(東京高裁)
			(嫌疑者) 当該会社	いずれも控訴棄却
			当該会社副社長	(いずれも確定)
			証券会社会長	
28	12. 1. 31	証取法第 197		13.1.30 (横浜地裁)
		条第1号等	粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有	同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年)
		(虚偽の有	価証券報告書を提出。	(確定)
		価証券報告		
		書の提出)	(嫌疑者) 当該会社	
			当該会社社長	
			当該会社役員	
29	12. 3. 21	証取法第 158		12.3.22 (東京簡裁)
		条	リミテッドは、プリンストン債を販売	同社役職員2名 罰金30万円(略式命令)
		同法第 197 条		(いずれも確定)
		第6号等	商品である」旨の虚偽の資料を使用。	
		(偽計)		
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社役職員	
30	12. 3. 22	証取法第 158		14.10.10(東京地裁)
		条	リミテッドは、プリンストン債を販売	同社会長 懲役3年
		同法第 197 条	するため、投資家に虚偽の説明。	罰金 6,400 万円
		第6号等		15.11.10(東京高裁)
		(偽計)	(嫌疑者) 当該会社	控訴棄却
			当該会社会長	18.11.20(最高裁)
				上告棄却
0.1	10 5 00	⇒π*. \1. ₩-	(bb) , 0)) \(\sigma_1 \) = \(\sigma_1 \) . \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) = \(\sigma_1 \) . \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_2 \) \(\sigma_1 \) \(\sigma_2 \)	(確定)
31	12. 5. 26	証取法第 166		12.7.19 (東京地裁)
		条第3項	こと(重要事実)を知り、公表前に同	懲役8月(執行猶予3年)
		同法第 198 条	社株券を売り付けた。 	罰金 100 万円
		第15号等	(124 kg - Hr.) Tr. = 1.41.48 F	追徴金約 449 万円 (74 ch)
		(内部者取	(嫌疑者)取引先役員	(確定)
		引)		
32	12. 11. 28	証取法第 166	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株	12.11.28(東京簡裁)
		条第3項	券の取得を行う(重要事実)ことを知	罰金 50 万円(略式命令)
		同法第 198 条	り、公表前に同社株券を買い付けた。	追徴金約 158 万円
		第 15 号等		(確定)
		(内部者取	(嫌疑者)当該会社役員の姉	
		引)		

	t1 - ₹% (1
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12. 12. 4	証取法第 158	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公	12.12.4 (東京簡裁)
		条等	開買付けをする旨の虚偽発表をする	会社役員ら3名 罰金50万円(略式命令)
		同法第 197 条	とともに、虚偽の大量保有報告書を提	14.11.8 (東京地裁)
		第1項第5号	出。	会社役員 懲役2年(執行猶予4年)
		等		罰金 600 万円
		(風説の流	(嫌疑者) 会社役員等	(いずれも確定)
		布、虚偽の大		
		量保有報告		
		書の提出)		
34	12. 12. 4	証取法第 27	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保	14.11.8 (東京地裁)
		条の 23 第 1	有者になったにもかかわらず、期限ま	懲役2年(執行猶予4年)
		項	でに大量保有報告書を提出しなかっ	罰金 600 万円
		同法第 198 条	た。	(確定)
		第5号		
		(大量保有	(嫌疑者) 会社役員	
		報告書の不		
		提出)		
35	13. 3. 12	証取法第 166	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を	13.5.29 (東京地裁)
		条第1項	行う(重要事実)ことを知り、公表前	懲役1年(執行猶予3年)
		同法第 198 条	に同社株券を買い付けた。	罰金 100 万円
		第 15 号等		追徴金約 1,414 万円
		(内部者取	(嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	(確定)
		引)		
36	13. 4. 27		アイカ工業㈱の株価を高騰させるこ	14.9.12 (名古屋地裁)
		条第1項第1		懲役1年6月(執行猶予3年)
		号、第2項第	がり買付け、仮装売買等。	追徴金約 2,818 万円
		1号		(確定)
		同法第 197 条	(嫌疑者)会社社長	
		第1項第5号		
		(相場操縦)		
37	13. 12. 20	証取法第 197	フットワークエクスプレス㈱は架空	14.10.8 (大阪地裁)
		条第1項第1	収益の計上等により粉飾経理を行い、	同社社長 懲役2年(執行猶予3年)
		号等	虚偽の記載のある有価証券報告書を	同社副社長 懲役1年(執行猶予3年)
		(虚偽の有	提出。	同社常務 懲役 10 月 (執行猶予 3 年)
		価証券報告	(A体にマ せく) 1/1 きた ヘ ヤ	(いずれも確定)
		書の提出)	(嫌疑者) 当該会社	
			当該会社社長	
			当該会社副社長	
			当該会社常務	
			当該会社社員	

事	告発年	関係条文	事 件 の 概 要	判決
件	月日	宝玉光色 150	土井ルナ州の井広ち古咲を止てこし	15. 7. 30(東京地裁)
38	14. 3. 20	証取法第 159 条第 1 項第 1	志村化工㈱の株価を高騰させること を目的とした買上がり買付け、仮装売	15.7.30 (東京地級) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年)
		另一场第1 号等、第2項	でも的とした真上がり真的り、仮表化 買等。	追徵金約 1 億 1, 395 万円
		第1号	只 寸。	15.11.11 (東京地裁)
		司法第 197 条	(嫌疑者) 会社役員等	無職C 懲役2年(執行猶予3年)
		第1項第7号	(冰灰石) 五丘区只有	追徵金約 1 億 2, 080 万円
		等		会社役員B 懲役2年(執行猶予3年)
		(相場操縦)		追徴金約1億2,080万円
		(12.334.5)(4.4)		16.7.14 (東京高裁)
				会社役員B 控訴棄却
				19. 3. 29(最高裁)
				会社役員B 上告棄却
				(いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第 166	㈱ティーアンドイーソフトが他社と	14.10.16 (東京地裁)
		条第1項	業務提携を行う(重要事実)ことを知	懲役8月(執行猶予3年)
		同法第 198 条	り、公表前に同社株券を買い付けた。	罰金 100 万円
		第 18 号等		追徵金約 922 万円
		(内部者取	(嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役	(確定)
		引)	員	
40	14. 6. 7	証取法第 197	フットワークエクスプレス㈱の監査	14.6.10(大阪簡裁)
		条第1項第1	業務を行った公認会計士が架空収益	公認会計士2名 罰金50万円(略式命令)
		号等	を計上するなどした虚偽の記載のあ	(いずれも確定)
		(虚偽の有	る有価証券報告書を提出。	公認会計士1名(大阪地裁)
		価証券報告		死亡による公訴棄却
		書の提出)	(嫌疑者)公認会計士	
41	14. 6. 28	証取法第 197	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び	
		条第1項第1	平成13年3月期決算において、架空	
		号等	工事の受注工事代金の計上により粉	
		(虚偽の有	飾経理を行い、虚偽の記載のある有価 でがながない。	同社役員 懲役3年6月
		価証券報告	証券報告書を提出。	15.9.16 (大阪高裁)
		書の提出)	(発収 水) ルキケケ	同社会長 控訴棄却
			(嫌疑者) 当該会社	16.1.16 (最高裁)
			当該会社会長 当該会社役員	同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第 167	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、	15.5.2 (東京地裁)
74	17. 0. 40	条第1項等	三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券	15. 5. 2 (泉京地級)
		(内部者取	- 並 コ	罰金80万円
		引)	前に同社株券を買い付けた。	追徵金約 400 万円
		J17	13.7 F. 4 IMPRIME C 24. 13.7.7.C0	医師 懲役10月(執行猶予3年)
			(嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	罰金 50 万円
				追徴金約 400 万円
				15.11.28 (東京高裁)
				医師 控訴棄却
				16.5.31 (最高裁)
				医師 上告棄却
				(いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (內部者取引)	クス㈱の株券を公開買付けを行うこ	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	券を公開買付けを行うことを知り、公	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	平成 11 年 3 月期決算において、架空 工事の受注工事代金の計上により粉	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第 158 条 同法第 197条 第 1 項第 7 号 (風説の流 布及び偽計)	取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者)当該株券取引者	15.3.28 (広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)
47	14. 12. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚証券 届 出 書 及 び 報 告 書 の 提出)	(株エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社会長	15. 7. 14(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)

事	生 % 左			
件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
48	14. 12. 19	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	ティの株券を公開買付けを行うこと を知り、公表前に同社株券を買い付け た。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証	懲役1年6月(執行猶予3年)
			券会社職員	
49	14. 12. 26	証取法第 158 条 同法第 197条 第 1 項等 (偽計)	(㈱エムティーシーアイは公募増資に あたり、一般投資家に対して、虚偽の 事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	
50	15. 2. 13	証取法第 167		15.7.3 (大阪地裁)
		条第1項等 (内部者取引)	三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券 を公開買付けを行うことを知り、公表 前に同社株券を買い付けた。	会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人 懲役1年(執行猶予3年)
			(嫌疑者)会社職員等	罰金 80 万円、 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15. 2. 20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、 三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券 を公開買付けを行うことを知り、公表 前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年(執行猶予3年)
			() () () () () () () () () () () () () (罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15. 3. 24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年(執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15. 5. 28	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	こと及び投資運用会社と業務提携を 行うこと(ともに重要事実)を知り、	16.1.30 (横浜地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約845万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券 オプション市場に上場されている株 券オプションにつき、投資家にその取 引が繁盛に行われていると誤解させ ることを目的として仮装売買等を行 った。 (嫌疑者) (㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	18.10.6 (大阪高裁)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニ ティの株券を公開買付けを行うこと を知り、公表前に同社株券を買い付け た。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証 券会社職員(元課長)	15.10.30(東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約936万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (內部者取引)	(株アイチコーポレーションの業務に 関し、他社と業務提携を行うこと(重 要事実)を知り、公表前に同社株券を 買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	懲役 10 月 (執行猶予 3 年)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
59	16. 2. 27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	申立てを行うこと (重要事実) を知り、	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)
60	16. 3. 29	証取法第 197	(嫌疑者) 会社員 ㈱キャッツは同社役員への貸付金を	17.3.4 (東京地裁)
		条第1項第1 号等 (虚報の書証の が報告 出)	消費寄託契約に基づく預け金として 計上した虚偽の記載のある半期報告 書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格 を水増しして計上した虚偽の記載の	会社役員C 懲役1年6月(執行猶予3年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年)
61	16. 5. 31	証取法第 166 条第1項等 (内部者取引)	こと(重要事実)を知り、公表前に同	16.9.3 (大阪地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約945万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	未処理損失をそれぞれ粉飾するなど した虚偽の記載のある有価証券報告	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員A 懲役2年(執行猶予4年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員B 懲役2年(執行猶予5年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員C 懲役2年6月(執行猶予5年) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員D 懲役6年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4 (最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)

+	出水を			
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16. 6. 24	証取法第 166	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開	17.7.22 (東京地裁)
		条第1項等	始の申立てを行うこと(重要事実)を	
		(内部者取	知り、公表前に同社株券を売り付け	罰金 80 万円
		引)	た。	追徴金 655 万円
				17.10.19(東京地裁)
			(嫌疑者)当該会社役員	同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			会社役員	罰金 100 万円
				追徴金 1,000 万円
				18.2.2 (東京高裁)
				会社役員A 控訴棄却
				18.4.26 (最高裁)
				会社役員A 上告棄却
				(いずれも確定)
				会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16. 11. 2	証取法第 166	㈱メディア・リンクスが純利益及び配	17.5.2 (大阪地裁)
		条第 1 項等	当予想値の修正を行うこと(重要事	懲役3年6月
		(内部者取	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 200 万円
		引)	付けた。	17.10.14 (大阪高裁)
				控訴棄却
			(嫌疑者) 当該会社社長	18.2.20 (最高裁)
				上告棄却
				(確定)
65	16. 11. 19	証取法第 158	㈱メディア・リンクスは、同社の株価	17.5.2 (大阪地裁)
		条	を高騰させるため、同社が発行を決定	同社社長 懲役3年6月
			した転換社債型新株予約権付社債に	·
		第1項第7号		
		等	行総額について払込みが完了した旨	
		(風説の流		
		布及び偽計)	債の一部について株式転換が完了し、	当該会社 控訴棄却
			資本金が充実された旨虚偽の事実を	18.2.20 (最高裁)
			公表した。	同社社長 上告棄却
			(Ottomoles) standard to	(注)64 号事件と一括審理
			(嫌疑者) 当該会社	当該会社 上告棄却
0.0	10 11 00	二十二、江 从 1 - 2	当該会社社長	(いずれも確定)
66	16. 11. 30	証取法第 159	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰	17.12.9 (釧路地裁)
		条第2項第1	させることを目的とした見せ玉を行	懲役1年6月 (執行猶予3年)
		号等 (担想操縦)	った。	罰金 100 万円
		(相場操縦)	(孫位本) 今九日	(確定)
			(嫌疑者)会社員	

事	生 変年			
件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
67	16. 12. 9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚 み 名 価 証 券 報 告 書の提出)	(株メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。) (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	同社社長 懲役3年6月
68	17. 1. 26	証取法第 166 条第 2 項等 (內部者取引)	ズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円
		V 6	(嫌疑者) 会社役員等	(いずれも確定)
69	17. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。	追徵金約 1, 373 万円
			 (嫌疑者) 国家公務員	
70	17. 3. 22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	新株の発行を行うこと(重要事実)を	
71	17. 3. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る 西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式 総数に対する所有割合を少なく記載 するなどし、重要な事項につき虚偽の 記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	
72	17. 3. 22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員等	会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17. 6. 10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	割を行うこと(重要事実)を知り、公	
74	17. 6. 20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業㈱の株価を高騰させること を目的とした買上がり買付け、仮装売 買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21 (東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 追徵金約1,166万円 21.3.26 (東京高裁) 控訴棄却 22.12.13 (最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17. 8. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	え、業績が悪化していた子会社を連結 決算の対象からはずすなどの方法に より、虚偽の記載のある有価証券報告	
76	17. 9. 30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	業務を行った際、大量の不良在庫等を 抱え、業績が悪化していた子会社を連	公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年)
77	17. 11. 15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(嫌疑者) 会社役員	18.7.19 (大阪地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18. 2. 10	証取法第 158	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケ	19.3.16 (東京地裁)
		条	ティング株式の売買のため及び同社	同社代表取締役 懲役2年6月
		同法第 197 条	の株価の高騰を図る目的をもって、同	19.3.22 (東京地裁)
		第1項第7号	社をして虚偽の事実を公表した。	同社役員A 懲役1年8月
		(風説の流		同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年)
		布及び偽計)	(嫌疑者) 当該会社	会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			当該会社子会社	(注)いずれも82号事件と一括審理
			当該会社代表取締役	19.3.23 (東京地裁)
			当該会社役員(2名)	当該会社 罰金2億8,000万円
			会社役員	同社子会社 罰金 4,000 万円
				20.7.25 (東京高裁)
				同社代表取締役 控訴棄却
				20.9.12 (東京高裁)
				同社役員A 懲役1年2月
				21.1.7 (最高裁)
				同社役員A 上告棄却
				(注)82 号事件と一括審理
				23.4.25 (最高裁)
				同社代表取締役 上告棄却
				(注)82 号事件と一括審理
				(いずれも確定)
79	18. 2. 22	証取法第 166	㈱東北エンタープライズが民事再生	18.9.19 (仙台地裁)
		条第3項等	手続開始の申立てを行うこと(重要事	懲役1年2月(執行猶予3年)
		(内部者取	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 60 万円
		引)	付けた。	追徴金約 429 万円
				(確定)
			(嫌疑者) 当該会社社員	
80	18. 2. 22	証取法第 166		18.8.11 (福島地裁)
		条第1項第1		懲役1年2月(執行猶予3年)
		号等	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 80 万円
		(内部者取	付けた。	追徴金約 345 万
		引)		(確定)
			(嫌疑者) 当該会社社員	
81	18. 2. 22	証取法第 166	㈱東北エンタープライズが民事再生	
		条第1項第1	手続開始の申立てを行うこと(重要事	懲役10月(執行猶予3年)
		号等	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 30 万円
		(内部者取	付けた。	追徴金約 124 万円
		引)	(D(P7 br)) 107b A br U P	(確定)
			(嫌疑者)当該会社社員	

	発年 関係条文	事件の概要	判決
件月	E .		
82 18.3	3.13 証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)		19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 19.3.22 (東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 20.7.25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12 (東京高裁) 同社役員A 懲役1年2月 21.1.7 (最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 23.4.25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却
			(注)78 号事件と一括審理
	and the second	1) 37 A 31 L A FU-H - (\$15511 + 16 + 16)	(いずれも確定)
83 18.3	証取法第 197条第1項第1号等(虚偽の有価証券報告書の提出)	して㈱ライブドアの監査業務を行っ た際、売上計上の認められない自社株	19.3.23 (東京地裁) 公認会計士A 懲役10月 公認会計士B 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.19 (東京高裁) 公認会計士A 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.26 (東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却
		(嫌疑者)公認会計士(2名)	23.5.18 (最高裁) 公認会計士B 上告棄却
84 18.5	5.30 証取法第 166	アライドテレシス㈱が株式の分割を	(いずれも確定) 18.11.28 (さいたま地裁)
	条第1項第1号等 (内部者取引)	行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	同社役員同居人 懲役1年2月(執行猶予4年) 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年(執行猶予4年) 追徴金約435万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予5年) 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子 懲役1年2月(執行猶予4年) 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18. 6. 22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。 (嫌疑者)ファンド中核会社ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金3億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金2億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18. 7. 25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	行うこと(重要事実)を知り、公表前	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 (確定)
87	18. 8. 3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、株オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。	19. 12. 18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18. 10. 20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)		19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19. 2. 5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	と(重要事実)を知り、公表前に同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 会社社員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19. 2. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも 関わらずこれがないとする等の、虚偽 の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予4年) 同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事	告発年		The Man and the same	Med. No.
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19. 2. 26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員会社役員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定) (注)89号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	と(重要事実)を知り、公表前に同社	
93	19. 3. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等(7名)	21.9.29 (大阪地裁)
				会社役員B 上告棄却 20.11.13 (大阪地裁) 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 20.10.31 (大阪地裁) 会社役員D 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 21.6.24 (大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 23.9.16 (最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)104号事件と一括審理
94	19. 5. 29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による 共同持株会社を設立するために株式 移転を行うこと(重要事実)を知り、 公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	20.1.16 (札幌地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徵金約3,591万円 20.7.15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徵金約3,591万円 (確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
95	19. 6. 4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(㈱と共同持株会社を設立するために 株式移転を行うこと(重要事実)を知 り、公表前に同社株券を買い付けた。	19.9.10 (札幌地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金150万円 追徴金約5,407万円 (確定)
96	19. 6. 7	証取法第 166 条第 1 項等	(嫌疑者) 会社役員 (㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行う こと(重要事実)を知り、公表前に同	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員
		(内部者取引)	社株券を買い付けた。	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円
			(嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	親族A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円
				親族B 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族C 懲役2年(執行猶予4年)
				親族C 恋校2 中 (執行指子 4 中)
				罰金 200 万円 *追徴金
				・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円
				・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び 親族Aから約9,985万円
				・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約1億3,463万円 (いずれも確定)
97	19. 6. 25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等		20.6.30 (さいたま地裁) 無職A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円
		(相場操縦)	(嫌疑者) 無職 会社役員	無職 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円
98	19. 6. 28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的 をもって、同株券の相場が自己又は他 人の操作によって変動する旨の情報	(連帯) (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職A 控訴棄却
		(相場操縦)	を流布した。	無職B 控訴棄却
			(嫌疑者) 無職	21.10.6 (最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定)
				(注)102 号事件と一括審理(102 号事件では 「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19. 10. 15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)オーエー・システム・プラザの株価 を高騰させることを目的とした買上 がり買付け、仮装売買等を行った。	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (確定)
			(嫌疑者) 会社役員等	

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19. 10. 30	証取法第 158 条 (風説の流 布)	等の目的のため及びその株価の高騰	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億6,110万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億5,810万円 (確定)
101	19. 11. 1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)		20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (注)99号事件と一括審理 22.4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰 させることを目的とした買上がり買 付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 会社役員 懲役1年6月 (執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98号事件と一括審理
103	20. 3. 4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であった ケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価 格以上に固定する目的をもって、一定 の価格以下の同社株券の買付注文を 勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金2,500万円 証券会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) 証券会社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役1年4月 21.3.30 (名古屋高裁) 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20. 3. 5	証取法第 158 条 (偽計)	(㈱アイ・シー・エフ (現: ㈱オーベン)の株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.10.10 (大阪地裁) 当該会社 罰金500万円 追徴金7億3,315万円 (連帯) 22.2.3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5 (最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17 (大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 (連帯) 21.9.29 (大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 (いずれも確定) (注)93号事件と一括審理
105	20. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取 引)	(株ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	20.3.25 (札幌簡裁)
106	20. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	20.12.25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金5,544万円 (内635万円は連帯) (いずれも確定)
107	20. 6. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28 (神戸地裁) 当該会社 罰金500万円 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 24.12.25 (神戸地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金1,500万円 (いずれも確定)

#	ナッケ			
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
108	20. 6. 17	証取法第 197 条第 1 写第 1 号等 (価証券 び属 ・企証券 び届 ・企証券 が ・の提出)	計上するなど、虚偽の記載のある損益 計算書等を掲載した有価証券報告書 を提出し、その後の公募増資にあた	当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円
109	20. 10. 7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円
110	20. 11. 26	金商法第 158 条等(暴行・ 脅迫)	(株ドン・キホーテの株式について,有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。	会社員 懲役6年 (確定)
111	20. 12. 5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	(株) スロス (株) エTアバイオファーマが子会社の 異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重 要事実)及び同子会社が主力事業とし て投資を募っていた事業が架空であ ったこと(重要事実)を知り、公表前 に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円
112	20. 12. 17	金商法第 158 条等(暴行・ 脅迫)	(㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。	(確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20. 12. 24	証取法第197 条第1項第1 号等 (虚証券の報有 証みが届出 が提出)	を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社代表取締役社長	21. 4. 28 (広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 当該会社役員 A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 当該会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21. 2. 10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株券を売り付けた。	追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21. 3. 25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券届出 書の提出)	(株プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注) 120号事件と一括審理
116	21. 3. 27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	(㈱キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役同人の実質支配会社	21.7.8 (高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金 3億5,500万円 (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21. 3. 31	金商法第 166	㈱プロデュースが粉飾決算を内実と	21.5.27 (さいたま地裁)
		条第1項第1	する金融商品取引法違反等の嫌疑で	懲役3年(執行猶予4年)
		号等(内部者	証券取引等監視委員会から強制調査	罰金 500 万円
		取引)	を受けたこと(重要事実)を知り、公	追徵金約 7,888 万円
			表前に同社株券を売り付けた。	(確定)
			(嫌疑者) 当該会社元役員	
118	21. 4. 22	証取法第 166	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常	21.6.17 (東京地裁)
		条第1項第1	利益について、直近の公表された予想	懲役1年(執行猶予3年)
		号等(内部者	値に比較して新たに算出した予想値	罰金 100 万円
		取引)	に差異が生じたこと(重要事実)を知	追徴金約 915 万円
			り、公表前に同社株券を売り付けた。	(確定)
			(嫌疑者)当該会社常務執行役員	
119	21. 4. 27	証取法第 166	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常	21.12.10 (東京地裁)
		条第1項第1	利益について、直近の公表された予想	懲役3年(執行猶予5年)
		号等(内部者	値に比較して新たに算出した予想値	罰金 200 万円
		取引)	に差異が生じたこと(重要事実)を知	
			り、シンガポールの金融機関に開設し	(確定)
			た英領ヴァージン諸島に設立された	
			法人名義の口座を利用し、公表前に同	
			社株券を売り付けた。	
			(嫌疑者)当該会社取締役会長	
120	21. 4. 28	証取法第 197	㈱プロデュースは、架空売上を計上す	21.8.5 (さいたま地裁)
		条第1項第1	るなど虚偽の記載のある損益計算書	当該会社代表取締役
		号等	等を掲載した有価証券報告書を提出	懲役 3年
		(虚偽の有	(2期) し、その後の株式募集を行う	罰金 1,000万円
		価証券報告	にあたり虚偽の有価証券報告書を参	22.3.23 (東京高裁)
		書及び有価	照すべき旨を記載した有価証券届出	当該会社代表取締役
		証券届出書	書を提出した。	控訴棄却
		の提出)		22.8.10 (最高裁)
			(嫌疑者) 当該会社	当該会社代表取締役
			当該会社代表取締役	上告棄却
			当該会社専務取締役	21.8.5 (さいたま地裁)
				当該会社専務取締役
				懲役 2年6月(執行猶予4年)
				(いずれも確定)
				(注)115 号事件と一括審理

事	告発年	関係条文	事件の概要	判 決
件	月日	T. VI. 655 4.0F		0 1 00 (5) 3 2 10+10
121	21. 4. 28	証取法第 197		
		条第1項第1		
		号等	うに際し虚偽の記載のある損益計算	25. 1. 11(東京高裁)
		(虚偽の有		控訴棄却
		価証券報告		公判係属中(最高裁)
		書及び有価	算書等を掲載した有価証券報告書を	
		証券届出書		
		の提出)	行うにあたり虚偽の有価証券報告書	
			を参照すべき旨を記載した有価証券	
			届出書を提出した。	
			(10(127-147) - 1) 377 A 31 1	
		T. VI. 655 4 50	(嫌疑者) 公認会計士	
122	21. 7. 14	証取法第 158	(株ペイントハウスが発行する新株式)	
		条等	を犯則嫌疑者が実質的に統括管理し	懲役2年6月(執行猶予4年)
		(偽計)	ていた投資事業組合名義で取得する	
			に際し、真実は、同組合が払い込む金	
			額の大半は、直ちに社外に流出させる	22.11.30 (東京高裁)
			ものであるのに、その情を秘し、あた	
			充実が図られたものであるかのよう	上告棄却
			な虚偽の事実を公表させた。	(確定)
			(1 14	
		- VI feta	(嫌疑者) 会社役員	
123	21. 7. 31	証取法第 167		
		条第 1 項第 5		
		号等	前に同社株券を買い付けた。	懲役2年(執行猶予3年)
		(内部者取		罰金 200 万円
		引)	(嫌疑者) 当該会社従業員	追徴金約 1, 293 万円
			会社員	会社員
				懲役2年(執行猶予3年)
				罰金 300 万円
				追徴金約 1 億 6, 164 万円
				22.6.10 (東京高裁)
				当該会社従業員
				控訴棄却
				会社員
				控訴棄却
				(いずれも確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21. 9. 29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (株価操縦)		22. 4. 28 (東京地裁) 無職A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2, 661 万円 会社役員B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2, 661 万円 無職C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2, 661 万円 (連帯)
125	21. 10. 20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を 買い付けた。	(いずれも確定) 22. 2. 4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3, 180 万円 (確定)
126	21. 11. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	(嫌疑者)無職 財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)当該会社代表取締役会社役員(4名)会社員不詳 (3名)	追徵金約 2 億 5529 万円

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日			
127	21. 12. 15	証取法第 166		
		条第3項等	上高及び経常利益について、直近の公	
		(内部者取		
		引)	出した予想値に差異が生じたこと(重	·
			要事実)を知り、公表前に同社株券を	
			売り付けた。	会社役員B
				懲役1年6月(執行猶予3年)
			(嫌疑者)会社役員(2名)	罰金 200 万円
		A List Mr.	会社員	会社員
128	21. 12. 15	金商法第 167		懲役2年6月(執行猶予4年)
			ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を	罰金 500 万円
		(内部者取		
		引)	を買い付けた。	(いずれも確定)
			(嫌疑者) 会社員	
129	21. 12. 24	金商法第 158	ユニオンホールディングス㈱の発行	22.8.18 (大阪地裁)
		条等	予定の新株等を売却するため、同社の	代表取締役 懲役3年(執行猶予5年)
		(偽計)	第三者割当増資等につき、IABja	罰金 300 万円
			pan株式会社は,第三者割当増資の	
			払込金等を実際に拠出する資力がな	
			いのに同社が、実際に資金拠出するか	•
			のような虚偽の事実を公表し、同社名	(いずれも確定)
			義で払い込む第三者割当増資の払込	
			金の一部は見せ金に過ぎないのに、払	
			込が実際にあったかのように仮装し	
			た上、第三者割当増資等の資本増強が	
			行われたかのような虚偽の事実を公	
			表した。	
			(嫌疑者)当該会社	
			(嫌疑有) ヨ該芸社 当該会社代表取締役	
190	22, 2, 9	証取法第 159		24.6.6 (大阪地裁)
130	۷4. 4 . 9	・	財産上の利益を得る目的で、ユニオン ホールディングス㈱の株価を高騰さ	V 1// = V V
		宋弗 L 垻弗 L 号等	ホールディングス(柄の休価を高騰させることを目的とした買い上がり買	会社経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円
		ラ ラ (株価操縦)	付け、仮装売買等を行い、もって当該	副金 400 万円 追徴金約 3 億 7, 637 万円
		(1小1四1米和灯)	変動させた相場により有価証券の売	垣塚並が 3 億 7, 637 万円 25. 10. 25 (大阪高裁)
			変動された相場により有価証券の元 買を行った。	25.10.25 (入阪商級)
			只でTJ フ/に。	公判係属中(最高裁)
			(嫌疑者)会社経営者	(注) 132 号事件と一括審理
			()	(江) 104 ケ尹件と「伯番垤

事	告発年			Net No.
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22. 3. 2		るなど虚偽の記載のある連結損益計 算書等を掲載した有価証券報告書を 提出し、その後の株式募集を行うにあ たり虚偽の有価証券報告書を参照す	当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20(横浜地裁)
				(注) 133 号事件と一括審理
132	22. 3. 16	証取法第 166 条第1項第1 号等 (内部者取引)	(株)テークスグループが、第三者割当増 資を行うこと(重要事実)及び第三者 割当増資の約9割は失権すること(重 要事実)を知り、公表前に同社株券を 買い付け、売り付けた。 (嫌疑者)当該会社実質的経営者 会社役員	罰金 300 万円
133	22. 3. 19	証取 197 条第 1 1 号 等		23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円

事	告発年	胆灰久立	車	1411 >H
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
134	22. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会社役員(2名) 元当該会社代表取締役 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24 (東京地裁) 元当該会社顧問 懲役3年(執行猶予4年) 元当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定)
135	22. 5. 11	証取法第 166		23.4.26 (東京地裁)
		条第1項第4 号等 (内部者取引)		懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)136号事件と一括審理
136	22. 6. 15	金商法第 166		23. 4. 26 (東京地裁)
137	22. 10. 6	条第3項等 (内部者取引) 金商法第197 条第1項第1	る協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員 (株エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計	
		号等 (虚偽の有 価証券届出 書の提出)	上する方法により、虚偽の記載のある 連結損益計算書を掲載した有価証券 届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	懲役3年 24.2.29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役3年 (いずれも確定)
138	22. 10. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	(㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役専務	

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
139	22. 10. 28	金商法第 159		23. 3. 10 (大分地裁)
		条第1項第1	ノマセマティカル他 2 銘柄の株価を高	懲役2年4月(執行猶予4年)
		号等	騰させることを目的とした見せ玉等	罰金 600 万円
		(相場操縦)	を行い、当該上昇させた株価により、	追徴金約2億6148万円
			各株券の売買を行った。	23. 8. 26(福岡高裁)
				控訴棄却
			(嫌疑者)会社役員	24.11.19 (最高裁)
				上告棄却
110	20.10.5	arm. Vi. Mr. 1 og		(確定)
140	22. 12. 7	証取法第 167		24.9.7 (東京地裁)
		条第3項等	ーエムビーエイチの業務執行を決定	当該会社社外取締役の配偶者
		(内部者取		懲役2年(執行猶予3年)
		引)	けを行うことについての伝達を受け、	罰金 100 万円
			公表前に同社株券を買い付けた。	追徴金約3,725万円(うち2,766万円は 被告会社と連帯)
			(嫌疑者)	同人の主催法人
			当該会社社外取締役の配偶者	罰金 500 万円
			同人の主宰法人	追徴金 2, 766 万円(被告人と連帯)
				(いずれも確定)
141	23. 2. 9	証取法第 197	内閣総理大臣に届出をしないで、新た	25.7.3 (福岡地裁)
		条の2第1号	に発行される社債券の取得の申込み	当該会社代表取締役会長 懲役6年
		等	の勧誘を行い、有価証券の募集をした	罰金 300 万円
		(無届社債	もの。	26. 2. 27(福岡高裁)
		券募集)		当該会社代表取締役会長 控訴棄却
			(嫌疑者) 当該会社	公判係属中 (最高裁)
			当該会社代表取締役会長	
142	23. 3. 22	証取法第 166	オックスホールディングス㈱の子会	24.3.7 (東京地裁立川支部)
		条第1項第4	社の業務遂行の過程で損害が発生し	懲役3年
		号等	たこと(重要事実)を知り、公表前に	
		(内部者取	同社株券を売り付けた。	24.7.19 (東京高裁)
		引)		控訴棄却
			(嫌疑者) 会社役員	24.10.30 (最高裁)
				上告棄却
				(確定)
143	23. 5. 27	証取法第 197		24.3.8 (東京地裁)
		条第1項第1	上を計上するなど虚偽の記載のある	当該会社代表取締役
		号等	連結損益計算書等を掲載した有価証	懲役2年
		(虚偽の有		
		価証券報告		懲役2年6月(執行猶予3年)
		書及び有価	益計算書等を掲載した有価証券届出	까차 스 시 메리스 시 ㅁ
		証券届出書	書を提出した。 	当該会社嘱託社員
		の提出)	(様に才) 水井へれ	懲役2年6月(執行猶予4年)
			(嫌疑者) 当該会社	罰金 400 万円
			当該会社代表取締役	会社役員 懲役3年(執行猶予5年)
			当該会社取締役	罰金 800 万円
			当該会社嘱託社員	24.9.20(東京高裁)
			会社役員	当該会社代表取締役 控訴棄却
				(いずれも確定)

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件 144	月日 23.6.10	金商法第 166	㈱スルガコーポレーションが委託先	
111	23. 0. 10	条第1項第1		ATT MITTER (MANAGAM)
		号等	ビルの立ち退き交渉業務に関し,警察	
		(内部者取		
		引)	力であるとし、当該交渉業務につい て、同社役員らも捜査対象となってい	
			たこと(重要事実)を知り、公表前に	
			同社株券を売り付けた。	
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社代表取締役	
			当該会社執行役員	
145	23. 7. 13	金商法第 166	当該会社社員	23 9 16 (東京地裁)
110	2011113	条第3項等	定する機関が㈱キーエンスを割当先	
		(内部者取	とする第三者割当増資を行うこと(重	罰金 400 万円
		引)	要事実)及び業務提携を行うこと(重	,,,,
			要事実) についての決定をした旨の伝	(確定)
			達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。	
			(嫌疑者) 会社役員	
146	23. 8. 2	金商法第 158	㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を	23.10.11 (大阪地裁)
		条等 (偽計)	引受人とする現物出資を含む第三者 割当増資において、宿泊施設等であっ	
		(河日 /	た土地及び建物3物件の価値を過大に	
			評価した上、募集株式の払込金額に相	
			当する価値のある不動産が現物出資	(いずれも確定)
			として給付される旨の虚偽の内容を	
			含む公表を行った。	25. 5. 10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 300 万円
			(嫌疑者)当該会社	当該会社代表取締役会長
			当該会社代表取締役会長	懲役1年4月(執行猶予3年)
			当該会社取締役	当該会社取締役
			当該会社執行役員(2名)	懲役1年2月(執行猶予3年)
			会社役員 会社員	当該会社執行役員 懲役1年(執行猶予3年)
			不動産鑑定士	(確定)
147	23. 8. 5	金商法第 159	財産上の利益を得る目的で、㈱GAB	24.5.14 (福岡地裁)
		条第1項第1	Aほか2銘柄の株価を高騰させること	懲役3年
		号等 (担担操縦)	を目的とした見せ玉等を行い、当該上	·
		(相場操縦)	昇させた株価により、各株券の売買を 行った。	追徴金約1億8,695万円 25.1.25(福岡高裁)
			1, -, -0	控訴棄却
			(嫌疑者)会社役員	(確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
148	23. 12. 12	金商法第 158 条 同法第 197条 第 1 項第 5 号 (偽計)	組合を割当先とする第三者割当増資	会社員 懲役2年6月(執行猶予3年) 24.3.7(東京地裁)
149	23. 12. 21	金商法第 158 条等 (風説の流 布及び偽計)	エスプール外3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 (嫌疑者)無職	23. 12. 22 (神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8, 330 円 (略式命令)
150	24. 1. 31	条第 1 項第 3 号等	NECエレクトロニクス㈱が㈱ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ㈱が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って㈱日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス㈱及びエルピーダメモリ㈱の株券を買い付けた。	懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円
151	24. 3. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)当該会社、当該会社代表取締役当該会社監査役当該会社取締役会社役員(3名)	25.7.3 (東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定) 公判係属中(東京地裁) 会社役員(3 名)

+	th all the	Γ		<u> </u>
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
152	24. 3. 22	金商法第 166	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業	24.9.26 (福岡地裁)
		条第1項第1	集団の経常利益の各予想値について、	
		号等	直近に公表された各予想値と比較し	罰金 300 万円
		(内部者取	て新たに算出した各予想値との間に	追徴金約 2 億 2,442 万円
		引)	差異が生じたこと (重要事実)を知り、	会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年)
			公表前に同社株券を売り付け、買い付	罰金 200 万円
			けた。	追徴金約2億1,693万円
				25. 2. 20(福岡高裁)
			(嫌疑者)当該会社社員	会社役員 控訴棄却
			会社役員	(いずれも確定)
				(注)151 号事件と一括審理
153	24. 3. 22	金商法第 166		
		条第1項第1	集団の経常利益の各予想値について、	当該会社社員 懲役3年(執行猶予5年)
		号等	直近に公表された各予想値に比較し	·
		(内部者取		
		引)	差異が生じたこと (重要事実)を知り、	
			公表前に同社株券を買い付けた。	罰金 200 万円
				追徴金約2億1,693万円
			(嫌疑者)当該会社社員	25. 2. 20(福岡高裁)
			会社役員	会社役員 控訴棄却
				(いすれも確定)
				(注)152 号事件と一括審理
154	24. 3. 26	金商法第 158		25. 4. 12(東京地裁)
		条等	金を北京誠信能環科技有限公司と	当該会社取締役兼最高財務責任者
		(偽計)	WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED O	72.00 = 1 = 74 (7.1144) = 17
			三社間で2回循環させる方法により、	罰金 400 万円
			北京誠信能環科技有限公司を買収し	
			たかのように偽装するため、WEALTH	
			CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先と	当該会社代表取締役
			する第三者割当増資を実施して資金	
			を調達し、北京誠信能環科技有限公司	罰金 400 万円
			を実質的に完全子会社化するための	26.1.17 (東京高裁)
			買収資金に充当することを決議した	当該会社 控訴棄却
			旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記	当該会社代表取締役 控訴棄却
			第三者割当増資に係る払込手続が完	公判係属中(最高裁)
			了した旨の虚偽の事実を公表した。	
			 (嫌疑者)当該会社	
			(嫌疑有) 国政会位 当該会社取締役兼最高	
			当該会社代表取締役	

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24. 3. 28	金商法第 197	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商	25.7.3 (東京地裁)
		条第1項第1	品を簿外処理するとともに架空のの	当該会社 罰金7億円
		号等	れん代を計上するなどの方法により、	当該会社代表取締役
		(虚偽の有	重要な事項につき虚偽の記載のある	懲役3年(執行猶予5年)
		価証券報告	連結貸借対照表を掲載した有価証券	当該会社監査役
		書の提出)	報告書を提出(3 期)した。	懲役3年(執行猶予5年)
				当該会社取締役
			(嫌疑者)当該会社	懲役2年6月(執行猶予4年)
			当該会社代表取締役	(確定)
			当該会社監査役	
			当該会社取締役	公判係属中(東京地裁)
			会社役員	会社役員
156	24. 3. 28	証取法第 197	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商	公判係属中 (東京地裁)
		条第1項第1	- 品を簿外処理するなどの方法により、	
		号等	重要な事項につき虚偽の記載のある	
		(虚偽の有	 連結貸借対照表を掲載した有価証券	
		価証券報告	 報告書を提出(2 期)した。	
		書の提出)		
			(嫌疑者)会社役員	
157	24. 3. 28	金商法第 166	日本風力開発㈱の株券について監理	24.5.18 (神戸地裁)
101	21. 0. 20	条第 2 項第 4		懲役2年(執行猶予3年)
		号等	(重要事実) についての伝達を受け、	罰金 300 万円
		(内部者取		追徴金約 8,637 万円
		引)	五公前に同任你分を元ヶ百07c。	(確定)
		317	 (嫌疑者)無職	(HEAL)
158	24. 7. 9	金商法第 38	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等	25.12.18 (東京地裁)
		条の2第1号	を記載した資料を年金基金の運用担	当該会社代表取締役 懲役 15 年
		等	当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法	当該会社取締役 懲役7年
		(投資一任	人との間で投資一任契約を締結させ	証券会社代表取締役 懲役7年
		契約の締結	た。	没収金約 5 億 6,884 万円
		に係る偽計)		上記被告人 3 名から連帯して金約 156 億
			 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取	9,809 万円
			締役、当該会社取締役、証券会社代表	公判係属中(東京高裁)
			取締役	(注) 160、162、163 号事件と一括審理
159	24. 7. 13	金商法第 167	㈱日立物流が㈱バンテックの公開買付を	25. 2. 28 (横浜地裁)
		条第1項第4	行うこと(重要事実)を知り、公表前	会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年)
		号等	に同社株券を買い付けた。	罰金 300 万円
		(内部者取		追徴金約1億43万円
		引)	│ │ (嫌疑者)アドバイザリー業務委託契約を	(確定)
			締結していた証券会社社員(元執行役	
			員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.9.30 (横浜地裁)
				証券会社社員(元執行役員)
				懲役2年6月(執行猶予4年)
				罰金 150 万円
				公判係属中(東京高裁)
				(注) 161 号事件と一括審理
				(四) 101 分子目 (一)打田之

事	告発年	明坛タン	± /4 0 4 =	Mail Se
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
160	24. 7. 30	金商法第 38	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等	25.12.18 (東京地裁)
		条の2第1号		当該会社代表取締役 懲役 15 年
		等	当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法	当該会社取締役 懲役7年
		(投資一任	•	証券会社代表取締役 懲役7年
		契約の締結	た。	没収金約 5 億 6,884 万円
		に係る偽計)	(Otter let) Maril A. I. Maril A. I. Maril	上記被告人 3 名から連帯して金約 156 億
			(嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取	9,809 万円
			締役、当該会社取締役、証券会社代表	公判係属中(東京高裁)
101	24.0.0	A = 12 VI. 675 + 0.0	取締役	(注) 158、162、163 号事件と一括審理
161	24. 8. 3	金商法第 167		25. 2. 28 (横浜地裁)
		条第1項第4		会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年)
		号等	り、公表前に同社株券を買い付けた。	罰金 300 万円
		(内部者取	(4番にマエン) マリヾ。、ノル゙リ 光マケチシィギハケリナ	追徴金約1億43万円
		引)	(嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を 締結していた証券会社社員(元執行役	(確定)
			神福していた証券去社社員(元教行及 員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.9.30(横浜地裁)
			真/、云性仅真A、云性仅真D、無極	証券会社社員(元執行役員)
				懲役2年6月(執行猶予4年)
				罰金 150 万円
				公判係属中(東京高裁)
				(注) 159 号事件と一括審理
162	24. 9. 19	金商法第 38	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等	25. 12. 18 (東京地裁)
		条の2第1号		当該会社代表取締役 懲役 15 年
		等	当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法	当該会社取締役 懲役7年
		(投資一任	人との間で投資一任契約を締結させ	証券会社代表取締役 懲役7年
		契約の締結	た。	没収金約 5 億 6,884 万円
		に係る偽計)		上記被告人 3 名から連帯して金約 156 億
			(嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取	9,809 万円
			締役、当該会社取締役、証券会社代表	公判係属中 (東京高裁)
			取締役	(注)158、160、163 号事件と一括審理
163	24. 10. 5	金商法第 38	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等	25.12.18 (東京地裁)
		条の2第1号	を記載した資料を年金基金の運用担	当該会社代表取締役 懲役 15 年
		等	当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法	当該会社取締役 懲役7年
		(投資一任	人との間で投資一任契約を締結させ	証券会社代表取締役 懲役7年
		契約の締結	た。	没収金約 5 億 6,884 万円
		に係る偽計)		上記被告人 3 名から連帯して金約 156 億
			(嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取	9,809 万円
			締役、当該会社取締役、証券会社代表	公判係属中(東京高裁)
			取締役	(注) 158、160、162 号事件と一括審理

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
164	24. 12. 18	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱セクルハは、合同会社がヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社がヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社元代表取締役、会社役員	罰金 300 万円 追徵金約 6 億 2,926 万円 26.3.25 (大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) 25.9.26 (大阪地裁) 当該会社元代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年)
165	25. 4. 30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (內部者取引)	る機関が、同種事業を営むソフトバン クモバイル㈱と業務上の提携をする	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円
166	25. 7. 12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買い付け、 仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社社員	公判係属中(東京地裁)
167	26. 3. 19	金商法第 158 条等 (風説の流 布)	カネョウ㈱ほか2銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板上に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 (嫌疑者)会社役員	26.3.20 (名古屋簡裁) 罰金80万円 追徴金275万円 (略式命令) (確定)

2-7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位:件)

	年度	4~17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
件	数	12	3	0	4 (4)	4	2	1	1	0	23

^{*}年度:平成20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

2 建議案件の概要一覧表

<u> </u>		
建 議 年月日	建 議の内容	措置の状況
6. 6. 14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に 関し、①証券会社と公認会計士等 との十分な連携、②審査項目の見 直し、③申請会員と協会の連携等 の改善策を講じている。
9. 12. 24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11. 12. 21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正 し、銀行業等を営む会社の財務諸 表における担保資産の注記を義 務付けるとともに、全銀協等は、 会員に関連当事者との取引の開 示を徹底することを通知した。
12. 3. 24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15. 4. 22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議	金融庁は、行為規制府令を改正 し、証券会社の業務の状況につき 是正を加えることが必要な場合 として、「募集期間中または売出 期間中に生じた投資判断に影響 を及ぼす重要な事象について、個 人の顧客に対して説明を行って

^{*}平成 20 年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成 21 年度との重複期間(平成 21 年 4 月~6 月)の件数である。

建議年月日	建	議	<i>O</i>	内	容	措置の状況
1,741.	した。					いない状況」を追加するととも に、事務ガイドラインに具体的な ケースを規定した。
15. 6. 30	りから、は、から、から、は、から、は、から、は、からをにるいいでは、からをにる認みがいるをにる認った。といいいは、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、	証券会にはない。 ながれる かい りょう はん はい とっこう はい とっこう はい とっこう はい はい で ない はい	かんのからないできる。 かんの かんの かん 自注 を数 の がんの がんの 証本 ら 公 券 しず 正 会 がんの 証 会 に 、性 それ で は かんの 証 会 に 、 性 それ かん	い分引のとう 用社なこを上て分引続取目売がりれ確の、なを的引的り、すを保売で注イま受す買	一次のである。一次のである。一次を査すしてた受一いてめ体措別が制のい個認しッ疑るイやをを、の作る人め、トい行ン顧講を、の作る人め、トい行ン顧講取イ下為行顧らこ取が為タ客ず	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況に場合として、言とが必要な場合をして、「実勢を反映しないで、実勢を反映しないで、実勢を反映しないである。当該取引を防止するという。ともいうでないととものでないととものでないととものがあれるととものがあるととものでするととものがあるというでは、スイドラインに具体的に規定した。潜したのでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カー
15. 12. 16	会に契作当一前っ一れ指をれ公のト社際約成該テにたトな定依た表公及所使締る行ン該為び状たしとて性こ所が、は個体が株をア況上たをい、れるよりにを式繰り、、が同る透を	なるためでは、いたが発るたけのというでは、では、では、いたが発るたけしいでは、いいのとは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいで	スナア関つに行りるがっトこりるアトリナすい、い、管情アそ示た点とスリるい同、証理報ナのでのトスア策との外のトスアがののかのトスアがいのかが、	間・トナ新ポ表会が提りよるでらトでレはリ規一後社十供スうこ、、に次、ポ、スにトにの分会トなと投ア対投ー当ト買の売アな社・事な資ナする	が者の契レ推資けりの対ポの投保ス適講、へ作約ポ奨者をスとし一下資護ト切ず当の成に一をへ行トは、トで者及・なる該勧に基ト示のう・認銘の作にびレ管よ証誘係づにす公とレめ柄作成対市ポ理う券等るき、レ表いポらを成さし場一体建	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外ホト・レポートを使用する場合には、外部等にあるとの方では、外部の遂行れていると柄でいると称で、対価の支払いよりには、下りには、その上のでは、その上のでは、その上のでは、その上のでは、その上のでは、ことを追加した。
17. 11. 29	に、、 に出せる ままな に出して は は は ままま は まままま は まままま は まままままま	意思がな 意思み、た。 とないれた。 とないないでは、 はないないでは、 はないないでは、 はないないでは、 はないないでは、 はないないないでは、 はないないないでは、 はないないないない。 はないないないない。 はないないないない。 はないないないない。 はないないないない。 はないないないないない。 はないないないないない。 はないないないないない。 はないないないないないない。 はないないないないないない。 はないないないないないないない。 はないないないないないないない。 はないないないないないないないない。 はないないないないないないないないないないないないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	い定 て見相、いい場をかが 見せ場売「こ操制した。 定玉操買見と縦度をがります。 がいまれる かい すい はんしょう はんしまん はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん	かこ る等にが玉らのおわり 証売対成」、不いらり 取買す立等課公でがまるし売徴正も	誘導するためを見まり、159条行との引力を見まれる。第159条行との引力の制度制制を表するののののののののののののののでは、159条では、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159をは、159を	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわゆる「見せ玉」等)についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。)。

	1					
建 議 年月日	建	議	Ø	内	容	措置の状況
17. 11. 29	た場合、証取法に該当し、処間の取引参加者 売買の申込みでである。 一見せるいない。 「見せとそのにという。」 にとから、証明の申込み行	生罰で行し 等の券為生し 159象証行と 売顧会を第、 ででは、 買客社も197 でででする。 ではの、7 でででする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	第な会たか 込い己号第同第も自に同 為当算け第17	1号にいうすで かのこはには いら算買る はには はは ははる はる はる はる はる はる はる はる はる はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	派、証券の引 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分はれた。)。
17. 11. 29	業務に理に業出可置かとれる料で直に、売体はめ助たてる指。会在いこた資っいいたる員現払。当るのあし関サーとに対している。当るにするがある。	し資勧し例は業続証どが、よ、強たて運そるが問て商誘てえ、のが取、あ、る取いめ、用れ場顧業、品や規ば証登必法縦る、証引ら、幅・に合客法「とこ制、券録要と割こ、券一れ投広助伴にのに投しれす現業、とまりと、会任と資い言いは利ま	資でにべ在の一な資のに、会勘よサ金、取、益はサ位関き、登任る資法留 に取うビ商産一資損を一置すで証録のほ間律意 対取など高産一資損投ビ付るあ券、認か業がが す引物ス品管任者な資	スけ資る業投可、美建必一に代法に理勘保う受法的産。と資、兼法全要 検りがおる一取にと任にれ運こ証顧証業になで 検りがおる一取にと任おる用の券問券にそ兼か 査顧散け販体引支を契い幅・防投業業件れ業が の客見る売と製障り約	広助、資ととうぞをる。 結びさ業とし続を近にい言現一のの弊れ妨」 果不れ務勧ての来す係金、行任兼兼害規げと を当る範誘規禁たるる融資法業業所定て指 踏なと囲や制止さた規商産のをのの止がい摘 ま手このこすのなめ制品管下兼届認措置るさ え数ろ見れる扱い、も	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする法律」が配置する法律」が正する法律」が正する法律に同法の一部を改正する法律に同法の上を(同法のより)。
18. 4. 14	いう。)を発行 関い の の の の の の の の の の の の の の の の の の	行発情てンア行式はたるて 券報なし行報当グンサ情を、も調当 会をとらにと株とグのりのと依投 の部発との外発とは、いの公付よ認頼資 検げる	するう。、よう過表けうめを家で、大きののでにい事れっ対に 結ずをを でにい事れっ対 結ずを の達を かんしょう はずを かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	主は公う行行当事が海おり、、お部幹式表需う情該例認外りる ①こに事等前要こ報株がめ投、処 プと伝達のに動とを式認ら資こ分 レに達が発、向が入等はわるればいいません。	行国のあ手のらたでを行 ヒしるに内調るし発れ場関受わ アて際係外査。た行た合しけれ リ手に、情機以の外に 内、、に グ規そも がく いん が規を 部海海至 の程の	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに(平成18年11月1日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議)を制定し、具体的な取扱いが規定された(平成19年1月4日施行)。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18. 4. 21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯(刑法第60条)として証取法第226条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属して上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保しているり、また監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成18年12月22日 日 22日 日 23日 23
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京 証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の 売買取引(以下「本件 TOPIX 先物取引」という。)におい て、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文と を対当させることにより、権利の移転を目的としない取引 を大量かつ反復継続的に成立させ(以下、このようにして 成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当 日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値 (いわゆる「市場 VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、 あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を 行うこと、及び、これらの取引を 受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。

74 辛									
建 議 年月日	建	議	0	内	容	措	置)状	況
	数値であり、当は、当の内容を含まり、というのでの対象ができる。	本さ、該基めとっう 券実証をでいる。 本さ、該基めとっう 券実証券でははではです。 がしてするです。 大きなでは、 大きなでは、 大きなでは、 大きなでは、 大きなでは、 大きなでは、 大きなでは、 大きながが、 大きなが、 大きなががが、 大きながが、 大きながが、 大きなががが、 大きながが、 大きながが、 大きなががが、 大きなががが、	取引に発表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表示のののである。 は、場合は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は認い央市あ来為資 すめてし場る高は判 るら広な内。を、判 がれくい・ま現出断 いに 数た参数外た実来を は で に で に の に の に の に の に の の に の の に の の に の の に り に り	分。照値に、の高誤 、めず れすけ装給参せ 来せてるる取に照得 高るい取他引基しる と取せ ませい おいり とり おりのにづつも いり				
19. 2. 16	行か)、ステルス (自価証第157 開催 157 開催 157 開催 157 開催 157 日本 157	告書等の 159 159 159 159 159 159 159 159	是の条かでは、 はの条がでは、 はの条がでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	新等(第158 る懲役刑が5 ついと は長 でを ないたと 業は、60 は でありたであり、5 であり、5	等の提出 効が延長 伝票の保 効(最大 かる内容 品取引業	等の ま ま ま ま ま ま ま に 関 で に 関 に 関 に に に に に に に に に に に に に	こついて (5年) (5年) との整合 とよった とこれた とこれた とこれた とこれた とこれた とこれた とこれた とこれ	正券、いと性に同月 報公、公が金令の日 告訴注訴図融」日 書時文時ら商を施
21. 4. 24	する重点検査を対象のでは、	のが思うこう預り皮を外に思うこう預り皮を外に関うこう預り皮を外に関いました。 外理に対して あるつい おいま はいばい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい か	べるらいない。 では は よいらいないのでは はないのでは は ないのでは はないのでは では では に ないのでは では に に に に に に に に に に に に に	ためこ列託この色を 引食のな固多受用証相ら 取金預が有くけさる場せ り銭	、産め保で基急、 うあ客顧とら証いに変と 金をかない、②自りた 品のの財 カカ己損事 取管	関する内 為替証拠	閣府令」 金取引の 託に一ス	を改正)区分管 に化する	対 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
21. 4. 24	以上となった『 ールであるが、 不測の損害を- せ、最悪の場合 害を与えかねた 拠金取引に係る 重要である。	祭には、自動 当該ルー。 与えるばか 分には業者が ないような なロスカッ	動的に反対 ルが機能 l いりか、業 が破綻して 問題を含む トルール	対取引によ しない場合 達者の財務(で顧客全体 いことから いの適切な)	には、顧客に 本質を悪化さ にも著しい損 、外国為替証	関する内 商品取引 引に係る	閣府令」 業者にタ ロスカッ を義務付	を改正 ト国為 セ フト・ル けける 旨	対

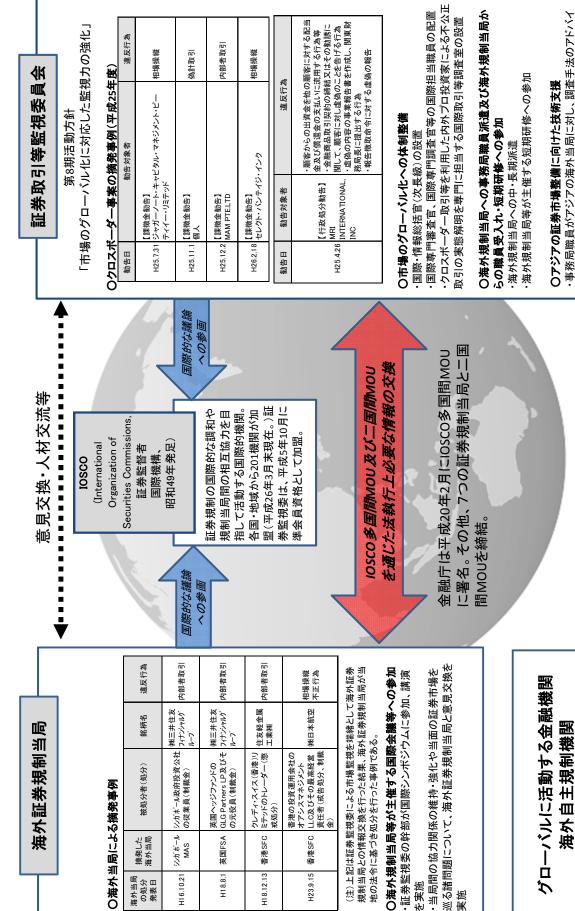
建議	建 議の内容	措置の状況
年月日	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業、1きの内閣府令」を改正してきる力が関係を力ができたができたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。
22. 10. 19	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建議		
理 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	建 議の内容	措置の状況
	な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23. 2. 8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等) ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等) など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著とした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業とに関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しされて、投資助言・代理業の登録を担合されて、投資助言・代理業の登録を担合されて、投資助言・代理業の登録を担合とされて、おい場合に登録を担否できるよう、他の業種と同追しなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保は、投資助言・代理業の登録を担否できるよう、他の業種と同追します。なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から表力団等を排除否事由に入的構成要件を追加することにより、投資助言・代理者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投きを確保できます。 ・代務を確保で登録をできるという。 を登録でするという。 は、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
23. 12. 20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることと後1年以内に施行)を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律、平成24年9月12日に公布された(同法の該当部分は平成25年9月6日から施行された。)。

建 議 年月日	建議の内容	措置の状況
25. 3. 29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な劣をあり、その公表等にあたっては当然に正確性が求られるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した(平成25年9月2日施行)。

-8 市場のグローバル化への対応状況 S

市場のグローバル化への対応に向けての取組み



顧客からの出資金を他の顧客に対する配当

違反行為

内部者取引

(송타取키

阳場操縦

違反行為

宣令

証券取引等監視委

第8期活動方針

相場操縦

関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財

報告徴取命令に対する虚偽の報告

務局長に提出する行為

金融商品取引契約の締結又はその勧誘に 金及び償還金の支払いに流用する行為等

(注)IOSCO多国間MOU : Multilateral Memorandum of Understanding (平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み)

・事務局職員がや研修講師を務め、昨今の証券監視委における

スを実施

国際的な業界団体

흾見交換

活動状況や、市場監視・検査手法等を紹介

市場のグローバル化への対応(一覧表)

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日	嫌疑者	違反行為	連携した主な海外当局
H21. 4. 27	ジェイ・ブリッジ㈱取締役	内部者取引	シンガポール通貨監督
(東京地裁判決は	会長		庁 (MAS)
H21. 12. 10)			
H24. 3. 6、H24. 3. 28	オリンパス㈱、同社役員及	虚偽有価証券報告書提出	_
(公判係属中)	び協力者		
H24. 3. 16	㈱セラーテムテクノロジー	偽計(架空増資)	_
(公判係属中)	及び同社役員		
H24. 7. 9、H24. 7. 30、	AIJ 投資顧問㈱及び同社役	投資一任契約の締結に係る	_
H24. 9. 19、H24. 10. 5	員等	偽計	
(公判係属中)			

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した主な海外当局
H25. 7. 31	ジャガーノート・キャピ	相場操縦	RISE(株)	シンガポール通貨監督
(未定)	タル・マネジメント・ピ			庁 (MAS)
	ーティイー・リミテッド			
H25. 11. 1	個人	偽計取引	ウェッジホール	タイ証券取引委員会
(未定)			ディングス(株)	(SECT)
H25. 12. 2	MAM PTE. LTD	内部者取引	日本板硝子㈱	シンガポール通貨監督
(未定)	(エムエイエム・ピーテ			庁 (MAS)
	ィイー・エルティディ)			
H26. 2. 18	セレクト・バンテイジ・	相場操縦	㈱酉島製作所、	オンタリオ証券委員会
(H26. 3. 24)	インク		ホシザキ電機㈱	(OSC)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した主な海外当局	
H25. 4. 26	MRI INTERNATIONAL,	・顧客からの出資金を他の顧客に対する	米国証券取引委員会	
(H25. 4. 26)	INC	配当金及び償還金の支払いに流用する	(SEC)	
		行為等		
		・金融商品取引契約の締結又はその勧誘		
		に関して、顧客に対し虚偽のことを告		
		げる行為		
		・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関		
		東財務局長に提出する行為		
		・報告徴取命令に対する虚偽の報告		

2. 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16. 10. 21	シンガポール通	シンガポール政府投資公社の従	㈱三井住友フィナン	内部者取引
	貨監督庁 (MAS)	業員 (制裁金)	シャルグループ	
H18. 8. 1	英国金融サービ	英国ヘッジファンドの GLG	㈱三井住友フィナン	内部者取引
	ス機構 (FSA)	Partners LP 及びその元役員(制	シャルグループ	
		裁金)		
H18. 12. 13	香港証券先物委	クレディ・スイス(香港)リミテ	住友軽金属工業㈱	内部者取引
	員会 (SFC)	ッドのトレーダー(懲戒処分)		
H23. 9. 15	香港証券先物委	香港の投資運用会社のオアシス	㈱日本航空	相場操縦、
	員会 (SFC)	マネジメント LLC 及びその最高		不正行為
		運用責任者(戒告処分、制裁金)		

[※] 平成25年9月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMRIインターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
		【市場参加者(34件)】	
平成25年	4月25日	日本証券経済倶楽部	証券市場と日本経済
	5月16日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	5月22日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の活動状況等
	5月23日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向について ~平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事項~
	5月28日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向について ~平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事項~
	5月29日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向について ~平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事項~
	6月4日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月7日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月20日	日本投資顧問業協会	投資一任業及び助言・代理業を巡る当面の課題
	6月26日	国際銀行協会(IBA)	The SESC's Inspection Policy and Program for 2013-14
	7月3日	日本証券業協会	リテール債券営業における検証手法
	7月3日	日本証券業協会	システムリスク(情報セキュリティ)管理態勢について ~検査官の視点で~
	7月23日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ~リテール業務向け~
	9月6日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(東京)) インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み
	9月27日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(大阪))
_	10月10日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月11日	全国信用組合中央協会	証券検査を巡る最近の動向 ~ 登録金融機関業務における内部管理態勢 ~
	10月16日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ~営業員向け~
	10月23日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	10月28日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について
	11月8日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	11月22日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	11月26日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(名古屋))
	12月6日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み
	12月12日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	(上場会社コンプライアンスフォーラム(札幌)) インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(福岡))
	12月12日	経営法友会	インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する取組み
平成26年	1月8日	日本証券業協会	財産経理における検証手法
	1月17日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月12日	不動産証券化協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月17日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月18日	日本証券業協会	証券会社のリスク管理態勢について ~財務の健全性等に必要なリスク管理態勢~
	2月20日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月21日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月24日	日本証券業協会	内部管理体制整備の留意点

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
		【自主規制機関等(36件)】	
	Τ_	(取引所) T	1
平成25年	4月1日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月16日	東京証券取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	4月23日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月23日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月24日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月21日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月29日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月30日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月31日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月5日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月11日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	8月1日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月29日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月25日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月6日	東京証券取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	11月27日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成26年	1月29日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月26日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	1	(取引業協会等)	
平成25年	4月19日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月31日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月17日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
	6月18日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	7月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月26日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
	10月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月12日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月22日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月29日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月3日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月11日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月16日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
平成26年	2月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	1	1	

	88 /44 🖂	= * ウケン * * (*)	
	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
		【監査法人(1件)】	
平成26年	3月7日	太陽ASG有限責任監査法人	インサイダー取引について
		【日弁連等(1件)】	
平成25年	10月22日	第一東京弁護士会金商法研究部会	証券監視委の業務説明
		【大学·大学院(7件)】	
平成25年	5月30日	東京大学法科大学院	証券監視委の業務説明
	6月13日	中央大学法科大学院	証券監視委の業務説明
	10月29日	福岡大学	企業会計と証券取引(1) ~有価証券報告書等虚偽記載~
	11月12日	福岡大学	企業会計と証券取引(2) ~不公正ファイナンス~
	11月13日	さいたま新都心連合大学	証券市場ってなんだろう
	11月29日	中央大学法科大学院	証券監視委の業務説明
平成26年	1月21日	中央大学ビジネススクール	最近の証券取引等監視委員会の活動と課題
		【金融庁·財務局(1件)】	
平成26年	3月19日	関東財務局	証券取引等監視委員会における検査の現状等

2-10 平成25年度 各種広報媒体への寄稿 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

	掲載日	媒 体	テーマ	執筆者
平成25年	10月25日 (10月号)	日本証券業協会HP 証券業報	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について ~内部者取引事案の現状~	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成26年	2月25日 (2月号)	日本証券業協会HP 証券業報	監視委第8期活動方針について	其田総務課長
平成25年	4月3日		開示書類の虚偽記載等について(6)	河野総務課長
	4月17日		証券検査について(1)	河野総務課長
	5月8日		証券検査について(2)	河野総務課長
	5月22日		証券検査について(3)	河野総務課長
	6月5日		証券検査について(4)	河野総務課長
	6月19日		証券検査について(5)	河野総務課長
	7月3日		証券検査について(6)	河野前総務課長
	7月24日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について	其田総務課長
	8月7日		「不公正ファイナンスの実態分析と証券監視委の対応」の公表 について	其田総務課長
	8月28日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について	其田総務課長
	9月11日	ᆂᆕᅑᄴᇛᆈᇎ	不公正取引に係る課徴金事例集の公表について	其田総務課長
	10月9日	東京証券取引所 メールマガジン	取引調査基本指針及び開示検査基本指針の公表について	其田総務課長
	10月30日		クロスボーダー取引等を利用した海外投資家による相場操縦事 案について	取引調査課国際取引等調査室 河村室長
	11月13日		個人投資家に対する海外ファンド等への投資に関する業務を行 う金融商品取引業者について	証券検査課 鈴木課長
	11月27日		株式公開買付けに係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧 告事案について	取引調査課 小出課長
	12月11日		有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告 事案等について	開示検査課 松重課長
	12月25日		貯蓄から投資への流れと、投機の位置づけ	特別調査課 後藤課長
平成26年	1月8日		近年の証券監視委の活動について	其田総務課長
	1月22日		発行市場に対する市場監視について ~第三者割当増資及びライツ・オファリングの最近の動向~	市場分析審査課 河村課長
	2月5日		監視委第8期活動方針について	其田総務課長
	2月19日		相場操縦に対する課徴金納付命令勧告事案について	取引調査課 小出課長
	3月5日		開示検査の歴史について	開示検査課 松重課長
	3月19日		株式投資はギャンブルか?3月11日に思うこと	特別調査課 後藤課長
平成25年	4月5日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ ジャスダック証券取引所 メールマガジン)	開示書類の虚偽記載等について(6)	河野総務課長
	4月19日		証券検査について(1)	河野総務課長
	5月10日		証券検査について(2)	河野総務課長
	5月24日		証券検査について(3)	河野総務課長
	6月7日		証券検査について(4)	河野総務課長
	6月21日		証券検査について(5)	河野総務課長
	7月5日		証券検査について(6)	河野前総務課長

掲載日		媒 体	テーマ	執筆者
平成25年	平成25年4月10日~ 平成25年6月10日	金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景(第82回~第86回)	大森事務局次長
平成25年	10月25日 (11月号)	月刊日本行政	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について ~内部者取引事案の現状~	取引調査課 金ヶ﨑課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成25年	9月1日 (9月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について	前 開示検査課 青崎課長補佐 開示検査課 岡崎係長
	12月1日 (12月号)	†月刊監査研究 	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について ~内部者取引事案の現状~	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成25年	9月15日 (10月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について	前 開示検査課 青崎課長補佐 開示検査課 岡崎係長
	10月15日 (11月号)	会計・監査ジャーナル	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について ~内部者取引事案の現状~	取引調査課 金ヶ﨑課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成26年	1月24日 (2月号)	月刊監査役	監査役が知っておくべき金商法の基礎講座(内部者取引)	取引調査課 金ヶ﨑課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
	2月25日 (3月号)	月刊監査役	監査役が知っておくべき金商法の基礎講座(開示規制違反)	開示検査課 今井課長補佐
	3月25日 (4月号)	月刊監査役	監査役が知っておくべき金商法の基礎講座(不公正ファイナンスとその事例)	特別調査課 在津課長補佐

○ 証券監視委メールマガジンの発行

	掲載日	媒 体	テーマ
平成25年	年 4月1日		不公正ファイナンスについて(その2)
	5月1日		不公正ファイナンスについて(その3) 信用格付業者に対する検査結果及び信用格付業制度に係る建 議について
	6月4日		平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画につい て
	7月1日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について 「不公正ファイナンスの実態分析と証券取引等監視委員会の対 応」の公表について 「開示検査に関する基本指針(案)」及び「取引調査に関する基 本指針(案)」の公表について
	8月1日		開示規制違反に関する課徴金事例集の公表について
	9月2日	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	RISE株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について いて 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	10月1日		With Asset Management (株) に対する検査結果に基づく勧告に ついて 「取引調査に関する基本指針」及び「開示検査に関する基本指針」の公表について
	11月1日		国際事案への対応強化に向けた取組みについて 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話について 証券取引等監視委員会ウェブサイトの一部リニューアルについ て
	12月3日		無登録業者等に対する禁止・停止命令の申立てについて
平成26年	戊 26年 1月6日		新体制発足のご挨拶 平成25年7月から12月までに勧告した不公正取引に関する課 徴金納付命令勧告事案の特色について
	2月3日		第8期証券監視委活動方針
3月3日			開示規制違反に対する最近の活動状況について

皆様からの情報提供が、市場を守ります!

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検 査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるものなど)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
 - ・風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報 など)
- 疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
 - 疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先 など)
 - ・上場会社の内部統制の問題・・・・などにすって、正・コー・エー・ロー・コー・エー・ロー・コー・エー・ロー・フェー

金融商品取引業者に関する情報

- 証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説 明の不足、システム上の問題 など)
 - 経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定 など)・・・・など

その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者
- 市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループなど)・・・・など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 電話 : 03-3581-9909(情報提供窓口直通)

FAX : 03-5251-2136

nttps://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

3 - 2

年金運用ホットラインでの情報受付について

~疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします~

年金運用ホットラインのウェブサイトにアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

[提供いただきたい情報の例]

- ・投資一任業者における疑わしい運用等の情報
 - (例) 相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
- 年金投資ー任契約の不適切な勧誘に関する情報
 - (例) 年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の 担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
- 年金投資ー任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
 - (例) 誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
 - (例) 年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
 - (例) 運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、 想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
- 契約や説明を遵守しない運用に関する情報
 - (例) 実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
 - (例) 運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
 - (例) 投資ー任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、 市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

[情報提供に当たっての留意事項]

- ・本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております (匿名の場合は<u>情報提</u> 供窓口で受け付けております。)。
- ・情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報(運用業者名や商品名、仲介している業者名等)の提供をお願いします。
- ・特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

○郵送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

○直通電話:03-3506-6627

〇電子メール: pension-hotline@fsa.go.jp

- ※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部 に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期しております。
- ※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い 分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼 点の明確化に活用しております。
- ※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等は行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、 苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等を ご紹介しております。

(参考1) 匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報提供窓口で歓迎します。

○郵送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

○直通電話:03-3581-9909

OFAX: 03-5251-2136

Oインターネット: https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

(参考2)公益通報者保護法(平成18年4月施行)により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

○郵送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

○直通電話:03-3581-9854

OFAX: 03-5251-2198

Oインターネット: http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

証券取引等監視委員会公益通報窓口 · 相談窓口

証券取引等監視委員会(以下「当委員会」という。)では、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等)の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

≪公益通報窓口で受け付ける通報について≫

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であること。 (当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。)
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。
- ※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報提供窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者でない場合などには、情報提供窓口に情報提供をお願いいたします。

(証券取引等監視委員会情報提供窓口)

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口

電話番号:03-3581-9909、FAX:03-5251-2136

≪公益通報にあたってのご注意≫

- 1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。
 - (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております)
 - (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
 - (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
 - (4) 通報者と被通報者の関係
 - (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、 事実を知った経緯など)
- 2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させて頂きます。
- 3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

- 4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報提供窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。
- 5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

≪通報及び相談窓口について≫

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

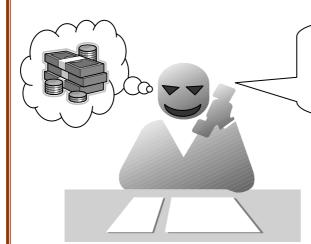
直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日~金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

受付時間 午前9時30分~午後6時15分まで

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください! ~ 未公開株に関するご注意 ~

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の 買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



『こちら、<u>証券監視委員会</u>ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株が まだ上場してないな。』

『国に関係する組織からの電話だったら、 信用してもよさそうね・・・』



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください!

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の 窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください! ~ 未公開株に関するご注意 ~

平成21年6月19日 金 融 庁 証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の 職員であると名乗る者が、

- ○「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開 株の買い増し勧誘などを行う、
- ○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や 報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注:証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

· 証券監視委員会

· N P O 法人 証券等監視委員会

証券取引監查委員会

• 証券取引監視協会

など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

IP 電話・PHS からは03-5251-6811におかけください。

FAX : 03 - 3506 - 6699

○証券取引等監視委員会 情報提供窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通:03-3581-9909 FAX:03-5251-2136

代 表:03-3506-6000 (内線3091、3093)

証券検査に関する基本指針

平成 25 年 8 月 証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。 また、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループ については、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」と いう。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張 等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切 に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必 要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、 規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関す る様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えて いる問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定す ることとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行 政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その 他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切 性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象 先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努 める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

(注) 「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク 管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営 陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であること を念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければ ならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に 基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の

遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を 慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなけれ ばならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場 等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督部局等の関係部局との間においては、それ ぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

4. 自主規制機関との連携等

- (1) 自主規制機関(金融商品取引業協会及び金融商品取引所をいう。以下 同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が 実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監 視機能の総体としての向上に努めるものとする。
- (2) こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」 (II 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進 するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、 自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資 するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査 実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果 等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査 官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、 検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

(3) グループー体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループー体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る 特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対 象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、 検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別 検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等に ついて十分検討する。

3. 検査の種類

- (1) 検査の種類は、次のとおりとする。
 - ① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検 査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動 的に行う検査をいう。

- (2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。
 - ① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期 を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を 訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。) により行うものとする。

5. 検査予告

- (1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の 軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。
- (2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(II8.(1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨 店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告 日の前営業日とする。)。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での 検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ8.(2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ 検査実施の手続等「10. 検査モニター」 参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ 検査実施の手続等「12. 意見申出制度」 参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ 参考「2.提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i.上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、 常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に 検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの 質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりと りの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示 制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の 高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれて いること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、 検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課 長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検 査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。
- ② 第三者非開示承諾書の提出 検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとお り取り扱うものとする。
 - イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前) に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検 査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、 証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に 開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象 先の責任者から記名押印を受けるものとする。
 - ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
 - ハ. 検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係 情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開 示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求 めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断 した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の開示承諾申請は必要 ないものとする。
- ③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出
 - イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等に あっては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開

示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請 (以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとす る。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今 回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を 行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開 示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないことと する。

- ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例 としては、以下のとおり。
 - 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
 - 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営 に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託 先等への開示
 - ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる 企業結合等の当事者への開示
 - 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示
- ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会 社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変 更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

(3) 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行う ため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役 職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、 原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に

行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ 効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明 した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適 切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

- イ. 事案の事実の的確な把握
- ロ. 検査対象先における問題の重要性
- ハ. 根拠規定
- 二. 発生原因及び責任の所在の解明
- ホ、検査対象先の認識及び対応
- ④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(II8.(12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、 就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものと するが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うこ とのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、 下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等 を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店 検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生 じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行う ものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況 や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について 経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査 である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努め るものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、 その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にそ の是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意す る。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善 に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、 検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職 員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事 実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、 整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、 事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか 否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題 との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものと する。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理 上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作 成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社 等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財 務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告する。当該検査について は、証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等 にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要 があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査 課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査 課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長 (財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検 査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検 討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査 官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するも のとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、 検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、

審査係(財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な 連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった 場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査 対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの 概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。 なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式 6)に記入し、電子メール又は 郵送により送付する。

口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を 除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券 検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券 取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施 者)とする。

口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に

は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の 実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、 必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘 事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、 以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、 当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- ① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。 また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。
- ② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違 事項」という。)を確認する。
- (2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- (3) 講評の際の出席者
 - ① 証券監視委又は財務局等 原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
 - ② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象 先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこ れを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、 口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等 にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達 が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評は、意見 申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、 検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

- ① 意見申出書の提出等
 - イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式7)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等 のうち、意見相違事項に限る。
- ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。
- 口. 審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。
- ③ 審理結果の回答方法審理結果については、検査終了通知書に包含する。

13. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式9)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう 努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並 びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うこと を勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するもの とする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案 については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、 原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとす る。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに 取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。

- 第一種金融商品取引業者(金融庁監理業者) 30 営業日
- その他15 営業日

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して 行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

(改正)

本指針は、平成24年7月23日から適用する。

(改正)

本指針は、平成25年8月8日から適用する。

Ⅳ 参考

- 1. 検査のイメージ図
- 2. 提出資料一覧

(別紙)

- •様式1 検査命令書
- 様式 2 第三者非開示承諾書
- 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- 様式3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- 様式4 整理票
- 様式5 質問票
- 様式6オフサイト検査モニター用紙
- ・様式7 意見申出書
- · 様式 8 意見申出取下書
- •様式9 検査終了通知書
 - ※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

• 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)
- (4) 指定親会社(金商法第57条の23、第194条の7第3項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第57条の26第2項、第194条の7 第3項)

- (6) 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- (7) 特例業務届出者(金商法第63条第8項、第194条の7第3項)
- (8) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号 及び第3項)
- (9) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4 号及び第3項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項 第5号及び第3項)
- (12) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の4、第 194 条の7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の6、第 194 条の7第3項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法 第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び 第3項)
- (19) 自主規制法人(金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
- (20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7号及び第3項)
- (21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156条の5の4、第194条の7第3項)
- (22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)
- (23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (25) 証券金融会社(金商法第156条の34、第194条の7第3項)

- (26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第22条第1項、第225条第3項)
- (29) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項 及び第 3 項)
- (30) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (31) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第3項、第 225 条第3項)
- (32) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。) 第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項 第 1 号及び第 3 項)
- (34) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (35) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第1項において準用する 第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項 第2号及び第3項)
- (36) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項、第286 条第2項)
- (37) その他、上記(1)から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査 の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により 証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするの で留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第15条第1項、第21条第6項第1号)
- 口. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第1項、第21条第7項)
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。
- ※ Ⅳ 参考の1及び2並びに別紙の様式の掲載は省略。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法(以下「金商法」という。)が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員(以下「調査官」という。)は、取引調査(以下「調査」という。)の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

(2) 綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(4) 効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ 十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、 事案の実態を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ.取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引(以下「事案」という。)について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等(以下「対象先」という。)に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

(1) 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査(以下「検査」という。)を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、 検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であること を伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 検査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先(対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等)を立ち会わせるものとする。
- ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- 二 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。
- ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者 が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(2) 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、 以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得た うえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象 者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- 二 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとす る。
- へ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、 記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表 を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には 使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについて は、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅲ. 施行日

本基本指針は平成25年8月30日から施行する。

(改正)

本基本指針は平成26年4月1日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法(以下「金商法」という。)における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、 このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の 心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1)綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(3) 効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑚に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査 官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が 把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者 保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとと もに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析 し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注)有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1)報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内

容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延している と認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員そ の他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

1) 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ、検査への協力依頼
- ハ、検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- 二. 必要な提出資料の提示
- ホ、その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うと ともに書類の紛失等の事故がないように留意する。 ロ.検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、 的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施 するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、 検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除 き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人(公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害 関係のない外部の専門家によって構成される委員会(以下「外部調査委員 会」という。)を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結 果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、 外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性 を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

- ① 証票の携帯及び提示 調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては 検査対象先に提示しなければならない。
- ② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引 先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を 実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。
- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出 を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の 担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法に ついて適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を 休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するととも に、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅 失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

(2)検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

(3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

(1)検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ、開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、 細心の注意を払う。

(2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書 管理者、文書管理者をいう。

(3) 検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査 関係情報(開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査 対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同 じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1)金融庁及び財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)との間に おいて、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な 連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3)金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の22の2第2項により準用される同法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の30第1項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第27条の35に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第177条に基づく調査(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行後)並びに金商法第193条の2第6項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成25年8月30日から施行する。